

第百四十二回国会
衆議院
商工委員会
議 録 第 十 二 号

平成十年五月七日(木曜日)

午前九時二分開議

出席委員

委員長 齊藤斗志二君

理事 石原 伸晃君

理事 岸田 文雄君

理事 松本 龍君

理事 西川太一郎君

理事 岩永 峯一君

理事 岡部 英男君

理事 木村 隆秀君

理事 小林 多門君

理事 河本 三郎君

理事 田中 和徳君

理事 滝 実君

理事 武部 勤君

理事 能勢 和子君

理事 林 義郎君

理事 川内 博史君

理事 近藤 昭一君

理事 榎本 伸二君

理事 松本 惟子君

理事 坂口 力君

理事 宮地 正介君

理事 一川 保夫君

理事 辻 第一君

理事 吉井 英勝君

理事 河村たかし君

出席國務大臣

内閣総理大臣 橋本龍太郎君

通商産業大臣 堀内 光雄君

出席府委員

通商産業政務次官 遠藤 武彦君

通商産業大臣官 岩田 満泰君

通商産業大臣官 岩田 満泰君

通商産業大臣官 岩田 満泰君

通商産業大臣官 岩田 満泰君

通商産業大臣官 岩田 満泰君

通商産業大臣官 岩田 満泰君

通商産業大臣官 岩田 満泰君

通商産業大臣官 岩田 満泰君

通商産業大臣官 岩田 満泰君

通商産業大臣官 岩田 満泰君

通商産業大臣官 岩田 満泰君

通商産業大臣官 古田 肇君
通商産業省環境 並木 徹君
立地局長 林 康夫君
中小企業庁次長 中村 利雄君
中小企業庁次長 木下 博夫君
建設省都市局長 鈴木 秀世君
国土庁大都市圏 鈴村 秀世君
整備局整備課長 白井 徳一君
自治大臣官房地 野田浩一郎君
域政策室長 白井 徳一君
商工委員会専門 員 野田浩一郎君

委員外の出席者

委員の異動
五月七日
甘利 明君 田中 和徳君
小川 元君 岩永 峯一君
木村 義雄君 田村 憲久君
中山 太郎君 能勢 和子君
山口 泰明君 榎本 伸二君
川内 博史君 松本 惟子君
島 聡君 近藤 昭一君
原口 一博君 榎本 伸二君
小池百合子君 江崎 鐵磨君
大森 猛君 春名 眞章君

委員の異動
五月七日

補欠選任

田中 和徳君

岩永 峯一君

田村 憲久君

能勢 和子君

榎本 伸二君

松本 惟子君

近藤 昭一君

榎本 伸二君

江崎 鐵磨君

春名 眞章君

補欠選任

小川 元君

滝 実君

甘利 明君

木村 義雄君

中山 太郎君

今田 保典君

松崎 公昭君

榎本 伸二君

榎本 伸二君

榎本 伸二君

榎本 伸二君

榎本 伸二君

榎本 伸二君

榎本 伸二君

榎本 伸二君

榎本 伸二君

松本 惟子君 川内 博史君

江崎 鐵磨君 一川 保夫君

春名 眞章君 辻 第一君

補欠選任

木村 隆秀君

島 聡君

原口 一博君

小池百合子君

大森 猛君

補欠選任

山口 泰明君

木村 隆秀君

山口 泰明君

補欠選任

山口 泰明君

補欠選任

山口 泰明君

補欠選任

山口 泰明君

補欠選任

山口 泰明君

補欠選任

山口 泰明君

補欠選任

山口 泰明君

補欠選任

山口 泰明君

補欠選任

山口 泰明君

補欠選任

山口 泰明君

補欠選任

山口 泰明君

補欠選任

山口 泰明君

補欠選任

山口 泰明君

補欠選任

山口 泰明君

補欠選任

律案の各案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。島津尚純君。

○島津委員 民主党の島津尚純でございます。おはようございます。

早朝からありますが、早速、町づくり関連法案につきまして質問をさせていただきます。と存じます。

近年、中小小売商業を取り巻く環境が、消費者行動の変化や価格競争の激化などにより大きく変化をしております。その中で、いわゆる中にある、商店街では、いわゆる空き店舗の増加とあるとか店舗の老朽化、あるいは経営者の高齢化、後継者問題、駐車場の環境整備不足、あるいは大型店との新たな関係づくりなどのさまざまな深刻な問題が顕在化をしております。と存じます。

今回審議をされております中心市街地活性化法案は、二十一世紀に向けての我が国経済社会の大きな転換点になる重要なテーマであると存じます。これは、国と地方公共団体及び民間各層の力強い取り組みなど、国民の知恵と力を結集して実現しなければならぬ国民的課題であると考えております。

そこで、この町づくり振興策には、通産、建設そして自治省など十一省が関係することになっておるわけですが、各省にまたがるさまざまな施策の一体化あるいは総合化を図り、こうした施策が効果的に運用されるためには、各省庁において縦割り行政、この批判を受けないような施策相互間の調整や連携を図ることが何よりも必要であると存ずるところであります。

そこで、まず、この各省庁間の調整をどのようにやっていかれるお考えなのかをお伺いさせていただきます。と存じます。

○堀内國務大臣 お答えを申し上げます。

第一類 第九号

商工委員会議録第十二号

平成十年五月七日

第一類 第九号

商工委員会議録第十二号

平成十年五月七日

第一類 第九号

商工委員会議録第十二号

平成十年五月七日

第一類 第九号

商工委員会議録第十二号

平成十年五月七日

第一類 第九号

商工委員会議録第十二号

平成十年五月七日

第一類 第九号

商工委員会議録第十二号

平成十年五月七日

第一類 第九号

商工委員会議録第十二号

平成十年五月七日

第一類 第九号

商工委員会議録第十二号

平成十年五月七日

第一類 第九号

商工委員会議録第十二号

平成十年五月七日

第一類 第九号

御指摘のとおり、中心市街地活性化に向けた各関係省庁のさまざまな支援策というものは、市街地の整備の改善あるいは商業等の活性化のための事業、この両方を車の両輪とするものでありまして、市町村の選択に応じて、地元市町村が基本計画を作成して、その作成をされた事業に対して関係省庁が連携して施策を講じていくというのが基本姿勢でございます。

したがって、先生御指摘のとおり、この各十一省庁にわたる問題に、統一的に、しっかりとまわって対応しないと、地元の市町村が大変迷惑をするのではないかと、計画の推進にも支障を来すのではないかと、御指摘をいただきました。そういう意味で、国の対応、連携を図っていくことが一番重要だということに思っております。

現在、政府の部内におきまして、関係十一省庁による関係省庁の連絡協議会を設置したり、市町村からの相談や書類の送付等についての一元的な窓口を設置をするということをしてまいらなければならぬということを取り組みをいたしていただくと、ご意見として、その対策をいたしていただくと、市町村からの相談とかあるいは基本計画の写しの送付等について、三省が中心になりまして、一元的な、物理的な窓口を設置しようということにいたしております。

具体的には、この窓口において、市町村からの相談に応じて、本法の運用だとか関係省庁の施策だとか先進的な事例等についての情報を一元的に提供できるようにしていきたいというふうに考えております。

また、施策の実施に伴って必要となる市町村からの書類の送付やあるいは事業の内容の説明等につきましても、この一元的な窓口を通じて、市町村から受け取った情報を関係省庁間でできるだけ共有できることなどによりまして、市町村の手続の負担、こういうものができる限り小さくできるようにしてまいりたいと考えております。

○島津委員 昨年の三月の末に三井三池炭鉱が閉山されたときも私はお願いをしたのですが、産炭

地振興の省庁間の連絡会議、これは十四省庁から五省庁にまたがっていったと思うのですが、これはある意味では大変立派な連携がなされたと思うのです。そして、一定の成果といえますか、そういうものが出来ておるし、また出されつつあるというふうに思いますので、ぜひその辺をよろしくお願いしたい、こういうふうに思います。

もう少し具体的に質問をさせていただきたいと思うのですが、仕組みをつくっても、運用によってはその目的がなかなか達成をされないわけでありまして。

私たちが危惧をしますのは、いろいろ言葉では言いますが、従来からの流れからいいますと、いわゆる縦割り行政という流れを想定していきまして、例えば、通産省はA市を支援する、建設省はB市だ、自治省はC市を支援する、このように、ある意味で三省が思いつくばらばらに支援をしていったら、生きた支援というものはなかなか不可能であろう。また、例えば、通産省は情報やあるいは人材育成、そういうふうなソフトの面での支援をやる、建設省は土地対策などハードの面での支援をやる、自治省は地方税の軽減措置等々、そのような税制面からの対応をやっていると、各省がそれぞれこのような支援をやっているとして、これも非常に効率的ではない、非効率的である、このように思うわけでありまして。

今回の法案を見ますと、このような規定もあるわけでありまして。中心市街地活性化法案の六条の四項で、「基本計画は、「都市計画法第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれ、かつ、地方自治法第二条第五項の基本構想に即したものでなければならぬ。」このようにわざわざ規定をされているくらいでありますので、少なくとも、今申し上げたような中心になる三省は、特に強い連携をとっていただきたい。

今大臣も、そのようなことを準備しておる、このような御答弁であります、仄聞するところによりますと、三省ではありませぬけれども、通産

省と建設省あたりが既にこのことに対しての勉強会といましようか、そういうものを始めるとか始めたとかいうような話も聞いておるわけですが、それでも、その辺は事実でしょうか。

○岩田政府委員 御指摘のとおり、この中心市街地の施策は、まさに市街地の整備改善と商業等々の活性化、これが車の両輪ということでございます。したがって、私どもと同時に、建設省あるいは自治省と連携をやっていくということでございます。

具体的に、私どもも、通産省は通産省として、各地方部局を通じて、各市町村レベルで現在どのような対応がされているかというのを逐次把握をさせていただいております。その点につきましては、私どもが入手した情報につきましてはこれを建設省さんにも御連絡をし、建設省さんからもまた私どもの方にもいろいろ御連絡をいただく、市街地の整備改善の側面の情報とそれを相交換するということのようなことを、既に一部行っている部分もございます。今後ともこれをやっていく必要があるだろうと考えております。

そのようなことで、特にこの三省は、この施策の立案過程から幹事省として連携してやってきた経緯がございます。したがって、この法案をもし成立させていただきましては、さらにこの三省は特に連携をとりまして、市町村のレベルにおけるもろもろの各種の事業の相互の調整、連携を図っていかねばいけない、このように考えておるところでございます。

○島津委員 心強い御発言をいただきまして、ありがとうございます。

次に参ります。

大店立地法におきます地元住民の意見の提出や地元市町村の意見提出、また、都市計画法における都市計画の策定、中心市街地活性化法における基本計画の作成などは地域の町づくり全体にかかわる大きな問題であります、かつ、それがそれぞれ整合性のある内容であることが求められておるわけでありまして。

それだけの計画の策定の受け皿として、住民参加による町づくりを実現するためにも、市町村の各層の住民の代表が参加する、例えば町づくり推進会議のような組織を法的に位置づけられることは考えられないであろうか、このようなことを思うわけでありまして。

最初のこの委員会の質疑に当たりまして、私どもの関係議員から同趣旨の質問がなされたわけでありまして、私の記憶によりますと、そのときは、なかなかこのような会議というものは法的になじまないのではないかと、いろいろな御答弁をされたのではないかと、思いますが、しかし、やはりこういうものが必要ではないかというふうに考えますので、あえて再度お聞きをさせていただきたいと思っております。

○岩田政府委員 御指摘のとおり、中心市街地の活性化の事業を進めていくに当たりましては、まさにそのそれぞれの地域の町の顔をどういう姿のものにすればいいかということをお考えいただくということでございますので、御指摘のように、大規模の広い住民の方々の御意見を踏まえて、市町村のレベルで計画をおつくりいただけるということに極めて重要なことでございまして、同時に、私ども、これを各市町村のイニシアチブと申しましうか、その主体性というものをぜひ重視したいということで、この法案を御提案申し上げております。

それに対して、国としては各種の支援のメニューを用意して、この中から、市町村がそれぞれの事業計画をおつくりになったものの中に支援のメニューとして取り入れていただくというようなことを考えておるわけでありまして、この点は、地域のイニシアチブ、地元の重視という点は極めて重要な今回の法律提案の考え方でございます。

その意味におきまして、地域における意見を具体的にどのように反映させるかという点につきましては、私ども、むしろそれぞれの地域の事情に応じて、地域の判断でいろいろな形の意見を取り

まとめると申しましょうか、地域の人々の意見を聴取していただき、それを計画に反映させるというメカニズムをどうしていただくかは、地域の御判断によることの方が望ましいと考えておるわけでございます。

そのような観点から、法律の中で一律に何かの組織あるいは機構のようなものを設けるということとはあえてしない方がよいのではないかとということで、前回も同趣旨の御質疑がございましたけれども、そのように考えておるところでございます。

○島津委員 今御答弁がありましたけれども、私たちも、こういうことを提案いたしますのは、地域のいわゆる積極的なイニシアチブというものを図ってほしいために提案する。しかも、法的な位置づけといいますのは、それなりの権威のある組織にしたいというようなことで提案をさせていただいておるわけであります。

商店街へのこの入れを図るための振興策というのは、何も今回が初めてではなくて、これまで多くやってこられて、手をこまねいておったわけではないですね。例えば、昭和四十八年から開始された商店街の高度化事業、平成元年に設けられた中小商業活性化推進事業などが、大店法の規制の見直しと並行して行われてきたわけであります。しかしながら、結果としてこれらが商店街の長期的な活性化にどのくらい役立ったのか、これが甚だ疑問であると言わざるを得ないのであります。

全国の商店街の九五％が衰退しておるというような極限状態ということは、御承知であります。昨日も参考人の皆様方がいらっしゃいました。その中で、全国商店街振興組合連合会の一丸副理事長も冒頭に、まさに全国の商店街は崩壊寸前でありまして、このようにおっしゃったわけでありまして、

ですから、私たちは、今回の支援策が本当の意味で商店街再生の切り札となり得るようにしなければならぬ。このためには、言うならば、これ

までのやり方を反省して、大変根本的な、ドラスチックな組織をつくっていかねばならない。

そのためには、先ほど申し上げましたように、行政の方も窓口を一本化してほしい、そしてまた地元も一本化して、総合的な町づくり、いろいろな課題があるわけでしょう、それを、ここではこの委員会、ここでは何とか協議会ではなくて、やはり自治体も一本化して、そしてきちっとした中央、地方、強い連携の中でこの再生策をやっていく、これが最後の切り札だというような気持ちで私たちは取り組むべきではないか、このように考えておるわけであります、いかがでございますでしょうか。

○岩田政府委員 まさに御指摘のとおりでございます。私も、私も中央省庁としても、各省連携、わかりまして、自治体におきましても、ぜひ内部におきまして各関係部局が丸となった取り組みをしていただきたし、その前に、各住民の方々のいろいろな各層の御意見もあろうと思っております。そういう方々の積極的な事業計画の立案のプロセスにおける参加というものもぜひ必要な要素であらうというふうに考えておるもので、そのようなことで、従来余り日本の場合には活発でなかったと言われている、住民がまさに自分の町のことを考えるという取り組みをこれからやっていただくことも極めて重要なことになっていく、そのように考えておるところでございます。

○島津委員 ひとつよろしくお願いを申し上げます。

次に移らせていただきます。次は、市町村が中心市街地活性化のために作成をいたします基本計画についてお伺いをいたしたいと存じます。

この基本計画は、主務大臣が定めた基本方針に基づいて商工会議所や商工会の意見を聞いて市町村が作成をし、それができたならば遅滞なく公表するとともに、主務大臣及び都道府県にその基本計画を送付しなければならぬというふうになっておるわけであります。

この計画の作成について、政府は、各市町村が

みずからの町づくりをどうしたいのかという構想をつくっていただいて、それに対して支援をしていく、市町村のイニシアチブを重視するような仕組みで運営をしていきたい、このようにお答えをされておるわけであります。また、国の支援に当たっては、厳しい財政下にあっても最大の施策効果が発揮できるよう、具体的な支援の実施に当たっては十分な精査が必要である、このようにも御答弁をされておるわけであります。

そこで、お伺いをいたしたいわけであります。第一点は、基本計画にとってその基礎となります、大変重要であります基本方針はどのようなものになるのか、どのような形で決めいただくのか。主務大臣の一人であります通産大臣に具体的にお答えを願いたいということが第一点であります。

第二点は、この大きな施策には日本国全体の多くの自治体が大変希望してくる、殺到してくるというところが予測をされるわけであります。ある意味では、変な言葉を使いますと、陳情合戦になってくる難いもあるわけであります。国としては、地域の指定あるいは支援決定に当たってはやはり公正を期さなければならぬと思うわけであります。そのために、信頼性、透明性を確保するため、どのような基準といましようか、どのような方策を持って当たろうとされているのか、お聞かせをいただきたいたいの二点であります。よろしくお願いをいたします。

○岩田政府委員 まず、基本方針についてのお尋ねでございますが、この中心市街地活性化法の基本方針は、市町村が基本計画を作成する際でございます。

また、主として個々の具体的な事業の実施、つまり計画の中に盛り込まれた事業個々につきましては、市街地の整備改善のための事業及び商業の活性化のための事業と一体的に推進する、例えば公共交通機関の利用者の利便の増進を図るための事業でございますとか、電気通信の高度化を図るための事業に関するような基本的な事項を定める、あるいは中小小売商業高度化事業の実施について、その指針となるべき事項を定める、こういうようなことを想定をいたしておるところでございます。

また、主として個々の具体的な事業の実施、つまり計画の中に盛り込まれた事業個々につきましては、市街地の整備改善のための事業及び商業の活性化のための事業と一体的に推進する、例えば公共交通機関の利用者の利便の増進を図るための事業でございますとか、電気通信の高度化を図るための事業に関するような基本的な事項を定める、あるいは中小小売商業高度化事業の実施について、その指針となるべき事項を定める、こういうようなことを想定をいたしておるところでございます。

○古田（肇）政府委員 御質問の二点目についてお答え申し上げます。市町村の基本計画に対する支援対象の選定について、公平性、透明性をどのように確保していくのかという御質問だと思っております。基本的な考え方といたしましては、やはり各地の特性を生かした、すぐれた、意欲ある事業に対して集中的に支援をしていくというのが今回の趣旨でございます。具体的には、各地のいろいろな計画を眺め渡したところ、先進的な内容になっているかどうか、あるいは地域のさまざまな資源を生かした個性的な計画になっているかどうか、あるいはその計画の中で各種の事業が総合的に展開され、広範な効果が期待できるかどうか、ある

いはその事業効果が早期に発揮できるような熱度
が十分あるかどうか、こういったようなことを中
心に対象を決定していきたいというふうに思っ
ておるわけですが、そうした基本的な考え
方を何らかの形で明らかにすることがまず
第一点でございます。

それから、先ほど来ございましたような窓口一
元化を図りながら、関係省庁の連絡協議会にお
いて十分情報交換をし、協議をしていくというこ
とを通じて、各省連携の中で集中的に支援がで
きるように、そして対象が決定できるようにしま
いたいというふうに考えております。

それから三番目に、各省連携の中で議論を進め
ていくわけですが、仮にどうしても支援
対象とできない事業があります場合には、その理
由を明らかにするといったことも透明性の観点か
ら重要ではないかというふうに考えております。
以上申し上げました点について検討し、実行
に移しながら、御指摘の、客観性あるいは透明
性、公平性といったものについて最大限努力を
して決定してまいりたいというふうに考えており
ます。

○堀内国務大臣 ただいま政府委員から御説明を
申し上げましたように、この基本方針につきま
しては、市町村が基本計画を作成する際、あるいは
民間事業者が国の支援を受けつつ活性化のための
特定事業等を実施するときに必要な中心市街地活
性化に関する国の考え方、基本的な方針を示すも
のというふうに考えております。

また、同時に、この決定に際して公正公平であ
るべき、公平であり、透明性を持たせるといふこ
とにつきましても、支援対象の決定というものは
関係省庁連絡協議会を通じて、先ほども申し上げ
ましたような熱度だとか先進性だとかあるいは独
自性という観点から検討を行って、客観的に、か
つ透明性を持って決定をいたしてまいらる覚悟で
ございますし、また、どういふぐあいに公明性を確
保するかという点になりますと、仮に支援対象
とできないような事業がある場合には、その理由

をはっきりと明らかにすることまでしなけ
ればならないと考えております。

○島津委員 この委員会、きょう多くの傍聴の方
が来ておられます。商店の振興のための関係の熱
心な皆さん方と申します。今のお話は、皆さん方
が一番心配されている、興味のあるところではな
いかというふうに思っております。

せっかく皆さん方で熱心に知恵を寄せ合って基
本計画をつくった。それが全国からたくさん集ま
るわけでしょう。集まってくる。それを、言うな
らば十一省庁にまたがって、それをそれぞれ
主務大臣に送るわけですが、それをさっきおっ
しゃったように連絡協議会みたいなところで持ち
合せて話し合う、それで決めていくわけではな
い。これは大変膨大な作業であらうというふうに
思うわけですね。

そうなるべくと、本当に精査がどうやってで
きるのだろうかというのを私たちだって感じる
わけです。そして、どのようにして決定をして
いくのかというところは、ここにお集まりの皆さん
方も大変興味深いところであらうと思うのです
ね。ですから、そのようなきめ細かいところをど
うやっていくのか、ぜひ、政府委員の方からでも
お答えください。

○古田(豊)政府委員 お答え申し上げます。

御指摘のように、対象となっておりまして支援事
業の数がざっと百五十項目ございます。それで十
一省庁にまたがっておるわけでございます。各地
からの基本計画も、それぞれ異なった内容のもの
が異なった形で出てくると思っております。それ
が異なった形で出てくるでしようし、対象の幅も
熱度も相当違ってくるでしようし、対象の幅も
違ってくるでしようし、それぞれにまた予算の制
約というのがあるわけでございます。単年度です
べての御要望に全部おこたえできるといふことは
大変難しいと思うわけでございますが、この法律
は恒久法としてお願いしておるわけでございます
し、町づくりは中期的、長期的な観点からじっく
り取り組んでいくテーマでもございます。そう
いったある程度の長いレンジの中で、この法律、

採択させていただきましますとすれば初年度になるわ
けでございますが、初年度、次年度、三年度と、
ある程度先の展望を持ちながら、いろいろな情報
を各省庁交換し合いながら、一つ一つ丁寧にやっ
ていく必要があるということをお願いしたいと思
います。

当初、各省庁それぞれのいろいろな思惑なり考
え方もあらうかと思っておりますが、そこは徹底的に議
論をし、おっしゃる通りに、幾ら手間をかけて
も、十分議論し納得し合ったところで決めていく
ということにしたいと思っております。

○島津委員 予算も限られておるわけでありま
して、さらには全国からたくさん集まってくるわけ
であります。一部に言われておるところは、二十
四カ所か二十五カ所の市を選んでやるのではない
か、そのようなことも言われております。

それで、量が多いのですから、例えば最終的
には市に限定をして、町村は、これは無理だろう
というような話も飛び交っておるわけでありまし
て、そんな話が飛び交えば本当に町村はやる気
を失ってしまうというふうなことはではないかと思
うのですが、その辺いかがでございますか。

○岩田政府委員 今回のこの中心市街地の活性化
に当たりましては、市町村のイニシアチブを重視
するというのが基本でございますが、それに当た
りまして、人口の規模でございまして、それによ
うなことからして基本的に対象にする、しな
いというものをあらかじめ決めるということとは
ございません。すべての市町村が、少なくとも計画
をおつくりいただくことが可能である。

その中から、先ほど来御答弁申し上げておりま
すように、独自性でございましてかつ熱度でござ
いまして、かつ、そういったようなものを検討して
もちろ各年度で見れば予算の範囲内という一
つの枠はあるわけでございますけれども、それを
また各省との間で調整をして、複数年度にわた
ってどう調整をするかというふうなこともケースに
よってはあらうかと思っております。
しかしながら、いずれにせよ、人口の規模など

によってその対象にする、しないという考え方は
ございません。あくまで内容であるというふうに
考えております。

○島津委員 ぜひそのような方針で臨んでいただ
きたい。小さなところ、弱いところは切り捨て
しまうというふうなことではなくて、そういう方
針で進んでいただきたいということをお願いを申
し上げたいと存じます。

次に、大店立地法案について伺いをさしてい
ただきたいと思っております。

大型店の新設を届け出た者に対して、その市町
村の住民及び商工会議所等の団体は、意見書を提
出することができるようになっております。ま
た、都道府県は、その述べられた意見を配慮し、
また政府の定めた指針を勧告をし、届け出をした
者に対して意見を述べることができ、このよう
になっておるわけでありまして。しかし、届け出た
者がその意見を十分反映せず、そのために周辺
地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態が発
生すると認められたときには、都道府県は、届け
出た者に必要な措置をとるべきことを勧告する
ことができる、このようにあります。そして、最
最終的にこの届け出た者が勧告に従わなかったと
きは、都道府県は、その旨を公表することができ
る、このようにあるわけでありまして。ここが問題
であると思うわけでありまして。

なぜならば、地域住民の皆様方の意見を聞か
ない、都道府県の勧告にも従わない、無視を聞か
ない、しかも周辺地域のいわゆる生活環境に悪影響を及
ぼすと考えられるとき、果たして社名や店名や、
あるいはその間の経緯を公表するだけで、法的担
保のとらわれない行政措置だけで本当にいいの
かということとを皆さん方もお考えになっていら
っしゃると思うのです。もし公表だけでとめるなら
ば、その勧告に従った他の設置者との間には著し
い不均衡、不公平が生じるものである、このよう
に思います。
私は、この場合は、単なる公表だけではなく
て、何らかの命令、罰則を含むペナルティーを科

すべきである、当然です、このように思うのです
が、いかがでしょう。

○岩田政府委員 御指摘の点でございますが、ま
さに現行の大店法が命令と罰則を伴う法体系に
なっております、今回政策転換に当たって、大
店立地法の中に、御指摘のように勧告、公表とい
う措置になっているということでございますが、
私も、小売業という、いわゆる地域密着型の産
業というものが、各層の民意を反映して地元の首
長さんから勧告がなされ、それに従わないという
ことは、まさにその地域の評判と申しますか、そ
ういう小売業にとって致命的なことになる可能性
をはらむわけでございまして、その意味で、勧
告、公表という制度をもつても相当程度の実
効性があるのではないかと、このように思ってお
るわけであります。

他方、少し観点を改めて申し上げますれば、私
どももこの御提案を申し上げるに際して相当程度
議論をした点であったわけでございまして、それ
ども、本法はまさに生活環境等に対応するという法
律でございます。生活環境の中には、騒音規制
法、道路交通法、廃棄物処理に関する法律等々、
既存の法令がございまして、そういった法令によ
っては必ずしも対応できない大型店の出店に伴
う問題が現実存在をする、こうした認識に基づ
きまして、いわばこの法律はそうした既存の規制
の上乗せに行い、それで大型店の自主的な対応
を促す、そういった性格を持つものであるわけで
ございます。

そういったしますと、出店の対応も違われ、出店
の場所、周辺の状況もそれぞれ各地において違
う。そうなりますと、そこにおいて議論がされる
べき事項と申しますか論点につきましては、相当
幅の広い事項について議論がされる必要がござい
ますし、かつまた、それへの対応を検討するに当
たっては、地域の実情に応じた相当柔軟な対応と
いうものが必要であらうということでございま
す。

今、命令、罰則というようなものを考えるべき

であるということでございますが、いずれにせ
よ、命令に従わなかった場合に罰則で最終的に担
保をするということになりますと、いわゆる刑事
罰の対象になるということになりますので、全国
を通して可能な限り幅の広い形にせざるを得な
い。つまり、ある県においては刑事罰の対象にな
るけれども、隣の県ではならないというようなこ
とは避けなければならぬわけでございまして、
そうなりますと、そうした罰則、命令、あるいは
罰則の適用に関連する構成要件を相当厳しいもの
にせざるを得ない。結果として、本法の対象とす
るものもろの調整事項と申しますか、そういうも
のが限定されざるを得なくなる。

そこで、幅の広い事項について調整対象として
選ぶか、あるいは非常に限定をされたものについ
てするかという選択の問題が出てくるわけでござ
います。私ども、そこは現実の大型店の出店に
当たって発生している問題の状況にかんがみま
す。この点については、できる限り幅を広く、か
つ地域の実情を反映した最終的な対応策について
の判断がしたいだけという法体系を準備する
ことが望ましいのではないかと、このように、御提
案を申し上げた次第でございます。

○島津委員 岩田審議官としては、そのような御
答弁をしなければいかぬわけですね。しかしな
がら、なかなか正直なお話もしていただきまし
た。この法案を作成する過程では、この条文につ
いては多くの議論があったことではないかと、こ
ういふことは、私たちが今申し上げているよう
なことも、恐らくその過程では議論があったとい
ふに思うわけですね。

今そういうふうにおっしゃいましたけれども、
例えば、同じ法案の中に、罰則規定を設けたよう
な条文があるわけですね。よろしいですか。第十
四条で、都道府県は大型店の設置者に対して「報
告を求めることができる。」とあります。そして、
十九条では、この規定による報告をしなかった者
には「三十万円以下の罰金に処する。」とありま
す。報告をしなかった者には罰則が、住民

の意見やあるいは都道府県の勧告を聞かなか
つた、もっと大きいんじゃないでしょうか、その人
たちは公表のみで済まされる。この二つの規定は
全く整合性が欠けておるといふふうに私たちは自
然の感情として思うのですけれども、いかがで
しょう。

○岩田政府委員 報告についてのお尋ねでござ
います。報告をしない、あるいは虚偽の報告をす
るということにつきましては、実は極めて重要な
意味を持っております。

どういふことかと申しますと、具体的に地域に
おいて出店計画が出され、それについて都道府県
等の意見が出され、それに対応策を検討する、そ
こで仮にある種の対応策が決定されましたとき
に、その内容はどういふ形で示されるかといえ
ば、報告という形で示されるわけでございまし
て、その内容については、もし虚偽の報告が行わ
れているとか、しないとかということになりまし
ると、これは、一面、非常に俗な言い方をすれば、
まさに約束違反の世界に入るわけでございまし
て、これは少なくとも罰則によって担保をした
い。

かつ、先ほど構成要件のお話を申し上げました
けれども、報告がされていないとか報告の内容が
虚偽であるかないかというものは、明らかに客観的
にわかるわけでございまして。一方において、騒音
の問題がうるさいとか交通渋滞が激しいとかにお
いがかどうかといふような世界の問題というの
は、どうしても極めて主観的なものであるし、そ
れに耐えられるとか耐えられないとかというの
は、非常に主観的なものが発生いたします。

そういう意味において、報告につきましては、
一方において、その内容が約束を厳密に遵守させ
るための一つの証拠と申しますか、一つの書類に
なるということもございまして、また、一方にお
いて、それが明らかに客観的に報告の違反である
かないかということがわかるという意味において、
罰則で担保することが可能であるし、ま
た、それをするのが適切であるということ

で、このような規定を置いておるといふことでご
ざいます。

○島津委員 時間がありませんので先に進みます
けれども、公表という形でも、その一定の目標、
成果が達成されるような運用というものをぜひお
願いをしておきたい、このように存ずるところで
あります。

次に、これも多くの議論があった条文でありま
すけれども、大店立地法の第十三条についてお尋
ねを申し上げます。

この条文は「地方公共団体は、小売業を行う
ための店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活
環境を保持するために必要な施策を講ずる場合
においては、地域的な需給状況を勘案することな
く、この法律の趣旨を尊重して行うものとする。」
このように規定をされておるわけであります。

この中の「地域的な需給状況を勘案することな
く」との文言は、本法案がWTOの諸規定に適
合するものであることを明確にしたものであり、
本法は、諸外国でも行われております中心市街地
活性化等のための郊外開発の規制などは何ら問題
なく行うことができるかと私どもは解釈をしたいわ
けであります。そのような解釈で結構かどうか、
この辺は重要な問題、皆さん方も大いに関心
のあるところではないかと、不透明ではなく、こ
のようにはっきりと答えをひとつちょうだいしたい、こ
のように思います。

○古田（参）政府委員 お答え申し上げます。

今般の大店立地法でございまして、交通、環境
問題といった大型店の個々の出店にかかわります
生活環境の保持という問題にどう対応していくか
という観点からの法手続、諸規定を定めたもので
ございまして、これがそういった角度からのアプ
ローチの一つのナショナルスタンダードとして、
法律ができて上がっておるといふことでございま
す。

その背景に、いわば経済的規制から社会的規制
への転換という政策転換の思想があるわけでござ
います。この法第十三条は、そういう国の政策

転換の趣旨あるいはこの大規模小売店舗立地法の法目的、内容といったものを地方自治体においてもその趣旨を尊重していただきたいということを書いておるわけでございます。

したがって、その結果、例えば、地方自治体が生活環境の保持の観点から本法以上に過重な負担を課するといったようなこと、あるいは需給状況を勘案して判断をするといったようなことは、本法の趣旨に反するといふふうに解されるわけでございます。

ただ、一方で、この大規模小売店舗立地法の手続とは別途に、例えば、自然環境の保護でありますとか歴史的遺産の保全でありますとか、そういったさまざまな本法と異なる観点から、現行他法令との整合性を十分確保した上で地方公共団体が条例等によって規制を行うことは、本法第十三条によって制限されてはいないといふふうに考えております。

○島津委員 余り明快ではありませんので、さらに質問させていただきたいと思うのです。

この第十三条は、最後に、地方自治体が一定の施策を行うためには、「この法律の趣旨を尊重して行うものとする。」といふことでありますから、さき古田審議官がお答えになったような経済的な需給調整のための措置ではない、本法の趣旨はそうじゃないわけです。本法の目的というのは何かといったら、第一条に、この法律の目的としてはつきり書いてあるわけですよ。それは何かといたら、「生活環境の保持」「小売業の健全な発達」そして「地域社会の健全な発展」、本法の目的はこれですよ。

そうすると、この目的を尊重して行われる措置というものは、例えばそれがヨーロッパ並みの郊外開発の規制であっても、それは構わないと読み取れて当然じゃないでしょうか、どうでしょう。

○古田(審)政府委員 お答え申し上げます。本法の目的のところについての御指摘がございましたが、まさに先生御指摘のとおり、この法律は、個々の、個別の大規模小売店舗の立地に関し

て、その周辺の地域の生活環境保持のために、大規模小売店舗を設置する者が施設の配置でありますとか運営方法について適正な配慮をすることを確保するといふことを言っているわけでございます。したがって、大型店が出店をする、その出店の地域の周辺の生活環境をどう保持するか、そのためにどんな手だてを講ずるかということがこの法目的でございます。

そういうことを通じて、「もって国民経済及び地域社会の健全な発展」云々ということでございます。ですので、この法律の趣旨を第十三条で地方公共団体に尊重していただきたいと言っておりますことは、まさに、個々の大型店が出店する際にその周辺の地域の生活環境保持のためにさまざまな措置を講ずる場合には、この法律の趣旨に沿ってやっていたいただきたい、こういうことでござい

○島津委員 昨日の参考人質疑におきましても議論がありましたし、この委員会においてもこの問題は議論が多くなされたところであります。生活環境という定義を狭義にとるか広義にとるかという問題で、この法律といふものは言うならばWTOの諸規定に適合するような法律になってきているわけでありまして、そうしたならば、やはり欧米並みの、欧米ではこのような意味で一定の規制をしていないようなところはないわけですから、私たちは生活環境といふものをとらえて意味でとらえて、総合的な町づくりの一環としてやはりこのような規制といふものは必要ではないか、そのようなことを考えておるわけでありまして、今後どうぞよろしく検討をお願いいたします。質問を終わらせていただきたいと思います。

○斎藤委員長 次に、川内博史君。

○川内委員 民主党の川内でございます。ゴールデンウィークが明けて、岩田審議官もちょっと色が黒くおなりになられて、十分に英気を養われたのかなという感じを持っております。

で、元気よく、さまざまな議論が今まで展開をされてきたわけでありまして、若干重複する部分はございますが、私もいろいろな観点から御質問をさせていただきたいといふふうに思っております。

まず、大規模小売店舗立地法案に関連して質問をさせていただきたいと思っております。この法案が成立をいたしますと、従来の大店法、商業調整に重きを置いた大店法といふものはなくなるわけでございます。今までは現行の大店法といふものが悪い法律のように言う人もいたわけですが、けれども、しかし、実際になくなるというところになると、駆け込みの申請があるのではないかと、これはそのまま残しておいた方がいいのではないかと、実際にその段階に來ると、いろいろな考え方というのが出てくるのだなといふふうに私も感じております。

そこで、まずお伺いをさせていただきたいのは、この町づくり三法がもし成立したとすれば廃止になる、なくなってしまうこの大店法に基づく過去十年間の大店の、大規模小売店舗の出店件数の推移といふものを事務局の方から御答弁をいただきたいと思います。

○古田(審)政府委員 お答え申し上げます。

現行大店法の第三条の建物設置者による届け出件数というベースでお答え申し上げますが、昭和六十三年四月から平成十年の二月末まで、ちょっと三月の数字を持ち合わせておりませんで大変恐縮でございますが、ざっと十年間の累計を申し上げますと、大型店としては一万五千九百三十六件という届け出件数が出ております。その内数といましては、いわゆる三千平米以上の一種の大型店が四千五百九十八件でございます。それから五百平米超、三千平米未満の二種の大規模小売店舗の届け出が一万一千三百三十八件ということでございます。

推移について簡単に申し上げますと、昭和六十三年度は、一種、二種合わせまして、トータルで六百五十五件であったものが、平成八年度には

二千二百六十九件になっております。それから、平成九年度でございますが、この二月までの数字ということで見ますと千九百二十八件ということでございます。昭和六十三年以降、ずっと趨勢としては増加傾向にございましたが、平成九年度は、三月の数字が入ったところで恐らく横ばいしないしはやや減少ということになるかと思いますが、特に、一種と二種の内訳で見ますと、やはり二種が急速にふえておる。昭和六十三年四百一十一件が平成八年度千七百四十六件にまでふえておりまして、二種の増が一種に比べてまして顕著であるということでございます。

○川内委員 過去十年間の推移について今御説明をいただいたわけでございますが、現下の経済状況等も考え合わせますと、そしてまた最近のマルチメディアの発達によりましてテレビショッピング、あるいはインターネットでの買い物、そしてまたカタログ販売、小売業、流通業を含めて大変な革命が今進行しているのだらうといふふうに私は認識をしております。朝も夜も、テレビをつければ、テレビショッピングで、外国人が出るもの、はやたら大げさだったりしてなかなか見せるものもあるわけだけれども、そういう流通の革命、小売業の改革といふものがすごいスピードで進んでいるわけでございます。そういったものを大店法三条に基づく出店件数というものも反映をしているのだらうといふふうに考えるわけであり

一種がそれほどなく二種の申請が大変にふえている。要するに、これからの時代は、ただ単に大きな建物、大きな面積を持って品ぞろえをやらなくさんしてやっていけばそれでお客様が来るという時代でもないのではないかと。あるいは、最近の、いわゆる私たちがだれでも知っているスーパーマーケット、大きなスーパーマーケットの会社の経営の苦戦が伝えられているわけでございます。そういう意味では、この町づくり三法が予定をしている、地域の商店街に頑張っ

ここで、通産大臣、御出席をいただいておりますので、地域に密着した商店街が、マルチメディアが進展する中の本場にハートフルな部分としてこれからまた脚光を浴びる時代が来るのではないかと思います。私を今申し上げたのですが、私の考え方に對して、通産大臣の御見解をいただければと思います。

○堀内国務大臣　先生の御指摘のとおり、最近ではコンビニエンスストアが伸長してきたり、あるいは通信あるいはテレビだとか無店舗販売の増加などとも見られてきているわけなのでありまして、大規模店舗だからといって直ちに商売が成り立つというような競争的な優位性というものはだんだんなくなってきたて、終えんを迎えているのではないかと思います。いかということとは言えると思うのであります。

今回の大型店をめぐる政策の転換というものも、まさに小売業をめぐる環境の変化という中で、店舗の大小に着目をした店舗の面積、こういうものの調整を行うことの有効性というものが減少をしてきているのではないかとという背景もあるわけであります。こういうような環境のもとで、消費者の視点に立つ、多様かつ質の高い購買機会を用意する、提供するということが一つ大きな重要なファクターになってきているのではないかと。

またもう一つは、地域社会との融和を促進するということが、これまで重要な商業上の問題点になつてきているのではないか。確かに、商店というものは、高齢化社会を迎えまして、車を利用できないお年寄りの方々が近くの商店街で物を購入する、その商店街がどんどん衰亡するというようなことは、地域にとってまことにマイナスなことでありまして、文化だとかあるいは伝統だとかあつては防災、防犯あるいは相談相手にまでなつて商店というものは今まで存在をして大きな価値を保持つてきているわけでありましてから、今後の小売業が発展する上においても、今申し上げたような意味での存在ということは非常に重要なものだとい

そういう意味で、中小小売店にとって、今後の高齢化の進展あるいは宅配サービスというよううな、住民と地域に密着したきめの細かいサービスの展開によって新たな事業展開が開かれる、そういう地域も努力によって随分存在をしてくているというふうにも理解をいたしておりますので、先生御指摘のとおり、これからの商店街の存在ということとは、大いに重要性を増すと同時に発展性を保持しているもの、また、それを支援するのが通産省の仕事であるというふうと考えております。

持っているもの、また、それを支援するのが通産省の仕事であるというふうに考えております。

○川内委員 今通産大臣から、マルチメディアもあるけれども、これから政府が最も力を入れていきたいのはヒューマンなメディアだという、要約すれば、こういう御答弁であつたかと思ひます。人間が人間として生活をする場、そしてまたお互いに協力をし合う場、その地域というものを支援をしていきたいという御答弁がございまして、マルチメディアはマルチメディアで通産省さんとしてもどんどん進展をさせていただかないと困るといふふうに思ふのですが、ぜひ二十一世紀は私はやはりヒューマンな時代になければならないと思つておりますので、よろしく願ひをしたいと思います。

次に、この町づくりの三法案に対して、市町村やあるいは地域の商工会議所そしてまた商工会など関係の諸団体は、期待とともに不安も持つていらつしやるのが実情だと思います。今まではまだ違う仕組みの中で町づくりを考えていくわけですから、それはもう期待もあるけれども不安もあるというのが当然なところであらうと思うのです。

私のところにも多くの皆様方がいろいろな御要望にお運びをいただいております、この町づくり三法ができて、大型店が無秩序に出店をされて、商店街が消えてしまふのじゃないかというような危惧をお持ちの方もいらっしゃるわけでございます。この間の委員会での質疑の中で、そのよいなことはない、あくまでも市町村の決めた計

そこで、確認をさせていただきたいのですけれども、この町づくり三法の基本的な理念というものに関しては、各市町村が町づくりの計画を立てて国や県がそれをサポートをしていく、したがって、基本的には市町村のレベルでいろいろなことを柔軟に決定をし、対応していくことができるの、ということでしょうか。

○岩田政府委員 お答え申し上げます。

今三法についてお尋ねでございますが、今回の政策の見直しあるいは政策転換につきましては幾つかの言葉で御説明ができればと思いますが、一つの転換は、まさに国から地方へという転換でございます。今町づくりとおっしゃったわけでございますが、改正都市計画法を含まして、私ども通いますとしましては、商業のサイドを担当する者の目から見ればということでございますけれども、そういうこと全体、いわゆるゾーニング手法を使い、あるいは中心市街地、町の顔をどのようなものにし、そしてまた個別の大型店の出店をどうするかというような体系を用意することによりまして、この点はまさに地方の問題であるから地方の御判断によってやっていただこう。

とりわけゾーニングの手法を新たにこの大型店の出店問題の中にぜひ御活用いただきたいと申しますか、私どもの言葉から言えば御活用いただきたい、そういうことで対応することが、実は小売商業と申しますか、あるいは商店街、先ほど島津先生からも御質疑がございましたが、商店街というような商業集積を町の中にどう位置づけて、それがまた生活という面でどのように役に立つか、あるいは大臣から御答弁しましたように、住民の方の利便にどう貢献ができるかというような位置づけをゾーニングのような手法も使いました位置

現に、例えば中心市街地活性化法については地元市町村が活性化計画をつくるということでございますし、大店立地法につきましては都道府県あるいは政令指定都市が運用主体でございますけれども、地元の市町村の意見は必ず義務として意見を聴取して、その上で対応する、改正都市計画法は市町村を主体にして行われることはもう既に御存じのとおりでございます。

そのようなことで、国から市町村へということ
で皆さんで町づくりをお考えいただくという制度
的枠組みを提供したい、これが私どもの趣旨でござ
います。

○川内委員 国から地方へ、その基本的な考え方自体は私も大賛成でございまして、やはり現場のことは現場の人間というか、地域のこととは地域の人間が一番皆様方よくわかっていらっしゃるわけでありますから、その方たちの主体的な意思と行動によって町がつくられていくということがすばらしい町をつくっていくことにつながるのだらうと思いますので、今審議官の方から御答弁のあった内容については、私も大賛成であります。

ところが、若干疑問の点があるとすれば、中心市街地活性化法案等について、現在非常に厳しい状況にある商店街の空洞化対策として、大変期待されている法案であるわけです。平成十年度も各省庁合わせて数千億から一兆円という予算規模だというふうに聞いているわけですが、スキームとして、どういう町をつくるかという意思決定に関しては国から地方へ移っていくことになるのでしようけれども、この一兆円と言われる予算が、先ほど百五十というような数字も出ていましたけれども、ほとんどが従来の補助事業の枠の積み増しとか、あるいは使い勝手のよさを若干改善をしたということで、本当の意味で町づくりのためにこれだけ予算を用意しましたよというもの

が若干少ないというか、どうも具体的に見えてきていないと思うんですね。その辺について、通産省さんと建設省さんから御見解を賜りたいと思います。

○古田(産)政府委員 お答え申し上げます。

申すまでもなく、今回の中心市街地の活性化の施策は、関係省庁のさまざまな支援策を重点的かつ集中的に、あるいは総合的に投入するというところでございまして、全体の規模としましては、先生御指摘のとおり、約百五十項目、数千億円から一兆円程度ということでございますが、この中身をみますと、決して既存施策の拡充、活用だけではありまして、相当幅広く新規の予算等の措置も含まれておるわけでございます。

特に、通産省の施策の関連で具体的に申し上げますと、中核的な商業基盤施設等の施設整備でありますとか、あるいは都市型新事業の立地促進でありますとか、そういうことについて地域振興整備公団への出資金あるいは自治体への補助が新規に予算上計上されておるわけでございます。

また、商店街等の活性化に向けた施設整備につきましても、新たにタウンマネジメント機関を中心とした取り組みに対する補助金の補助率、限度額の上乗せ、あるいは高度化無利子融資の要件緩和等の拡充措置も講じておるわけでございます。

全十一省庁で百五十項目ということをお知らせしましたが、そのうち通産省の予算項目、支援策の項目は二十九項目でございます。この二十九項目について見ますと、純粋に新規の特例的な措置が二十二項目でございます。それから、この中心市街地について特段の特例的な適用を講ずる施策が三項目でございます。そういう意味で、二十九項目中二十五項目がそういう新規あるいは特段の特例的な措置ということでございまして、そういった意味で、私どもとしては大宗において新規の支援策を用意させていただいておるということでございます。

○木下政府委員 お答えさせていただきます。簡単に申し上げますと、建設省の持つておりま

すいろいろな制度、事業の中で、今回の中心市街地対策としては四つの方法をとりまわらせていただいております。一つは、いわゆる区画整理、再開発などに代表されます面的整備事業、それからもう一つは、道路とかあるいは公園とか下水道、こういう、いわば都市基盤施設の整備ということでございます。それから、都心に住んでいただくためには、当然住宅の供給とか、あるいは関連する公益施設のいわゆる建築物の立地を誘導するという事業がございまして、それから、もう少し大きな視点から、周辺の都市、地域とのネットワークづくりというところで、パイパスとかあるいは情報ネットワーク、この四つのテーマを大体的に建設省の予算として考えております。

先生のお話にございましたように、何か新規とかということになりますと、都市づくりというのはずっと綿々と続いておりますから、ことしから急に新しい手法が全部発揮できるわけではございませんで、政策的にこの課題を政府として大変重視しておるわけでございますから、建設省としてもこのテーマに沿った形の重点的な地域配分をするという思想でございます。

さはさりながら、そういう中で二つばかり御紹介させていただきますと、新しい事業としては、例えば従来の区画整理事業は新規の郊外的なところでやっておる手法が多かったわけでございますが、これからは既存のストックの多い都心部でやるということでございますから、そういう意味に合いました新しい街なか再生区画整理事業ということで補助対象もふやしたりしておりますが、これも一つ新規ではなからうかと思っております。

それから、例えば道づくりとかあるいは公園の整備などにつきましては、従来は個々の事業をやっておりましたけれども、趣旨に沿った形で、例えば道路で申し上げますと、電線の中地とかポケットパークを一体的にやる、いわゆるにぎわいの道づくり、さらには公園の場合には、その公園を単に従来の児童公園とかそういう形ではなくて、広くそこに皆さんがお集まりになって、一

種のいわばイベントも実施可能なような、そういう交流の場づくりということでも工夫をさせていただいている。

いずれにしても、先ほど来御質問がありましたように、これはやはり各地域のやる気でございますから、そのやる気に沿った形で我々も事業を弾力的に執行させていただきたい、こう思っております。

○堀内国務大臣 ただいまの政府委員からの御説明のとおりでございます。従来の既存の施設の拡充というものももちろんございしますが、基本的には新規の予算をしっかりととりながら、大きい都市だけではなくて、すべての中小の市町村に至るまで対象として、積極的に取り組んでいられる市町村には我々としてできるだけ力を注いでいきたいというふうに思っております。また、これから予算を補正予算として出し、皆様に御審議をいただく中でも、中小企業対策は一番大きな中心として、予算の対象として取り組みをいたしております。この中心市街地の問題については、予算規模で、事業規模で約八千億というものを要求をしておるわけでございまして、このこともつけ加えて御説明を申し上げておく次第であります。

○川内委員 今の八千億というのは補正ですか、済みません。

○堀内国務大臣 我々の方として、補正に対して取り組みをしているところでございます。つけ加えて申し上げただけでございます。

○川内委員 済みません、私、きのう、通産省の若い方にお話を伺ったときには、何が目玉ですかというふうにお尋ねをしたら、百五十項目があつて、それが目玉かということが御担当の方

がちょっと、すべてが目玉だと恐ろしく思ったので、そ、なかなかお答えがなかったもので、それから、今のような御質問をさせていただいたわけでございます。

若干具体的に聞かせていただきたいのですけれども、今審議官の方から御答弁がございましたが、

新規のものもたくさんあるのだ、二十九項目のうち二十二が新規の事業である、では、予算的には具体的にどのくらい計上をされていらっしゃるのか。

また、建設省さんには、区画整理事業、今までは郊外型の区画整理事業が多かったけれども、今は町づくりの、街なか区画整理事業に予算を重点的に配分していくという意気込みは御答弁いただいたわけでありまして、しかし、実際にいろいろな市町村から要望が集中する中で、予算の切り分けというものを、区画整理事業全体がこのくらいの予算があるとしたら、その何割をこの町づくりのための区画整理に使うとか、もうちょっと具体的に御答弁をいただければ、それぞれお答えをお願いいたします。

○古田(産)政府委員 通産省につきましまして、予算についてももう少し具体的に御説明申し上げます。通産省全体として、おおよそ一千億円をやや上回る支援措置を講じておるわけでございますが、特に金額の大きい新規物として申し上げますと、商業、サービス業に関連する集積施設といえますが、基盤施設といったものの整備支援のために百五十四億円、それからタウンマネジメント機関によるテナントミックス管理事業、例えば空き店舗の家賃補助といったようなもの、あるいはソフト事業への支援といったものにつきましまして、その基金造成資金として二百億円、これは中小企業事業団の高度化無利子融資でございます。さらに、都市型新事業の立地促進に向けました施設整備のために二十七億円といった、通産省としては額の大きい新規の予算がございまして、

○木下政府委員 お答えいたします。先ほど御紹介させていただいた街なか再生区画整理事業、この額は今回の当初予算の中で実際にまだ地域配分はしておりません。この法案が国会を通過していただいた際には、できるだけ早い機会に各市町村からつくられた基本計画あるいはその次の手順として考えていきたいと思っておりますが、大まかに申し上げますと、建設省関係

今るる御説明がございました、この予算にこれだけ、この予算にこれだけといろいろな項目がある中で、それぞれの項目、総額は一兆円とか補正で八千億とか、景気のいい数字が出てくるわけでございますが、一つ一つは細かい項目の積み重ねでございますから、これから法律がもし通ったとすれば、市町村が計画をつくって、それに基いていろいろな御要望が出てこようかと思うので

しかながら、一方で、お説のとおり、現在いろいろ情報収集しますところでは、全国各地で大変積極的な取り組みが町村で行われているようでございます。そのような場合には関係省庁連絡協議会で御相談をするということでございますが、先ほど申し上げておりますように、もちろんの意味の窓口の一元化ということを考えて、これは三省を中心にしてと思っております。

○川内委員 関係省庁連絡会議の役割について御説明をいただいたわけですが、ちょっと済みません、確認をさせていただきますが、窓口を一元化をして、市町村の皆さんが戸惑わないように一本で受けます、事務局は、通産省、建設省、自治省というところが事務局、庶務を取り扱います、連絡会議の座長的な役割については、輪番制

続いてこの町づくりの三法案、大店立地法、中心市街地活性化法、そしてまた都市計画法の改正と、市町村の皆さんに独自に頑張っていたいただいて、それをサポートして、地域の特徴に応じた町

づくりをしてくださいということでの法律が、この委員会には二法ですが、提出をされているわけでありまして、正直申し上げて、それほど楽観的ではないというの私の思いの一つではあるのですね。

市町村の皆さんに頑張っていただいでび町を活性化していただきたいという気持ちもありながら、しかし、人間の心理というか、大変難しい面がございまして、新宿の歌舞伎町やあるいは渋谷とか、汚れて、町がそれほどきれいではなくて、ごみごみしている方が逆に人が集まったりする、そういう人間の心理もあるわけございまして、この法律ができることによってそこに重点的に資金を投入して、それで町が活性化すれば、それは法律がよかったからだと、神組みのつくり方がよければ、市町村がつくった計画が余りいいものではないかということでも済ましてしまつたら、ちょっと困るという気がしております。

私、これは通産大臣にも御答弁をいただきたいのですが、この法案によって、各地域の市町村が本当に活性化をするのか、また、それがしなかつたらどうなるのか、その辺について、基本的なお考えをお聞かせいただければというふうに思うわけございまして。

○中村(利)政府委員 私ども、中心市街地の活性化の実効を上げなければいけないと考えているわけございまして。このためには、何よりもやはり幅広い関係者のコンセンサスがまず第一ではないかと思ひます。その上に立って、地域の特性を生かしたすぐれた計画ができる、それが総合的、計画的に実施されるということではなければならないと思ひます。

それで、その際、その事業を実施する際でございますが、私どもは、関係省庁の連携のもとに、計画の熟度でございますとか独自性、先進性などを十分考慮いたしまして、すぐれた計画に基づく事業に集中的に支援を行ひまして、活性化の成功事例を一つでも多く積み上げてまいりたいと思ひます。

ております。加えまして、市町村の計画が質の高いものになりますように、いろいろと国としても適切に助言等を行つていきたいと思ひます。

○堀内国務大臣 ただいまの政府委員の説明のとおりでございますが、市町村を中心に計画を立てるといふことは、市町村が中心で地域をよく知っているからでありまして、その計画を立てたものに対しての助言は、まず都道府県が積極的に進んでいくように行つてまいります。さらにその上で、出てきたものを並べて品定めをして、これはいい、悪いというのではなくて、これに対する助言も政府としても行つていくということに入つてございまして、ただ単にセレクトし出すだけというふうなことではなく、積極的な取り組みをしてまいりたいと思ひます。

○川内委員 今、中小企業庁の次長、それから通産大臣から御答弁がございまして、それども、ぜひ、日本のあらゆる町の商店街が、この法案成立を期して、一生懸命に知恵を絞つていろいろなことをお考えになられて支援を要請してまいられるわけでありまして、通産大臣、ひとつ、通産省の中の皆さんにあるいは中小企業庁の皆さんに、一日二十四時間、夜も寝ないで市町村の支援をしろという御指導をいただいて、日本じゅうの市町村を活性化させていただきたいと思ひます。

それで、私がなぜこんなことを申し上げるかという、私の選挙区ではないのですが、地元の鹿児島でも、指宿とかあるいは霧島とか、温泉を主体にした町などもあるわけございまして、商店街だけの町づくりということではなくて、温泉あるいは観光、そしてまたいろいろな、何を町づくりの中核にしていこうかというの、それぞれ市町村が独自にお考えになられることであらうというふうにも思ひます。政府としてはその市町村の考え方をサポートしていく、応援していくのだということを確認させていただきたいと思ひます。

○中村(利)政府委員 先生御指摘のように、各地の成功事例などを見ておりますと、やはり温泉を主体としたものも現にあるわけございまして、その地域の特性を生かしていろいろなやつておられるというところでございまして。私どもとしては、その特性を十分勘案して、できる限りの支援をしてまいりたいと思ひます。

○川内委員 中心市街地の基本計画の作成等についても、一時期日本全国でテーマパークが大はやりにはやって、現在、浦安にあるテーマパーク以外は全部こけていっている現状があるわけございまして、TMOにそれぞれ支援をしていくという計画もこのメニューの中にあるわけですが、各町村から出てくるものが、一時期テーマパークが大はやりになったのと同様に、似通ったものになってしまつたら、これは本当にこの法案の目的が達成されないことも考えられると思ひます。それで、このソフト面についてどのようにお考えになつていらっしゃるのかということをお尋ねをさせていただきたいと思ひます。

○古田(豊)政府委員 お答え申し上げます。

御指摘のように、各地で同じような計画が繰り返される、結果としていづれも魅力の乏しいものになってしまふということが現実起こっていることも事実でございます。今回の活性化の支援策として、やはり各地がそれぞれ個性的な計画をおつくりいただいて、その地域の実情を十分踏まえた発展を図っていただきたい、こういうことを考えておるわけでございます。そういう意味で、これまでいろいろな成功例等々見ますと、何より大事なのがプロジェクトの熱心な推進主体がおられるかどうかということございまして、そういう意味で、御指摘のように、ソフト面といふか、あるいはそのソフトを支える人材面について思ひ切った支援策を講じながら、個性ある、あるいは創意工夫にあふれた計画をおつくりいただくようにお手伝いを申し上げたいというふうに考えております。

○川内委員 どうもありがとうございます。

○青藤委員長 次に、太田昭宏君。

○太田(昭)委員 新党平和の太田昭宏です。きょう、いよいよ最後の詰め段階に入つたと思ひますが、勧告、公表だけであつた実効性があるかどうかということについて、多くの方が不安に思つております。これは先月末、二十八日、連合審査のときに、ゴールデンウィークもあることだし、しっかり知恵を出していただきたいという宿題を出しましたが、何かいい知恵がわきましたか。まずお聞きしたいと思ひます。

○岩田政府委員 先生のせっかくの御提案でございまして、私どもも真剣に検討をさせていただきますが、先ほどの御質疑にもございました、できるだけの幅の広い事項について、地域でより柔軟な対応ができる仕組みということの方がよいのではないかと、いろいろなことございまして。検討はさせていただきますけれども、先生のせっかくの御提案でございましたけれども、きょう、そのことを御報告をせざるを得ないのはお許しをいただきたいと思ひます。

○堀内国務大臣 先ほどから各委員の先生方からも、その勧告の問題については、非常に懸念をされておられるお話がございました。先般の太田先生の御意見にも、連休中よく考えろということでもございまして。先ほど政府委員からも申し上げましたが、この勧告という内容を相当強烈なものであつたとしても、勧告を改めろというところは、御説明申し上げたとおりなかなか難しいのであります。いこうというところだけは、さらに省内においても意見の一致をいたしたところでございまして。

例えば、ただそれぞれの都道府県において公告をするだけではなくて、プレス発表するとか、いかなる公表をするようなことを考えたかどうか。あるいは、そういう方向に向かって通産省としての強力な指導を行つて、公表自体あるいは勧告自体というものを今までの常識の勧告以上のものにして、成果あらしめるようにしていきたいというこ

とは考えているところでございます。

○太田(昭)委員 大臣みずから答弁をいただきたい、さまたま考え抜いて答弁をいただいたのだというふうに私は思います。ありがとうございます。

その上に、やはり心得の悪いという大店があるということについて、非常に気にしている。この心得の悪いといいますが、お行儀の悪い出店者の行動を何かこう抑制できないかという、その点の工夫はありますか。

○岩田政府委員 本法に基づきます勧告は、公正、透明な手続というのがまず前提にあり、まさに、地域地域の各層の民意というものを反映いたしまして都道府県などが意見を出される、そういうものを前提といたしまして、その意見の実現に向けて、どうしても必要なときに勧告というものが出されるわけでございます。したがって、出店者は、その勧告の意味、趣旨を尊重した対応をとることが強く望まれるわけでございます。

実は、その趣旨につきましては、本法案におきましては第九條第四項におきまして、「都道府県から」、真ん中を略しますが、「勧告を受けた者は、当該勧告を踏まえ、都道府県に、必要な変更に係る届出を行うものとする。」という、勧告を出せるというだけではなくて、勧告を受けた者がどうするかという、必要な変更、つまり変更と申ししますのは、勧告によりましてものと計画を変更するというところでございますが、そうした勧告に対応する対応策についての届け出を行うものとするという規定を置きました、強い方向性を持った規定ぶりとしておるところでございます。

このような趣旨、ただいま御説明を申し上げましたように、本法が勧告について、勧告後の出店者の対応についてこのような規定をわざわざ法律に置いておるということについての趣旨につきましては、今後、この法律が成立をいたしました後に、大型店サイドの方々にもこの趣旨を周知徹底をすると同時に、私どももいたしまして、この

勧告制度の運用状況というものは十分に注視をしまいたい、このように考えておるところでございます。

○太田(昭)委員 私が連休前に申し上げた宿題については、冒頭に岩田さんの方からああいうお話、なかなか知恵が出ないという話がありました。私は、今の大臣の話や岩田さんの話を聞きまして、これはいろいろ考えて知恵を出してきたんだなという、その気持ちはよく理解をするつもりです。

ぜひともこの辺については、一番心配していることでもありますから、非常に大事な答弁をいただいたと私は思いますが、勧告、公表というけれども、大臣のおっしゃったように、強い勧告、強い公表、これは通常以上のものであるという明確な答弁をいただいている。ある意味では、岩田さんが今おっしゃったように、この法には、案外、今まで議論がなかったけれども、第九條の第四項、今おっしゃったところを引かれて、括弧で話をされた後に、私が一番大事だと思うのは、そうした強い方向性を持った規定が第九條というところにある、勧告を踏まえて、「都道府県に、必要な変更に係る届出を行うものとする。」という強い押さえがあるんだ。

それをさらに、こうした、強い方向性を持ったという表現をされておりましたが、私は、その強い方向性というものはしっかりと押さえてやっていくという必要がある。今後、この審議の後、これから具体的なさまざまな事例があるわけですから、きょうの大臣の答弁あるいは岩田さんの答弁、さんと言っているのかどうか知りませんが、どうも、そういうことについて、ぜひとも答弁をさらに強い方向で進めていただきたい、このように思っています。

もう一点宿題的な話になりますが、立地法において、生活環境概念、この概念というものが非常に大事な問題で、私は、四月二十四日のときに、共同体主義的な利便性というものが非常に大事だという、それについては答弁をいただいてお

ります。この利便性を含んだ生活環境というのはあくまで概念である、私は、そこはあえて確認をしておきたいと思っています。

身近な買い物機会の確保とかいうようなことがきのうの参考人の方からもありました。あるいは、私は、国際的な状況の中から、私たちが生活しやすい町づくりをするということについては、いささかも、それは何も日本だけがそんなことでおびえる必要はないわけで、自分たちの町は自分たちでつくる、そして私たちが生活しやすい都市というものをつくっていくのは当たり前である。

そして同時に、日本の中には、そうした自分たちで町をつくるという意欲が非常に欠けていたというふうに私は思います。これは建設省も、あるいは通産も農水も全部、そういう町をつくるという観点の方向転換ということがあったわけでありまして、もう一度、生活環境という概念についての概念、これについて答弁をお願いしたいというふうに思っています。

○岩田政府委員 生活環境についてお尋ねでございますが、生活環境、一般的に申し上げれば、本来、住民などが享受し得るある種の快適と感得する状態でございますが、利便性を含んだ概念であると私も考えておりますが、大店立地法において申します生活環境と申しますのは、例示で恐縮でございますが、大型店が立地することによりまして、例えば駐車待ちの車で渋滞が発生して、周辺で生活をするあるいは買い物をするといった人たちの住民の生活の利便が損なわれたり、仕事を、業務をする上での利便性が損なわれるというようなケースに対応するという例が、一つはあると思えます。

また、他方で、例えば大型店の出入り口の配置が商店街の顧客の通行の流れを妨げないように配慮を求めたり、あるいは商店街などにおきましていろいろな施設の整備というように行われていくというようなケース、例えば、中心市街地のケースでも、成功例としてパーク・アンド・ライド事業というように行われることがあり得

るかと思っております。そういうケースでは、中心部への車の乗り入れをむしろ制限をする、商店街あるいはその地域のもととあった商業集積としては制限をするというように対応をとれることがあり得るわけでございまして、その場合に、大型店の設置者の方は、そういうことに関係なくつくるといふことにはいかな、町の中央を迂回して店舗に対する車を誘導させるというふうなもろもろの協調を促す、そうした対応があり得ると思えます。

一方で、お尋ねの、身近な買い物機会の確保というようにございしますが、この点につきましては、現行の都市計画法の中にも、幾つかそういった身近な買い物機会の確保という発想と申しましうか、思想が既に取り入れられておるところでございます。私も、欧米の例等々に倣いまして、この種のものにつきましては、むしろゾーニングの手法によりまして一定の地域に望ましい商業集積を立地誘導するというような手法をとることが適当ではないかと思っております。

私も、先ほど来、三法という御議論がございしますが、改正都市計画法を含みますゾーニング手法とこの大店立地法、とりわけこの二つの手段と申しましうか、これらの組み合わせの中におきまして、それぞれがどう法律として分担をするかという問題でもあるわけでございまして、そのようなことで、今回の都市計画法の改正というものの、そういうゾーニングをもう少し地域の判断によつてきめ細かく行い得るような道を開くと申しましうか、そういうものとして考えておりまして、そうした対応をさせていただきたい、こう考えておるところでございます。

○太田(昭)委員 十三條の「地域的な需給状況を勘案することなく」というのはこの委員会でも何度何度も出たことなんです。今、身近な買い物機会の確保、こういうような発想での対応を地方独自の判断で行おうとしても、この規定があることによつて、おおよそ否定されることを心配する向きがあるわけです。今の説明によれば、今回の

制度改正全体の中では、三法ということでしょうね、十分対応可能であるという判断でよろしいですか。

○岩田政府委員 先ほど来、十三条については御議論があったところでございますけれども、要は、身近な買い物機会の確保との関連で申し上げれば、例えば、特定の小売業者の店が経済的な影響を受けるから大型店の立地についてこれを抑える

ると申しますか、そういうことであります、小売業を行う店舗の地域的な需給状況を勘案するということになるから、大店立地法では対応することができないということが十三条の趣旨でございまして、むしろ、いわゆるゾーニングの手法と組み合わせることによりまして一定の地域に商業集積を立地誘導する、あるいは中心市街地の活性化の支援を通じて対応する、そういう手法をとることがより適切だと私どもは考えます。また、そういうことは、今回のいわば三法と申しますかあるいは二法と申しますか、こういうものの中で対応可能なことであるし、そのような対応をむしろ私どもは期待をしているということでございます。

○太田(昭)委員 非常に大事なことになるので大臣にも聞いていただいて、答弁するしないは御自由なんですが、要するに、一番問題になっているのは、省庁間のすき間に町づくりという概念があり生活環境という概念があるが、省庁間のすき間を非常に多くの方が不安に思っていますね。そしてまた、全体の生活環境概念というようなものや町づくり概念がはつきりしないということを非常に心配しているということがありますね。今のお話は、この制度全体の趣旨、つまり、これは三法といふもので、ゾーニング的な手法で十分対応可能である、そういうことですね。

だからこそ、大臣、この立地法におきましては、
 こういうことをやらせていただきますよ、これは
 狭義の概念で、狭過ぎると私は言っているのです
 よ。しかし、今の話は、三法全体でやっていけ
 ば、十分それはさまざまな対応ができるのですよ

という趣旨で、バックグラウンドがあつてこの立地法というのがあるのだよと。立地法はそういう考え方であり、そして、都市計画法はきのう通つたようだけれども、それが一つあり、あくまで三法一体、それから通産、農水そして建設が同じ気持ちに立つてやつて、すき間がないようにということを私は最後に念を押しておきますが、大臣、一言お願いします。

○堀内国務大臣　御指摘のとおりでございます。て、この中の身近な買い物機会という委員のお話、これだけを取り出しますといろいろ問題点があるかもしれませんが、先ほども申し上げておりますように、一つの町づくり、町の顔というような、今までの中心市街地としての存在の価値というものは、これには、高齢者の方々が車に乗って行かれない、地域でもって買い物をしななければならない、そういうことに對する利便、あるいは商店街の方々とお話というような中で相談事もしていただく、あるいは防災、防犯にも役立つ、いろいろな意味での町の商店街の効用というものを考えた場合には、こういうものも含まれた中での存在ということが非常に重要だということで、これを一つの大きなファクターにするということでは当然のことだろうと思っております。

○太田(昭)委員 終わりますが、今私、論じていて、こゝでふと思つて、一分だけ許しを得てお話をしますが、司馬遼太郎の「明治」という国家」、最近は「昭和」という国家」というのが出て、改めて行ったり来たりで読み直したわけなんなんです。が、明治という時代の一番大事なところは、その明治という人たちが、確かにその時代は制度は整っていなかった、制度と制度のすき間は非常に大きかった、しかし、その制度と制度のすき間を明治の人たちが体を張ってつなぎとめようとしたと精神性の中に明治という国家の魅力があるということを司馬遼は言っていますね。

私は、明治の国家をつくったそうした非常に現実的なリアリズム、官僚が批判されるというのはそのリアリズムの欠如だと思えますけれども、一

つはリアリズムと、そして制度と制度には非常に
すき間があるけれども、そこを体を張ってつなぎ
とめようとした精神性というものが明治という時
代の魅力である、そういう観点をぜひとも認識し
て、これからの指針であるとか届け出事項につい
ての配慮をしていただきたいということを私は最
後にお願ひして、質問を終わります。

○斎藤委員長 次に、中野清君。

○中野(清)委員 平和・改革の中野清でございます。大店法廃止後のスキームであります大店立地法、中心市街地活性化法案につきまして、確認を含めた最後の質問をさせていただきたいと思っております。三十分という時間をさせていただきますので、明確かつ簡潔な御答弁をお願いしたいと思います。

したが、私は、この時期に大店法を廃止し、都市計画法の一部を改正して、わずか三・七％しかない都市計画区域の特別用途地域の弾力化をして、立地法はそれの補完として生活環境の視点から取り上げることにしまして、本当にこれでもって大型店の適正立地ができるか、そういう意味で疑問を持つ一人であります。

今まで皆さんの御説明がありましたとおり、立地法や都市計画がうまく機能しなかったとき、大型店の適正立地という問題はどのようなのだろうか、大型店の出店は今まで以上に野放しになってしまうのだろうか、そういう心配をしておりますけれども、御見解を承りたいと思います。そのときにはどう対応するのかわかせて、簡単に結構でございますけれども、大臣にお答えを願いたいと思います。

〔委員長退席、小此木委員長代り着席〕
○堀内國務大臣　今回の大型店に関する政策の転換という問題は、大店立地法の制定に加えまして、一方で都市計國法の改正を含むいわゆるゾーニングの手法を取り入れて、地域社会との調和のとれた大型店の出店を確保するものだというふうに考えているところでございます。

大店立地法の方は、生活環境の保持のため、大

型店の設置者により施設の配置及び運営の方法について適正な配慮がなされることを確保するということでありますし、片方の、大型店の立地場所の適否の判断については、いわゆるゾーニングの手法によって実現をせよということでありまして、この二つの法律の組み合わせによって、先生の御懸念のような問題を解決しようということとであります。

今回の大店立地法の制定及び改正都市計画法を初めとするゾーニング手法の活用によりまして、大型店の立地と地域社会との調和を確保するための実効性のある制度が構成されるものと考えておりますが、先ほどの太田先生の御意見のように、そのはざまをいかにして埋めていくかということが非常に重要なことだろうというふうに思っています、その点についても大いに留意をしながら取り組んでまいりたいと思っております。

○中野委員 グローバルスタンダードという言葉がよく使われておりますけれども、海外と共通の調整をするという言葉をキーワードとしまして、大店立地法の生活環境という言葉についていろいろと言われておりました。今、太田委員の方からその問題についてきちっとしましたので、私の方からはもう一回、今まで皆さんが心配していることは、狭義の生活環境概念ということでははつきり言っているのだ、もっと広い意味でもってこの問題をやってもらいたい。その意味では、太田委員が今るる申し上げたことも含めまして、それで間違いないかについては、一言で結構ですから、まず確認願いたい。

それと一緒に、イギリスやドイツでは、ゾーニングで出店できる地域を限定した上で、さらに個々の開発許可の段階で、身近な買い物機会が失われないか、中心市街地の商業の空洞化につながらないかという点を審査しまして、問題があれば開発許可を出さないと言われております。特に、一九九六年からイギリスでは大型店の郊外立地を極めて制限しております。同時に、大型店を適正な規模で中心市街地へ誘導しようとするのが

国の方針だと言われておりましたけれども、その場合にはゾーニングのみではないのだということをおっしゃっています。

こういう問題について国はどう考えているのか。

私は、どちらかというと、通産省が今までゾーニングのことばかり言っておりまして、また生活環境だ、環境だと言っておりまして、先ほど言った広い概念の中で社会的な規制というものは必要ではないか。そのこともあわせてお伺いしたいと思っております。

○岩田政府委員 生活環境について、先ほど太田委員の方に御答弁申し上げたとおり、この大店立地法におきます生活環境という点につきましては、先ほど御説明をしたような、周辺の住民の生活あるいは買物物の利便を滞滞等によって損なうとか、あるいはそこにおいて商店街などがもろもろの事業に取り組んでおられる場合に、周辺にできた大店がそれと調和をしたような形でやるというふうなことも含めた内容のものとして考えているというふうな申し上げたわけでございます。

しかしながら、生活環境というものは、あるいはおっしゃっております町づくりというふうなお話全般について、これがすべて生活環境の中に入るかということになりますと、この大店立地法で予定をするものの中ですべてをカバーするということではなくて、むしろ、先ほど御答弁申し上げたところでございますけれども、町づくりというところの中には、都市計画的な手法によってアプローチすることが既に我が国の法体系として、制度として確立されている。そういう分野もあるわけでございます。その意味において私も、この二法と申しますか三法、こういうものの総合的な活用、そういうことを地域によって取り組んでいただき、広義の町づくりというもののへの対応をしていただきたい、こう考えておるわけでございます。

なお、イギリスやドイツのことについてお触れでございますが、御案内のとおり、英国は名前も都市計画法という名前であり、ドイツは建設

利用令という、まさに名前からいって都市計画的な名前前のついた法律をもって規制が行われているわけでございます。

特に欧米におきます、アメリカもそうでございますけれども、いわゆるゾーニング手法におきまして、一定の、例えば小売機能というものを考える場合の話でございますけれども、最初にまず町は全体としてどうあるべきかという議論があつて、その上で、全体の町の中でどういう部分にどういった機能が必要か、準備することが住民の生活にとって一番望ましいのかという、全体の中の一部、こういうアプローチが基本的にとられておるわけでございます。その意味では、小売機能という規制が各国においても行われておることでございます。

各国によりまして法体系そのものは異なっている部分があるわけでございますけれども、私どもは、今回の大店法に対する政策と申しますか、あるいは規制政策と申しますか、そういうものにつきましては、既存の法体系をも尊重しつつ、その上に大店立地法という新たな体系を加えて、全体として各地域において自主性のある町づくりにお取り組みをいただく、そういう手段の提供であるというふうな考えでおるわけでございます。

○中野(清)委員 岩田さんのお立場上なかなか言えないこともありますが、それは十分察しておられますけれども、今大店立地法という中で、何で私たちが何回も広義だ、広義だと言っているかというところについて、やはりもっと理解してもらいたいと思うのです。

さっき大臣が罰則についてのお話をいたしました。私は、あの姿勢は結構だと思つて、そういう意味で、この問題も大事な話ですから、あえて言いますと、十三条の話も、需給状況を勘案することなく、これも言わずもがなということと

それから、今ほかの法律があると言うけれども、それはナショナルミニマムとして当然あること

とだ。では、なぜ立地法でもってこれは言わなければならぬかとなつてくれば、やはりそこに社会的な規制というものが必要だということだと思つております。

その中で特に伺いますけれども、十三条といふものがGATSの関係で必要だと今までは皆さん説明しておりますし、それは私も理解をしております。それでは、もう言いながら、岩田さん知つておられるとおり、今イギリスやアメリカとかドイツとか、そういうところで現実にやっているじゃないか。そのことをどういうふう

に考えていらっしゃるか、お伺いしたいと思います。

それからもう一点は、もう少し言いかえますと、町づくりとの調整という目的、すなわち身近な買物機会の確保や中心市街地の空洞化の防止など、町づくりの観点というものを、改めて聞きますけれども、立地法の目的に加えるべきだと私は思ふのです。多少は商店街の問題とか入っておりますけれども、もしそういうことが不可能だったら、指針や通達の中ではないかと示していただ

きたいと思ふのです。そういうお考えがあるかどうか、お伺いしたい。

このような目的が入つてこそ、先ほどから何回も言つておりますけれども、グローバルスタンダードと言ふもののじゃないかと思ふのであります。そのことを含めて調整等ができるよう指針や省令を定めるべきと私は考えておりますけれども、改めて大臣としての御見解をいただきたいと思ひます。

○岩田政府委員 各国の規制状況にお触れの上でのお話でございますけれども、各国におきまして、都市計画の観点から大型店の立地について規制を行つておるわけでございます。

この場合も、都市計画の観点から、一定の地域に一定の商業の機能というものを維持確保しようというふうなことが都市計画のゾーニングの手法の中に入つてくるというところは、ある意味で当然のことでございます。町づくりでございますか

ら、町を構成する機能、もろもろのものがあつて、それをどのように計画的に整備をするかというのがゾーニングでございますので、その中には、都市のインフラの整備計画のようなものも配慮されるかもしれないけれども、小売機能という

ようなものも考えられる、それがまさに都市計画あるいはゾーニングの手法であると思つております。

ところが、こうした規制は、WTOのサービス貿易一般協定上の問題を何ら直ちに発生させるものではないわけでございます。WTOのGATSが禁止をしているのは需給状況を勘案したものでありまして、都市計画の上で、住民の利便を確保するという観点からのゾーニング手法あるいは生活環境の確保というふうな意味での規制というものをGATSは決して禁止はしていない、むしろ、そういうものとして、今回、政策転換の方向としてお示しをしている、こういうことでございます。

○堀内国務大臣 なかなか難しい問題なのであります。先ほど申し上げたように、二つの法律の組み合わせによって今の取り組みを行っているわけでありまして、

そういう意味合いでまいりますと、片方の都市計画法的な感覚でまいりますと、イギリスの調整ということができるということになつてまい

わけでありまして、したがって、都市計画法の中で身近な買物機会の確保というふうな、先ほどからいろいろ申し上げました地域の問題を含めての観点をいれることは、今のWTOの方の問題に

触れることにはなつてまいらないのであります。大店立地法の方にこの問題を、身近な買物機会の確保というふうな対応を入れますと、小売業者間の競争の結果、特定の店舗が経済的な影響をこうむることによつて生ずる影響に対処するものであるならば、小売業を行う店舗の地域的な需給調整を勧奨するといふようなことがなつてまいりまして、これは、いわゆるWTOの違反としての取り扱いを受けるおそれがあるということになるわけ

でございませう。

○中野(清)委員 今、大臣お話しのとおり、建設省の大都市計画サイドでは不可能ではない、しかし、大型店に関する政策転換の趣旨からいって、ちよっと十三条の関係を難しいというお話でございませうけれども、私も、この委員会でも、自民党の茂木議員とか太田議員も含めまして、皆さんから、グローバルスタンダード、スタンダードという話を伺っている。そのことについての重みをどういふふうにお考えになっているかということ、ぜひもう一回御答弁願いたいと思うのです。よそで認められたことが日本でも認められないなどということは、私はおかしいと思う。それはさつき岩田審議官も、GATSの関係はないのだ、大丈夫だというお話でございませうから、このことは大事な話ですから、ぜひ御答弁を願いたいと思ひます。岩田さん、どうですか。指針も、入れるか入れないか、はっきり答えなかつたけれども。

○岩田政府委員 グローバルスタンダードというもの、をどういふものをもってということでございますが、いづれにせよ、私どもの理解するところでは、アメリカ、イギリス、ドイツにつきましては都市計画的な手法をベースにする。もちろん、法体系は、アメリカの場合にはゾーニングをや、一方で環境保護法というような法律の体系をもつてやるといふ体系がございませうし、イギリスやドイツにつきましては、私の理解するところでは、先ほどの都市田園計画法とか建設利用令というような法律の中で、都市計画全体と、環境に関する、あるいはその中には、御指摘のような、生活利便性というようなものを含んだような都市全体の構造の構築というものを計画的にやっているという実態があると思ひます。

そういうことを考え合わせれば、法体系に、それが一つの法律になつていたり、複数であつたりとかいふことはございませうけれども、トータルとして考えました場合には、都市計画あるいはゾーニング的な手法を通じて、町全体のありよう、そ

の中における小売機能というものの位置づけ、そういうものが行われておると考えておりました。私も、今回の二法あるいは三法と称されておりますこのパッケージと申しますか、これへの対応というのは、基本的に、これらの諸国と同じような考え方をしているというふうな考えておるわけでありませう。

ちなみに申し上げれば、ロワイエ法という法律を持って、フランスにおいても、都市計画法を活用して、詳細計画と地区計画というふうなもので対応するということが行われておりまして、むしろ主要国は皆、都市計画的な手法をメインに置いて、むしろの町づくりに対して対応をしている、このように理解をしているところでございませう。

○中野(清)委員 都市計画的な手法をもってメーンにするということについては賛成でございませうから。

ただし、今の御答弁について、これはもう質問じゃなくて私の意見を申し上げますと、これでは、どこにグローバルスタンダードがあるかというところを私はここで申したいと思ひます。日本だけが町づくりのための身近な買い物場の確保のための規制が認められないのか、そういう疑問だけは申し上げて、時間がございませうから、次に移らせていただきます。

建設省にお伺いしたいのですけれども、欧米の都市計画法というものが、今話でございましたけれども、長い歴史もあるし、強力であるというところは、御承知のとおりです。それに反しまして、我が国の都市計画は緩やかで、悪口を言う人は、ざる法だと言われる人もおります。日本の開発許可で、身近な買い物場への影響を加味して審査をして、問題があれば、今岩田審議官がおっしゃつたけれども、本当に不許可にできるのだから、それをお伺いしたいと思ひます。

それに加えて、都市計画区域外のいわゆる農地や白地への出店問題、これはもう何回も言われておりますが、最後でございませうから、大型店

の適正立地は、そういう意味で現在の都市計画法、そして特別用途地区の弾力化だけでも対応できるかどうか、改めて、私は建設省に確認を願いたいと思ひます。

○木下政府委員 都市政策の基本といたしまして、お話のございましたような、いわば高齢化社会に向けて、現在いろいろな施策を打たれておりますが、その中で、身近な買い物場への影響を加味した施策を打つということについては、私は、基本的に、都市政策上は全く同感でございませう。

お話をいたしましたように、都市計画サイドから申し上げますと、今御議論いただいております大型店舗を中心とした立地については、私は、三つぐらいのグループに分かれるかと思ひます。

まず、調整区域につきましては、お話のございました、開発許可という手段をとりましてやっておりますが、いわゆる立地基準を適用しておりまして、これは、許容される開発行為が限定的に並べられております。したがって、大型店舗の立地について、単に身近な買い物場の機会が失われるかという視点だけでやるといふことについては、現行法上は直接的に念頭に置いていないわけでございます。しかしながら、計画的な市街化に支障を生ずるおそれがあるか否かという点については、この判断の中でも考慮していく方向が十分可能ではなからうかと私は思ひますが、そのあたりは、地元の公共団体の判断で適切に行つていくというテーマではなからうかと思ひます。

加えて申し上げますと、市街化区域あるいは未線引きの都市計画区域、こちらの方は、必要な公共施設整備ができていくかどうかという、いわゆる技術基準をベースにして開発許可をしておりませう。

したがって、むしろ、今回御提案させていたたいしております用途地域の指定、さらに、それに関連いたします特別用途地区、こういう制度を使いまして、できるだけ都市機能の適正配置を促進していくという方向づけではなからうかと思ひます。

います。そういう中で、開発許可により、より厳格にするということについては、むしろ私は、大型店舗だけではなく、他の諸施設、類似のテーマがございませうので、その中で、広く国民の御理解なり合意形成をする中でやっていきたいと思ひます。

ただ、いづれにせよ、都市計画区域外の問題も、つけ加えるならございませうけれども、これについては、都市計画区域をどこまで指定をしていくかということにあらうかと思ひますが、全般的には、私たちは、各地域におきまして、公共団体が問題点に的確に対応できるような手法として、種々の制度については、これからも努力をして改善の方向に持っていきたいと思ひます。

加えて言うならば、先生おっしゃられました外国等の例、私たちもいろいろ勉強させていただいておりますが、それぞれ、都市の熟度といひますので、ぜひそのあたりも我々勉強の中で入れながら、これからのよりよい町づくりというものについて、大都市圏、地方圏、それぞれ問題も異なつておりますので、そのあたりは慎重に取り扱ひながら効果の上がる都市計画制度を樹立していきたい、こう考えております。

○中野(清)委員 木下局長さんにもう一回聞きたいのですけれども、それは、今回の大店立地法の問題と都市計画法の一部の改正は、私は方向としては正しいと思ひますけれども、まだ未成熟といひますか否か足らずといひませうか、そういう感じはしております。

そうしますと、これから二年後に、二〇〇〇年には大店立地法が施行されますけれども、それまでに、今まで大店法の世界ばかりでもって都市計画の世界はなかつたわけですよ。ですから、今回の一連の改正については評価しますけれども、これだけでは足りない。それについてはどうお考えですか。私は、少なくとも今から、これから二年後に向けて研究を檢討をして調査をして、次の

あるべき姿というものをやるべきと思いますが、いかがですか。

○木下政府委員 制度をつくってその制度がどう効果があるかというの、私は限りなく公共団体の姿勢にもよると思います。先生おっしゃられたように、私は制度そのものは便宜的であつてはならないと思つておりますから、種々の状況において、先ほど来申し上げたように、さらに一層のいろいろ改善工夫はあり得ると思つておりますが、今回、都市計画法、先ほど御紹介いただきましたように昨日の建設委員会で採決させていただきましたが、この制度は、法施行は六カ月以内というふうになつておりますので、私たちはこの以内にめどを立てまして、より公共団体の出方あるいは対応の仕方について見守りたいと思つています。効果が上がるかどうかについては、それぞれの公共団体の姿勢にもよるのじゃないかと思つております。

○中野(清)委員 やめようと思つたのですけれども、もう一回聞きます。

さつき私が聞いたことは、今回の御提案でははつきり言つてなかなか難しいのじゃないかというのを率直に私は聞いています。それは今言つたように、いろいろと地方自治体ができるのであれば苦勞しません。そういう点についてどうなのか、まずお伺いしたい。

それから、そういう意味で、例えば特別用途地区の弾力化だけでも市街化区域はもう大丈夫ですとか改めても一回聞きたいと思つています。

それから、いわゆる白地地域とかそういう問題について、現実に大型店の出店の要請が来たときに、では建設省は対応できますか。もう一回言つて下さい。

○木下政府委員 制度の効果ありやなしということについては、提案者の立場から余りお答えを明確にするというのはいささか先走つたお答えだと思ひまして、先ほど来申し上げております。私は、十分か否かということについて今の段階

では申し上げませんが、従来に比べて、特別用途地域を含めてでございますけれども、都市計画法はかなり制度として整備されつつありますし、問題は、これを使つていただく公共団体の今の切実な迫られた状況ということについての私たちに伝わつてくる意欲といふか、関心からしますと、私はこの制度をぜひ生かしていただく方向で国も地方も一緒に手を取りたい、こう思つております。

○中野(清)委員 昨日も石原教授が今回の改正について十分だという話がございましたから、これは要望にしますけれども、これをぜひ研究をしてもらいたい、そして本来あるべき姿は何か、グローバルスタンダードは何かということをも一回建設省として頑張つていただきたいというのを要望したいと思います。

時間がございせんから、最後に、地方の自治体の独自の条例についてお伺いしたいと思つておりますけれども、これは御承知のように、今回の地方に対する問題というのは、いわゆる機関委任事務じゃなくて自治事務のはずなんです。ですから、条例なんかは上位法律を越さない範囲ではできるといふのは当たり前と思つておすけれども、それを先ほど来何回も皆さんから心配が出ていますと、十三条の問題がそこでも心配されている。その点についてどういふふうにするか、ナショナルスタンダードという立場でもって私はお伺いしたいと思つています。

特に、先ほど岩田審議官の方から、この十三条の問題を含めてWTOに適合することを踏まえて、諸外国で行われているところの中心市街地の活性化等の郊外開発の規制というのについて明らかにすべきだろうし、それから、町づくりとか自然環境とか田園風景の維持とか景観保全とか高齢者保護を目的にした条例で大型店立地を制限することは、都市計画法、大店立地法等の関係法令との関係で何ら問題ないということだけは最後に明らかにしてもらいたいと思つておすけれども、いかがですか。

〔小此木委員長代理退席、委員長着席〕

○古田(憲)政府委員 お答え申し上げます。

大店立地法そのものについて申し上げますと、先ほど来の御答弁の繰返しになるかもしれませんが、経済的規制から社会的規制への転換ということの一つの大きな考え方として、個々の出店に伴う周辺の生活環境の保持ということのためにどういった手続をとるかということで、一つのナショナルスタンダードとしてのルールを定めたものでございます。したがって、法十三条はそういう考え方を地方自治体においても尊重していただきたいということを規定しておるわけでございます。

一方におきまして、一般論として申し上げますが、大型施設が自然環境でありますとか田園風景でありますとか景観でありますとかそういうこととに影響を及ぼすということは、想定し得るものでございます。こういったものの保護の観点から、例えば、大型店も含めて大型施設一般について現行のもろもろの法令との整合性を十分確保した上で地方公共団体が規制を行われることについては、本法十三条によつて制限されるものではないといふふうに考えております。

○中野(清)委員 これは後ほど総理にもお願いしようと思つておすけれども、通産大臣にちよつと最後に一言だけお願いしたいと思つておす。

といいますのは、今日までの大店法の二十五年の歴史というものは、私は不幸だと思ひました。しかし、現実に今商店街が苦しんでいらつしやますから、いろいろな後継者難等がございまして、そのことについてはよく存じ上げておられますけれども、この法律を施行するに当たりまして、私は中心市街地活性化法、これも立派な法律でございますから大いに期待いたしますけれども、これを含めまして、これから中小企業の皆さん、商店街の皆さんが本望に希望が持てるような施策というものを一つ一つももらいたい、そういう意味で、もう一回、決意がございましたら一言お願いしたいと思ひます。

○堀内国務大臣 委員のお話のとおり、日本における商店街の活性化ということは地域の活性化にもつながりますし、産業の活性化にもつながる非常に重要な問題でございます。そういう意味で今回の中心市街地の活性化法をつくり上げたわけでありまして、片方において大店の問題というのはいろいろの問題を引き起こしましたけれども、今後において中心市街地の活性化の中で商店街が繁栄できるように、その方向に向かって全力を挙げて取り組んでまいりまして、地域のニーズにこたえられるようにしてまいりたいと思つておす。

○中野(清)委員 終わります。

○青山(丘)委員 先般の質疑に引き続いて、私からまた若干質問をさせていただきますと思ひます。

今回の政策のテーマは、町づくりを進めていくということであろうと思ひます。町づくりを進めていくために中心市街地の活性化のためのいろいろな施策をとつていく、いろいろな支援策を創設をしていく、大店法を見直して都市計画法を改正していく、そして町づくりを進めていく。

実は三十年前、私はまだ二十代の中ごろでしたが、ドイツのケルン空港において、農村地帯を通じてボンの町に入つていったときに、ああ、同じ戦争に負けた国でどうしてこんなにきれいな町ができきたのかと驚きました。日本がこのような町になるのはまだ三十年かかるんだろうな、青年の一人として私は深刻なショックを覚えることができません。ようやく日本も町づくりに本腰を入れて、各省庁が力を合わせて、それぞれセクショナルリズムにならないで、商業の振興や生活環境の整備や都市の基盤整備を全体的に取り組んでいく、非常にいいことだと私は思つております。

実は私の生まれて育つた町は、陶磁器の千三百

年の物づくりの歴史のある、私は当時、瀬戸物の町瀬戸を誇りに、何てすばらしい地域かと思っておりましたが、町づくりはまことに恥ずかしいような町でして、道路は狭く、歩道もなく、まだ十分な舗装もできておらず、川は汚れて、水が汚れていて、ほこりっぽくて、電線がいっぱい走っていてというように、ヨーロッパから帰ってきたときに、どうしてこんなに汚い町になってきたのか、都市計画もできていなかった。

当時はまだ商店街は活力を持っていました。大型店の出店は中心市街地にもなかった。もとより郊外にもなかった。今は、中心市街地からだんだんと郊外化されており、中心市街地の商店街はだんだん空き店舗が増えてきておる。こういう意味で、私は、ぜひこの施策を総合的に成果あるものとして適用していただかなければ絶対にいけないという気持ちが今強くしております。

そこで、私は先般通産大臣にも申し上げましたが、町づくりを進めていくときには、地域の主体性、独自性を十分に尊重していただかなければならない。いま一点重要なことは、本来的には、町づくりを進めていくことは、地域が責任を持って町づくりを進めていく。立派な町ができた、いやなかなか成果を上げることができなかった、そういうすべての責任は、本当は地域の行政が厳しくその責任を受けなければならぬし、立派な町をつくれれば高い評価を受けることができる。これは地域の責任でもある。けれども、地域だけでなかなかできないというのも今の行政の実態でもありますから、問題は、政府がどれぐらい総合的にききと、地域の町づくりのために、支援のそれぞれの施策を、セクショナリズムにならないで、総合的に、効率的に進めていくことができるかということがこれから問われてくる。

こういう意味で、今回各府県合わせて百五十もの施策のメニューが盛り込まれていると言われていると思いますが、これをどのように活用していくのか

は、当然市町村が独自の判断をすることになります。ところが、市町村において十分にこれらいろいろな施策を知り尽くしていただくことができるのか、あるいはどう活用していけば町づくりを進めていくことができるか、なかなか知ることができません。

そこで、通産省に、それぞれの府県の施策を幅広くアドバイスできるような特設の方策、今申し上げておいたのは、私は、市町村の責任で町づくりはやっていくと言っておるのです。しかし、市町村が独自の考え方やあるいはこういうすばらしい施策を取り入れて、活用して町づくりを進めていくことができるかどうかという情報について、なかなか十分に総合的にアドバイスを受けたいいけないのではないかとこの部分が、通産省として各府県の施策を総合的にアドバイスできるような方策を考えておられるかどうか、まずお聞きしたいと思います。

○古田(参)政府委員 お答え申し上げます。先生御指摘のとおり、百五十項目の施策に上りまして、各省それぞれ市町村のイニシアチブを尊重するという前提で、どんなお手伝いができるかということを知恵を絞った結果、例えば、市街地の整備改善事業でありますとか、商業等の活性化支援もございまして、また、教育文化施設、社会福祉施設、公共交通機関、情報通信基盤等の整備に関するさまざまな助成策があるわけでございまして、これをどういうふうにして市町村が使い勝手のいい有意義な対策として受け入れていただくかということが大変大事でございまして、御指摘のように、要は適切な市町村に対する情報提供をどうするかということに尽きると思っております。

それで、具体的な情報提供のあり方として、これから引き続き十一府県で御相談をしようと思っておりますけれども、例えば、既に若干開始をしておりますけれども、通産省、建設省、自治省等関係府県の共催でブロックごとの説明会等を開催しますとか、あるいは全国の都道府県、市町

村の担当者でありますとか、商店街の関係者の方々でありますとか、さまざまな機会をとらえて、かつ、関係府庁足並みをそろえて、施策の周知に努めるということも始めておるところでございます。

それから、建設省、自治省、通産省、幹事省を中心に統一的な窓口を設けることにいたしておりますけれども、この統一的な窓口を通じて、さまざまな市町村からのお問い合わせ、御相談に応じますとか、あるいは各省の施策、あるいはその市街地活性化法の運用についてもいろいろの情報を一元的に提供できるように体制を組んでいきたいというふうに思っております。こうした努力を着実にきっちりやっていくことが必要かと考えております。

○青山(丘)委員 百五十くらいは大したことないと思えば、本当はそうなんですけれども、しかし、全国三千三百の自治体が、建設省へ走り、通産省へ走り、自治省へ走り、各省庁へ情報を集めたり説明を求めたりしていくのは、実はなかなかできることではない。町づくりは、本当は地方自治体が責任を持ってどんな成果が上げられるか大競争を始めることが、日本全体の活力をもたらすことになるし、商店やその地域に生活する人たちの生活環境も整っていくということになっていくわけですから、地方が責任を持つことと地方が取り組まなければならないことは当然あります。

けれども、中央省庁としてできるだけ情報がきちんと入っていくような取り組みをやっていたらいいと、もうこれは地方自治体ではなかなか理解できない、まして、地域の商業者に十分理解をしていただくわけにはいかない、こういうことになってきて、せっかく私はつくったけれども、十分な魂が入れられなかったというような結果にならないようにしていくために、中央の役割をひとつきちんと担っていただきたいと思います。

これは答弁要りません。次に、建設省、中心市街地の空洞化には、例えば、商業施設が

郊外に移っている、あるいは、大学であるとか病院であるとか老人福祉施設であるとかが郊外に移っている。それに伴って人口のドーナツ化が進んできたというようなことで、実は今、中心市街地が空洞化してきて、活力をなくしてきています。

かつて私の地元は、中心市街地だけに人口が密集しておりました。住商工混在の生活環境の悪い町でありました。ところが、周辺地域にだんだんと、道路ができた、あるいはいろいろな施設が郊外にできてきますと、周辺地域に住居を移していくことができる。そうすると、旧市街地においても少しずつ空き地や空き店舗が増えてきています。これをまた有効に活用することが、今、実は我々の地元では非常に重要な課題として、話し合いをし、具体的に進めていく段階に来ておりますが、市街地の再開発を進めて、地域住民が利用するさまざまな施設を中心市街地に整備をしていくことがこれから必要になってくる。

そういう施策の一環として街なか再生事業を創設されるというふうに聞いておりますが、これは、問題は、建設省と地方自治体との関係、地方自治体と中心市街地整備推進機構、こういう機構との関係、この連携をきちんととることにによって、整備を図っていくことができるというふうに私は思いますが、建設省が今考えておられる街なか再生事業について説明をしていただきたいと思います。

○木下政府委員 お答えします。

先生おっしゃられましたように、人口動態を見ますと、都市によって異なると思いますが、私どもでも若干のケーススタディーをしてまいりますと、市全体は人口がさほど減ってはいない、むしろ横ばい、多少ふえているような傾向の中でも、中心市街地が際立って減少しているというような状況がございまして。

これにはいろいろな、社会の発展とかあるいはその他の事情もございまして、地価の動向などございまして、今先生おっしゃられましたように、我が方で今回のこの法律に絡みまして一番大

きく力を入れておりますのは、予算の額はまだまだこれからふやしていかなければならないと思いますが、御紹介のありました街なか再生の区画整理事業であり、同じく再開発事業であるわけでございます。基本的趣旨は、先生の御質問の中にも入っておりますけれども、各市町村がこれから作成をされていきますが、基本計画をおつくりになって、その中でこの制度を位置づけていただきたいと思いますが、従来型のいわば公益施設とか公共施設の配置ということと面整備とを合体した新しい仕掛けをしまして、そこには、補助率のアップとか、あるいは、細かくなりますけれども、対象範囲をふやす等々のことによつて、この事業がより地元で受け入れやすい事業にしていきたいと思ひます。

こうすることによつて、もう少し具体的に申し上げますと、区画整理事業などで編み出された用地に対して、駐車場とかあるいは住宅用地を供給できるでありましょうし、さらには、関係省庁との間で、社会福祉施設、そういうものが都心に立地できるような、そういうスペースが、合衆と称してありますが、合わせわざで事業として振興できるのではなからうか、こう思つております。いずれにせよ、各地域を歩いてまいりましても、私たち感じておりますのは、人口の動態もさることながらでございますが、それぞれやはり地元において、先生おっしゃられました推進機構なども、これから町づくり公社などを多角的に使つていくという視点でぜひ力を入れてやつてまいりたいと思つておりますが、やる気のある方々がいらつしやる町は、大変私たちも肌で感じておりますし、そういうところはむしろ、これから今回の法律を通していただくことによつて、それぞれの顔は異なるかと思ひますが、自分のところの一番合った個性のある町づくりに進んでいただけては私思ひます。そういう点からいきましたら、都心に再度回帰するという意味での町づくりの一つとして、街なか再生区画整理事業をぜひ支援をいただきたいと思います。

○青山(丘)委員 ああこういう時代になったんだなと私は今感じておりますが、三十年前、私自身、中心市街地に生まれて暮らしてまいりまして、住商工混在の、何て生活環境の悪い、生活の機能、それから仕事の機能、余暇の機能、全部特定の狭い地域に人口が密集して暮らしている。これを何とか機能分化して、郊外に住宅地を求め、車があれれば、道路が整備されておれば、職場は中心市街地に集まることが出来る。あるいは、余暇の時間もその地域において過ごすことが出来る。そして、子供たちが遊び、暮らすのは郊外で、自然が豊かなところで暮らしていく。こういう生活機能の分化をしていく必要がある。当時、三十年前、実は私は強く感じてまいりました。

ところが、今はまた逆で、中心市街地がだんだん空洞化してきておりますから、生活の機能や、あるいは仕事、就業の機能であるとか、あるいは余暇の機能も、町の中心地において十分整合性のある、あるいは生活環境が整った環境で、そういう暮らしや生活ができるようになってきたのかという印象が最近しております。その方が、あれほど活力を持っていた商店街の振興もやはりできてくる。私たちの町の顔であった商店街があれだけ空き店舗が増えて寂しくなつてきているというのは、本当に物悲しいこととございまして、経済的にも活力をなくしてきておる。生活環境もだんだんと後退をして悪くなつてきておる。この際は、ひとつ新しく街なか再生事業をぜひ進めていっていただきたいという気持ちで私は強くいたします。

○白井説明員 お答えいたします。中心市街地の活性化のための施策の推進に当たりますのは、御指摘のとおり、市町村のインフラが十分発揮されることが重要であると考えております。このため、自治省といたしましては、市町村が自主的、主体的に、地域の個性を生かして、総合的な町づくりの観点から中心市街地の再活性化に取り組むことが出来ますように、一つには、中心市街地の再活性化のための基本計画の策定や人材の育成等のソフト事業に対しまして、普通交付税措置を講ずることと、二つ目に、地方単独事業として実施されます街路や駐車場の整備、イベント広場や産業振興のための施設の整備等のハード事業に対しまして、中心市街地再活性化特別対策事業を創設いたしまして、これらにより、地方公共団体の自発的な取り組みを支援してまいりたいと考えております。

○青山(丘)委員 恐らく、地方債の発行を認めていくというようなことは優先的に考えておられるでしょう。それから、そういう地域にある企業が地方税を納税いたしますが、そういう地域における地方税の税率を引き下げていくとか、そうした部分については、その市町村に対して交付金を自治省が交付をしていくとかという考え方を、やはり考え方としては持つていかなければならないことだと思ひます。まず、これが一つ、二つ。それから、どうしても、これは財政力にゆとりのある市町村しかできないのかどうかという問題が必ず出てきます。やりたいのだけれども、財政力にゆとりがない、もうこれ以上交付金なり公債を発行しても返済の見通しが立たない、自治省からにらまれるということで、財政力のある市町村だけにだんだんと限られていくのかなという心配がありますが、そのあたりはいかがでしょうか。○白井説明員 先ほど説明いたしました中心市街地再活性化特別対策事業でございまして、これにつきましては、基本計画に位置づけられ

した事業につきまして、地域総合整備事業債というものを充当することにしております。これにつきましては、充当率は原則として七五%でございますけれども、中核的な市民広場でありますとか、そういう基盤的な施設につきましては充当率を九〇%に引き上げております。さらに、この地域総合整備事業債と申しますのは、後年度に財政力に応じて交付税措置が手当てされますので、財政力の支援もしておるわけでございます。

○青山(丘)委員 一点、通産省にお尋ねしたいと思ひます。中心市街地活性化施策には、商業の振興とあわせて都市型産業の振興が盛り込まれております。従来の地場産業の振興施策、従来は、地場産業を振興していく、あるいはまた産業技術集積の地域の活性化法等の施策が盛り込まれてきておりますが、今回、都市型産業の振興を盛り込んでいく、進めていく。これまでの施策と今回の施策との関係についてどう考えておられますか。○並木政府委員 お答え申し上げます。委員御指摘の、都市型産業、都市型新事業におきましては、中心市街地に存在いたします高度また多様な需要家のニーズに即応して、新たな商品でございますとかあるいはサービスといったようなものの提供の事業展開を行うものでございまして、けれども、中心市街地におきまして事業スペースを確保いたしますことが昨今困難になってきておるといった理由から、大変事業実施が制約されておる状況でございます。このため、今般の法律によりまして、低廉な価格の賃貸型の事業場の整備をございまして、共同研究開発施設、インキュベーターあるいは展示、販売施設の整備、さらには新たな事業展開に必要な資金調達を支援いたします融資や債務保証などなどの振興施策を、地元の関係者と一体となつて進めていくこととしておると思ひます。御指摘のとおり、従来、地場産業の振興策ある

いは産業集積の活性化策につきましましては、昨年制定いたしました地域産業集積活性化法などに基づきまして、我が国の物づくりを支える産業群を対象として、地域の既存産業の活性化を図つておるところでございます。

今回の都市型新事業の振興策は、これに加えまして、中心市街地と申しますのが新たな事業を創出したしまして、わが苗床としての機能を有することに着目いたしまして、ファッション関連産業などのほか、支援対象にコンサルティングでございますとかあるいはエンジニアリングでございますとかサービスの提供を含めまして、需要家の高度なニーズに即応した新たな事業展開を支援してまいりますことによりまして、中心市街地の活力ある物づくりを商業振興策と一体的に進めるものでございます。

このことによりまして、我が国におきまします新規産業の創出、その担い手は地域におきまします地域の産業あるいは中小企業によるものが多くわけでございますけれども、新規産業の創出に大きく貢献することを期待しておる次第でございます。

○青山(丘)委員 今のように、中心市街地の活性化に物づくりの場を考えていくという考え方は、私、これまで実は逆の考え方を自分ではしてきたんだなという気がいたしますが、非常に重要だと思ひます。

これまでは、むしろ住商工混在を何とか、生活機能と就業機能と余暇の機能をそれぞれ分けていくことが生活環境を整えていくことだと考えておりましたが、多くの成功した例、多くとはまだ言えないかもしれませんが、これから成功させていかなければならない課題が、一つは物づくりの場を中心市街地にどう組み入れていくかということだろうと思ひます。

国土庁にお尋ねいたしたいと思ひますが、中小都市の中心市街地の問題は、商店街の衰退の面から語られてきたことが多いわけですが、物づくりの場が騒音や振動といった生活環境の悪化をもたらすという理由から、郊外に移転している

ことにも着目していく必要があると私は思ひます。

そうした中心部における物づくりの場の消滅が、古くからの地場産業を有する町においては、地域文化をだんだんと衰退させていってしまつた、地域の魅力をだんだんと低下させていってしまった、あるいは若年層の雇用の場を失っていったといった、若年層の人たちが町離れを起してきてたというようなこれまでの経過を考えてみますと、この際、物づくりの場を巧みに町づくりに取り入れていくことによつて、都市の中心部の活性化を図っていく、こういう必要があると考へます。

地場産地において、地元の考へを持ち寄つたりアイデアを出し合つていく場として、シンポジウムの開催、ワークショップの開催、こういうことが非常に有効であると私は思つておりますが、こうした試みを支援する国土庁のMONOまちづくり事業の内容について、説明をしていただきたいと思ひます。

○鈴木説明員 お答えいたします。

国土庁におきましては、中小都市の活性化のための一つの方策として、地域の特色ある物づくり産業、例えば焼き物や織物などを生かした町づくりを行うことが有効であるというふうな考へておりまして、これをMONOまちづくり事業として、各都市のさまざまな取り組みを支援しているところでございます。

具体的には、これまで、愛知県瀬戸市等のモデル的な都市におきまして、地元との協力によりまして、MONOまちづくりの考へ方を生かした町づくりに取り組む都市へのアドバイザーの派遣、さらに、全国の都市の取り組みを取りまとめた事例集の作成、配布、さらには、MONOまちづくりの取り組みに資する関連情報を収集したガイドブック等の作成などを行つてきているところでございます。

これらの施策に加えまして、平成十年度におき

ましては、地域の物づくり産業を生かした中心市街地の整備方策を、モデル的な都市におきましてケーススタディーを通して検討することとしております。

今後とも、MONOまちづくりの推進によりまして、就業の場としての地域産業の振興と、住み、また訪れる場としての地域の魅力づくりを支援してまいりたいというふうに考へております。

○青山(丘)委員 今お話がありましたように、私の地元であります瀬戸市でも、MONOまちづくり事業の補助をいただいで、平成八年三月に「工芸新時代のまち・瀬戸の創造」というシンポジウムが、つくりの連携をめざして」というシンポジウムが持たれました。そこで出されたアイデアの成果が実は新世紀工芸館の建設というアイデアでございまして、創作陶芸家養成のためのインキューベーション施設、陶芸工房、これを建設しようという考へ方が出てきました。新世紀工芸館は、瀬戸市の景観の一つである陶磁器工場を大規模に改装して建設するものでございまして、それは、中心市街地活性化の仕掛けとして地元では極めて注目をしておるものであります。

瀬戸市をこらんなった方は、とことん名鉄瀬戸線の終点の尾張瀬戸駅から、昔、それこそ瀬戸地域における陶磁器の発祥の地域、古瀬戸地域というのがあります。その地域との中心、真ん中ぐらゐの位置にあります。今度の新世紀工芸館が建設されることになりました。完成は来年の四月を予定しておりますが、これは新しい観光の目玉として、地元では相当な期待を高めているものであります。

瀬戸市は、言わずと知れた陶磁器の町であります。我が国を代表する物づくり産地でもあります。こうした物づくりの場を町づくりに取り入れていくということが、私どもの一貫した町づくりのテーマでもあります。そうした町づくりの成否は、当然、市長を始め行政や、地元を代表する私どもも責任を負つていかなければならないもの、何としても成功させていきたいと思ひております。

ので、よろしくひとつ御理解をいただきたいと思ひます。

ここで一つ、よく成功している例として、滋賀県長浜市の例について触れさせていただきます。中心市街地に物づくり要素を持ち込むことによつて、就業の場としての地域の産業振興と、さらにそこに住み、その町へ訪れていく、そういう場所としての地域の魅力づくりとが相乗効果を発揮した有名な成功例として、滋賀県長浜市がよく取り上げられます。

長浜市では、明治三十三年に建てられた木造土蔵づくりの建物で、地元では黒壁銀行として親しまれてきた百三十銀行本店の保存運動がチャンスとなつて、昭和六十二年に第三セクターの株式会社黒壁が設立されました。以来、百三十銀行本店を町づくり事業の中心として、黒壁本館として改装をして、あわせて北国街道沿ひの古い民家の保存を図つていくというように、積極的に進めて、今では年間約百万人が訪れる観光地のにぎわいを見せていると聞いております。

その町づくりで私が注目するのは、そのようにいわば空き店舗となつた銀行の建物を、ガラス器の製造、展示、販売を行つて、ガラス器づくりの体験や研修も可能とする黒壁ガラススクエアとして再生をしたことであります。多くの観光客を呼び込んでいくところでして、とりわけ女性の観光客は度々訪れていくと聞いております。このように、中心市街地に産業要素を取り入れていくことが今日の成功につながつたと私は思ひております。

聞くところによりますと、その事業内容は最初から決まっていたものではない。株式会社黒壁の設立後、地元市民のさまざまな意見やアイデアが出された結果、商店街での取り扱い業種と競合しないものは何か、大企業ではまねがでないものは何であるか、そして長浜市へ訪問してくれる人たちがどんなに出てくるインパクトの強いもの、そういう視点が打ち出されて、我が国ではまだマイナーな市場であったガラスに着目をした。

そして平成元年に黒壁本館をガラス館として再生したものだそうありますが、こういう成功例を全国の人たちがききと理解をしていただいて、いろいろな考え方を出していただくといいかなと思います。

まさに、町づくりはそのアイデアがすべてを決するもの、町づくりあるいは物づくりについて、このように地元において市民が考えを持ち寄る、アイデアを出していく、そういう場をさまざまに設定することが極めて重要であって、そうした一環としてのシンポジウムの開催を支援していくということは意義のあることだと私は思う。もちろん、今回の十一省庁の総額一兆円にも上る中心市街地活性化関連予算の計上は、それなりに効果は大きいと私は思います。今のようなMONOまなづく事業の考え方を持ったシンポジウムを開催していくということでは、いろいろな考え方が出てくるのではないかと私は思う。そういう点をひとつぜひ進めていただくといいかなと思います。時間がなくなりましたので、大店立地法についてお尋ねをしたいと思います。

きのうもお話が出ておりましたが、地域住民の意見が都道府県の意見に反映されるような場所、これは地域において意見を取りまとめるというふうな場所が必要だと私は思いますが、いかがでしょうか。

○岩田政府委員 大店立地法におきましては、あらゆる層の個人、団体から生活環境に関連する御意見を寄せてもらうことをいざ前提として、そうした民意というものを十分に踏まえて、都道府県等においてその出店計画に対して対応していただく、こういうことを想定いたしておるわけでございます。地域の、都道府県、具体的には知事さんあるいは市長さんというふうなレベルにおきまして、そうした民意のくみ上げと申しますか、そういうことにつきましては、それぞれの御判断でございまして、十分な民意のくみ上げができるような取り組みをしていただきたいと思います。私も期待をいたしているところでございます。

○青山(丘)委員 今の考えは、昨日の商店街連合会の代表の方も申しておられました。

それから、大店立地法が施行されるまでの間、けさもちらっとその話が出ておりましたが、駆け込み出店がなされるのではないかと。また、新法施行後特別用途地区の設定がなされていく、町づくり条例が制定されていく、そういうことになってくると、今のうちに出店をしておきたいというふうな大型店が出てくるかもしれない。このあたりをどう理解しておられるのか、あるいはまたそういう駆け込み出店がないようにするために大店法の運用をどのように厳正に進めていかれるとされるのか、お尋ねしたいと思います。

○古田(肇)政府委員 お答え申し上げます。

大規模小売店舗立地法の施行に当たりましては、都市計画法上の今御指摘のあった対応も含めて、もろもろの政策転換の準備を十分にとる必要があるということ、かなり長目の期間を置いて施行させていただきたいというふうに考えておるわけでございます。一方で、新しい体制に向けてきつかりとした準備をしていくということでも十分な施行までの期間を予定させていただいておるというところがございます。

他方で、それまでの間は当然現行大店法がそのまま適用されるわけでございます。駆け込みという御指摘でございますが、現行の大店法とそれから新しい大規模小売店舗立地法とはそれぞれ法目的も異なるわけでございます。現行大店法のものと処理される案件について、どれがどのような意味で駆け込みということになるのか、いろいろなケースもあらうかと思っております。駆け込み案件とそうでない案件を見極めるといのは大変難しいかと思っております。

いずれにいたしましても、大規模小売店舗立地法が施行されるまでの間、現行大店法について適正に運用してまいりたいというふうに考えております。

○青山(丘)委員 最後に一点だけ、大店立地法と中心市街地活性化法との関係についてお尋ねして

終わりたいと思いますが、活性化法では、中心市街地のプロジェクトを実施していくというふうな地域において、大店立地法の運用上特別な配慮がされるのかどうか。

つまり、例えば中心市街地に大型店を誘致したい、昔やりました。それから郊外化してきまして、またそういうふうな考え方、プロジェクトが出てくるかもしれない。そういったときに大店立地法で何らかの対応がなされていくのかどうか。大型店について、例えば立地法による審査を簡略化していくとか、あるいは、今回は商業調整じゃありませんけれども、町づくりの観点から、大型店の出店について手続の簡素化などが出てくるのかどうか。あるいはまた、中心市街地はプロジェクトを進めていくとしておるときに郊外に大型店が誘致されるというふうなケースになってくると、これは中心市街地のプロジェクトが相当深刻な影響を逆にまた受ける。そうなると大店法に対する対応はどうするか、このあたりはいかがでしょうか。

○岩田政府委員 まず、中心市街地における事業に大型店が言ってみれば共存共栄のような形で出る場合の御質問でございますが、法律論としては、中心市街地の活性化の計画があるから大店立地法の手続を簡略にするというのは難しいことであらうと思っております。

ただ、私ども、実際問題として考えますと、中心市街地の活性化がまさに点対策から面対策にと変わっておりますのは、その地域のいわば商業から見れば立地環境というものを改善するということとでございますので、多くのケースについて、その周りにおける人々の交通でございまして、そういうものについての利便性のよいもの、中心市街地活性化計画、つまり市町村のつくられる基本計画の中ではもろもろの配慮が行われている、仮にそこに大型店が一階にそのプロジェクトに参加するということ内容になっていたとしても、そういう内容でございまして、大店立地法の手続を簡略にしないということであつたとしても、

計画策定の段階において相当程度問題が解決をされて出てくる可能性があるのではないかと、またそれが中心市街地活性化の趣旨でもあるというふうな私どもは考えております。実際問題としては、基本計画の策定の段階で解決されるのではないかとというふうな感じも持っておるところでございます。

それから、中心部で中心市街地活性化対策を講じつつ一方で郊外出店、これはということでございます。

私ども、これはもちろん地域の判断でございますが、今回御提案をいたしております三法と申します。今一連の対策の中で、いわば郊外出店をどのようなものとして市町村で考えられるかということについては、その考えが反映ができるようなゾーニング手法その他を御活用いただくというふうなことで対応をしていただいて、町全体をどのようなものにしていくかということをお考えいただくということをしていただきたいと思います。と考えておるわけでございます。

○青山(丘)委員 終わります。

○斎藤委員長 次に、吉井英勝君。

○吉井委員 日本共産党の吉井英勝です。

きょうは、中心市街地活性化事業について中心的に質問したいと思います。

それで、中心市街地活性化事業、あるいは法律についてもそうであり、どんな法律についても、やはり現場の実態に即してよく見ていくということが非常に大事な問題だということに思っています。そこで、これは予算委員会の際にも取り上げましたので大臣によく知ってもらっている話なんです。念のために、きょう、福岡県の飯塚市を中心とするジャスコの具体事例について簡潔にまとめてお話をし、後で伺いたいと思うのです。

ここは、一九七六年にジャスコ飯塚店が一万四千平方メートルの売り場面積で出店したときに、この地域の商店街はやはり打撃を受けました。しかし、共存共栄を図る努力を随分やってこられたので、中小企業庁の「元氣のある商店街一〇〇」

にも紹介されているところですが、一九九四年になってこのジャスコが、穂波店という、すぐ飯塚市に隣接した郊外に、二万二千平方メートルで、敷地面積は七万二千平方メートルなんです。千八百台の駐車場つきでオープンしました。これですと、中心市街地に先に出店した飯塚店は継続しますと地域に約束しておいたのです。ところが、九五年にはもう閉店、撤退するのだという表明をして、九六年にジャスコ飯塚店はとうとう閉店、解体撤去ということになりました。

ですから、また中心市街地は打撃を受けたわけですよ。そこで、皆さんが中心市街地活性化事業に九六年から九七年にかけてずっと取り組んできた。そうすると、九七年にジャスコ穂波店の方が四万一千平方メートルへと売り場面積を二倍に増床するという届け出を出してきました。このために、当初再開発事業で考えたキーテナントになる予定だったところが、もう採算計画は根底から狂ってくるわけですよ。そこで、この一年間都市計画決定もできない、再開発事業を進めることができないという事態に今追い込まれているというのがこの地域の実情です。

こういう例は全国にあるわけですが、私は、こういう具体の事例を見たときに、通産大臣、ジャスコが飯塚でやってきたようなこういうやり方というのは、本当に地域の人たちの真剣な必死の取り組みに比べて、これは余りにも異常な企業行動だとはお考えになりませんか。

○岩田政府委員 大型店の中心部からの退店というものがもたらした大きな影響をその周辺の地域に与えるというところは確かなことではあります。そう、そういう意味ではなかなか悩ましい問題であることも事実でございますけれども、同時に、このケースでいいますと、一九七六年から一九九四年まで、十八年ぐらいでございます。飯塚市にこのジャスコの店は中心部に存在をしていたようにございます。

環境変化の中で赤字経営に陥り、それによって、これ以上この店を維持することができなくなったというようにござります。もちろん周辺の方々に対する客観的なその後の影響は重大なものがあるわけではございますけれども、また一方で、これを出ていくという話というの、赤字経営の実態の中でということではございまして、よしあしの判断の問題として申し上げるのはなかなか難しい事案ではないかというふうに思うわけではございません。

○吉井委員 ジャスコ飯塚店が赤字経営云々の話がありましたが、同じジャスコが自分で穂波に郊外型店を出して、みずからの中心市街地の郊外の飯塚店の売り上げを落とすといったわけですよ。ジャスコ自身は自分でやっていくのです。ジャスコ自身の一つの経営方針だったから、それはそういうことなのでしょう。

しかし、地域の中心市街地の皆さんは、最初に来たときも打撃を受けたと主張した、郊外型店が出たときも主張した、しかし今度はジャスコが自分のところの経営方針でさっさと撤退してしまふ、それでまた打撃を受けたけれども、また頑張る、今問題になっております中心市街地活性化事業に取り組み出してきたのです。そうしたら、その計画を根底からひっくり返すような、郊外に出たジャスコ穂波店の小売り場面積を一遍に二倍に増床する、これを出してきたのです。だから中心市街地活性化事業の文字どおり一つの中心核となる核テナントが、採算計画が崩れてうまくいかない。ですから、市も再開発事業の都市計画決定が一年間できないで延びてきているのです。

大臣、私は、こういうふうに地域の人が本当に必死になって真剣に取り組んでいる中で、一企業が自分のところの全員の勝手なやり方で郊外に出店したり、中心部から撤退したり、それで中心部の空洞化を招いて、それに対して地域の人たちがどんな取り組みをしようと、そんなことはもういいんだ、ジャスコのような一企業が何

をやるうと、それはその企業の企業行動なのだから構わないのだ、そういう立場なんですか。私は、一言大臣に伺いたいのは、余りにもこれは異常な企業行動じゃないか、このことを大臣に率直にお考えを聞きたいのです。

○堀内国務大臣 確かに、今のお話を承りました、実情について現地の皆様方がどういうふうにお考えになつていらっしゃるか、まだ承ってはおきませんが、しかし、大規模小売店舗の退店というものが周辺商業者あるいは消費者に大変不測の好ましくない影響を与えることがあり得るということ、これは確かだろうというふうに思っています、一つの問題として、この会社自体の経営の問題だと言つてしまえばそれまでのことであります。うふうに私は認識をいたします。

○吉井委員 私は、退店して空洞化した場合に、本当地域の人たちも商店街の皆さんも頑張っているのです。私は実は以前も行ったのですが、先日四月末にまたこの飯塚の調査に行つてまいりました。

それで、この商工会議所、市の商店街振興組合連合会の皆さん、さまざまな皆さんから、ジャスコがこの郊外の穂波店の増床をやめないと再開発計画の見通しが全く立たなくなるんだと、飯塚市からもですが、関係者の皆さんからこのことを言われまして、飯塚市の連合婦人会も市町内会長会も筑豊消費者の会も老人会も全部、この町を守れ、こういうふうなことになるんじゃないかと守ります。

私は、こういうときに、一企業の好ましくないビヘービアだということだけで本当に済ませていいのだろうか、これでは中心市街地活性化事業そのものがうまくいかなくなるのです。まさにそういう戸籍にきています。企業行動として余りにも異常だということについては、その異常な企業行動について、大臣として何かお考えというものがあつていいんじゃないかと思うのですが、これは一言で結構ですから、どうですか。

○古田(義)政府委員 お答え申し上げます。御指摘の穂波のパークシティーセンターの増床の件でございますが、現行の大法上の増床の届け出がこの四月二十八日に出てきておるわけでございます。その上で、大法の手続にのっとりまして、地元の関係者の意見その他聞きながら、この増床についてどう取り扱うか、最終的に大店審の判断を経て結論を出さうということになっておるわけでございます。したがって、その過程で十分地元の各関係者の御意見、市町村等の御意見を聞きながら大店審の方で御審議をいただく、それを見守つてまいりたいというふうに考えております。

○吉井委員 もうそんなことは全部調べ尽くしてわかつた上で聞いているのですから。そうしたら、一言だけ重ねて聞いておきます。大店審にかつては、それはそれでわかつた上ですか。いいんです。問題は、大臣、こういう企業行動というのは余りにも異常なものだと、これはお考えにあられますか。

○岩田政府委員 私、特段これを弁護する立場にございませぬけれども、先ほど先生の方から郊外店を一方で出してというようにお話をございまして、私どもが理解するところでは、飯塚店が閉店いたしましたのが平成七年でございます。穂波店が平成六年に閉店しておりますが、私どもの承知、ちょっと急遽資料を取り寄せたもので十分ではない可能性はあるのでございまして、この飯塚店は、九一年度です。平成三年ぐらいをピークにどんどん売上高が減少いたしまして、ついには赤字に到達したということではございまして、みずからのジャスコ系列の郊外店ができたからということでは必ずしもないのではないかと思われる資料が手元に今届いたところでございまして。

別段、だからどうということではございませぬけれども、そういう意味で長年、二十年近くこの地域でやってきたものが、恐らくもろもろの環境の変化の中でこの店が立ち行かなくなるといったような状態が実態問題としてあつたのではないかと

というふうに理解をいたしておるところでございます。

○吉井委員 聞いていることに少しも答えていないのですよ。そういうやり方というのが、大臣、地域の人たちがどんなに苦勞して取り組んでもそれをだめにしてしまうような企業行動を異常と思わなければならないところを聞いているのですよ。私は、それは今回のいろいろな法律を考えるときに出発点になると思うのですよ。こういうことがあいまにされておったのでは、これは本当にだめだと思ふのです。やはりこういう企業行動が、商道徳も何も関係なし、とにかく一企業の思惑だけで何をやらうと構わないのだということにいつてしまふのか、それは異常な企業行動だ、そこをきちんととらえた上で、どうするかは今とはちがはず考えなければペンディングにしておいても、これは異常だと見てかかるかどうかは、私は非常に大事な点だと思つてゐるのですよ。大臣、もう一言でいいですよ。

○堀内国務大臣 実情を私はよく心得ておりますので、先ほども申し上げたように、先ほど委員のお話のように、片方をやめて片方にばつと移つてしまつたというふうなことで、ビヘービアの問題があるというふうな申し上げたので、現にその地域の実情なり、どういう実情のもとに退店をされたかどういふことかわかりませんが、その地域における審議会の決定に基づいて次の店ができたとか、いろいろの経過があると思ひますので、その経過を知らないで、先生はよく御存じの上で質問をされて、内容を知らない私が答えるということはかえつて結果的に間違いを起こすことがあるかもしれないので、私はそういう点については留保させていただきますと思ひます。

○吉井委員 これは出店と退店だけじゃないのです。増床だから言つてゐるのですよ。中心市街地の活性化事業で頭張り出したら、増床で郊外でやるのですよ。そのために核テナントの採算計画が狂つてきて、再開発事業も都市計画決定が一年間

できないでずつと延びてきてゐるのですよ。この問題を私は言つてゐるのです。

これはここだけじゃないのです。福岡県下だけで、この間県の方で聞かせてもらいますと、中心市街地活性化事業が考えられてゐるところが、飯塚のほかに大牟田市、久留米市、行橋市などがあるのです。

例えば大牟田市の場合、昨年の三井三池の閉山で地域経済は大打撃を受けました。この商工委員会で大議論になりました。三井三池の雇用問題は、めども立たずに今深刻な事態が続いてゐますよ。その中で、大正町一丁目地区で八五年から十年越しで取り組んできた再開発事業が、今度の法律案による活性化事業の認定を受けて取り組もう、いよいよというときに、ことし、この間の四月には、大牟田市郊外で、店舗面積六万平方メートルの複合商業施設オービル南関バリオンというのが開店しました。その上にスーパーイゾミが小売売り場面積三万六千平方メートルで三条届けを出してきてゐるのです。この結果、大牟田でもやはりこの再開発の核店舗に考えていた松屋デパートの採算計画が狂つてきて、長期に取り組んできた中心市街地活性化事業が行き詰まつてきてゐるのですよ。活性化の見通しは全くないと言われ

てゐますよ。飯塚や大牟田だけではないのです。全国にこういう事態が現に広がつてゐるのです。政府の方は、中心市街地活性化法案で空洞化した中心商店街が活性化できると説明してきたわけですから、現実には飯塚市で現に直面してゐる問題に現在でも何もしようがないというので、大店法を廃止してしまつたら一層空洞化がひどくなるのは、もうはつきりしてゐるのですよ。この空洞化は阻止できないじゃないですか。だから通産大臣に私は聞きたいのですが、郊外への巨大な大型店の身勝手な進出をやめさせることが中心市街地活性化法案の成否にかつた問題だ、そのように大臣は思われませんか。○岩田政府委員 今回の政策転換あるいはその前提としての見直し作業のプロセスで議論になりま

した一つの要素として、大型店というものが都市構造に大きな影響を与へる存在であるにもかかわらず、現行の大店法という存在は、何も環境問題のみならず、そうした都市構造に対する対応というものができない、そういう限界を持つ法律であるということが強く指摘されたわけでございます。

今回、いわゆる三法と申しますか、そういう形でのセットで、パッケージとして政策提案をさせていただきましたその理由の一つには、まさにそうした大型店の適正立地、立地の適否というものが地域の判断によつて行い得るような政策的枠組みをつくる必要があるということ、今回御提案をいたしておるわけでございます。大店法があればそういうことができるという実態にはないことこそ、今回の提案の一つの理由になつてゐるということをお説明したいと思ひます。

○吉井委員 そういうごまかしを言つてはだめだと思ふのです。大店法のもとで、大店法の構成をもつと民主的なものにして、その努力は必要ですよ、そして、現場の実情をよく知つた人たちの手によつて本當に審議が尽くされていくならば、現に、かつて、あれはライフという店だつたと思ひますが、増床計画に対してはゼロ平方メートルの増床を認めるというところで、認めなかつたのですよ。増床できなかつた例もあるのです。大店審がそういう判断を出す。それに対して、これは変更勧告も変更命令もできるのですよ。罰則がついてゐるのですよ。現在の大店法の体系のもとでは、やる気になればできるのですよ。しかし、これがなくなつてしまつたときに、今度の立地法では全部なくなつてしまふのですよ。それ以外に、郊外と言われる地域についてはゾーン規制だとかさから繰返し言つておられるけれども、もともと今度の都市計画法の中では、都市計画地域域外とか白地地域とか調整区域についてはゾーンは関係ないのですよ。だから、今の法律だつたらできることさえできなくなつてしまふのですよ。そういうごまかしを言つてはだめ

だと私は思ふのです。ジャスコ穂波店の増床計画はなくなつたとしても、既にジャスコ飯塚店の撤退の後、客足の方は、これは飯塚の商工会議所が調べた調査によると、飯塚店のあつた吉原町というところは、休日一番お客さんに来てもらわなければいけないときに七九%客足が減つてゐるのです。八割減つたのです。市全体で休日で四七・二%、本當に半減してゐるのですよ。

この中で中心市街地活性化事業に取り組んできたわけですが、飯塚市の市街地再開発事業費というのには六十億円の計画なんです。そのうち国と県が十八億円、飯塚市が十億円、地元の組合負担金が三十二億円です。再開発事業が終わつたときに郊外の巨大規模の大型店から客が戻らなかつたら、地元の地権者、小売業者には三十二億円の負担金が残ります。筑豊炭鉱の閉山以来の地域経済の落ち込みの中で、市もなかなか大変なんですよ。お客さんが戻つてきて市の税収がふえるということにならなかつたときには、市も十億円の負担は大変な問題になつてくるのです。地方都市にとっては。

これまでに既に、国、県などの補助も受けた上で、二億円の地元負担金に加えて六億三千万円の高度化融資を受けて、商店街活性化事業に取り組んでこられたのです。その借金の返済がことしから始まるわけですが、約百軒ですから、一軒当たり六百万円の負担が既にことしから始まるのです。この上に再開発の地元負担金が三十二億円かかることになるのです。だから、大店法を廃止して立地法で大型店の出店を野放しにしておいて、再開発事業を中心とする今度の中心市街地活性化事業が、巨額の地元負担金を残す、客は郊外の大型店から戻つてこないという事態が生まれたときに、通産大臣、あなたは責任をおとりになりますか。責任をとれるのですか、どうですか。○岩田政府委員 この案件につきましても、いずれにいたしましても、現行の大店法のもとにおい

て現在手続が進んでおるわけでございます。したがって、大店審の審議プロセスにあるわけでございまして、そういう結果も見まして、先ほどいろいろ事例をお挙げいただきましたけれども、大店審ももろもろの状況の中でももろもろの御判断、それの御判断をされるということでございます。それはある意味では当然でございますが、そういう審議結果も見まして、我々としての対応の方向を決めさせていただきたいと思っております。

○吉井委員 大店法を廃止して、郊外へほとんど巨大大規模化した大型店の出店が野放しになっていく、中心市街地からの撤退も別に歯どめはない、そういうもので空洞化していくところに対していろいろ施策を講じるのは、これは当然のことだと思ふのです。しかし、やって、郊外型店がどんどん行くのを放置しておいたのでは、事業はうまくいかないにだれもその結果については責任を負わない、しかし地元の方々は本当に深刻な事態に追い込まれるのです。政治というものがこういうことであっているのだろうか、私はそのことが今問われている問題だというふうに思います。

そこで、時間が十分たつてまいりましたので、少し締めくくりにの方の質問に入りたいと思ふますが、新潟県や福岡県で県当局からお聞きしたところは、再開発を中心とする中心市街地活性化事業は、調査から組合の設立や着工、完成までの期間が十年以上の事業になると大体言われておりました。ほかを見ても大体それぐらいかかります。大店法のこの九〇年代、三回の規制緩和で、最近の六年間で、従業員五人未満の零細商店は二十一万五千店減少し、四十七万八千人の雇用が喪失しました。これが十年間の期間となると、どんな状況が生まれてくるか、見通しも立たなくなってくるわけですね。ですから業界の方から、立地法を強行するならば、せめて新法の施行時期を、町づくり条例とか市町村のマスタープランや特別用途地区等の制定状況を十分配慮してほしい、こういう声

が出ております。

最初に取り組む活性化事業としての再開発事業が郊外から本場に客を戻せるのかとか、地元負担金の支払いのめどが立つのかなど、今現在直面している問題について、これを見きわめるまで私は数年間かかると思ふのです。その数年間、施行時期を先へ延ばすという、こういう業界の皆さんの声に耳を傾けるつもりがどうかどうか、これを最後に大臣に伺いたいと思ふます。

○岩田政府委員 私ども、施行期間につきましては二年以内ということで御提案を申し上げておるところでございます。もし成立の場合にはでございますが、都市計画の関係のものにつきましても比較的早目の施行が予定されていると聞いておりますので、そういうことを前提として私どもも通産省のサイド、商工関係業者に対してもそうした都市計画的な取り組みについても働きかけ、一緒に地域における運動と申しますか、取り組みを進めていきたいと考えておるところでございます。

○吉井委員 質問したいことがありますが、時間が参りましたのでこれで終わります。

○斎藤委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後零時三十八分休憩

午後三時五十八分開議

○斎藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより内閣総理大臣に対する質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。松本龍君。

○松本龍委員 民主党の松本龍でございます。本会議に引き続き、総理には、大変お疲れのところ、御苦労さまであります。調べてみますと、商工委員会が総理が質疑にお答えになるのが十八年ぶりということで、本場に私どもも、総理のこういう御努力に心から敬意を

表したいというふうに思っております。古巣の商工委員会ですので、肩の力を抜いて、抜いていただければ結構ですけれども、誠意を持ってお答えを願いたいというふうに思っております。

実は、この大店立地法、さらには中心市街地、約二十時間にわたって議論をいたしました。その中で、一番大きなテーマと申しますか、底に流れているものは、やはりみんな一様に、これからの日本の町づくりをどうやっていこうかということが一番大きなテーマなんだというふうにこの審議を通じて思ったところであります。

町づくりという言葉は簡単ですけれども、その根本は何かというのを考えましたら、昔の古い中国のことわざを思い出したところであります。午前中、司馬遼太郎先生の話が出ましたけれども、司馬遼太郎先生より二千五百歳ぐらい年上の中国の孔子が、論語の中でこういうことを言っています。ある男が孔子に、政治の眼目あるいは要諦は何ですかと尋ねたところ、孔子は、居ますいを正して、しばらく恩案をして、「近き者説び、遠き者来る」というふうに答えました。まさに、そこに住んでいる人たちが喜んで初めて遠くからそのうわさを聞いてやってくる、そこに住んでいる人たちが、そこに住んでよかったというふうにして、初めて遠くから人がやってくるという意味のことです。私は、これは政治の要諦であると同時に、町づくりのなかめであるというふうに改めて痛感を感じておるところであります。

翻って考えますと、この言葉は会社にも通じるし、あるいは、今いじめ等で大変問題になっておりますけれども、学校にも通じる言葉だと思ふます。まさにコミュニケーションの核であります家族といふものに關しても、この「近き者説び、遠き者来る」といふ言葉が当てはまるのではないかと、うふうに思っております。これは、もう一つ重要なことは、決して逆ではない、遠くから来てほしい、そのために何かして近くの方が喜ぶのではなくて、我々が、住んでいる人たちが

納得をして初めて人が来るのだ、決して逆ではないということも、意味のあることではないかというふうに思っています。

そういう意味で、町づくりというテーマがずっと流れておりますので、まず第一点、町づくりという点について総理の御見解をお伺いしたいのと、もう一点、あわせてお聞きをしたいことがございます。

大店立地法の中では、生活環境という言葉が、さつき調べましたら十一回登場してまいりました。午前中も議論になりました。中野清委員がおっしゃって、例えば、生活環境の中には身近な買い物機会の確保とかそういうものも含まれるのかということをお尋ねになったら、通産大臣は、そこをピックアップして云々ということはいかなものかと言われましたけれども、私は、車に依存できない人がいたら、その人の利便性などを図ることは、むしろ当然、生活環境の中にもう埋め込まれているというふうに理解をしております。

この言葉は、大型店が出店する際のさまざまな問題はもちろんありますけれども、そういう狭義の意味ではなくて、良好な町づくりあるいは経済的、社会的環境も含めた広義のものだというふうに理解をしておりますけれども、あわせて総理の御見解をまず賜りたいと思ふます。

○橋本内閣総理大臣 今議員が引用されました孔子の言葉とは多少ニュアンスは違いますが、私も聞きます。その上で、我が国の過去をたずねましたときに、私は、それぞれの町というものはそれぞれの顔があり、その中心をなす市街地あるいは商店街というものはやはりそれぞれ独特な文化というものを持っていたように思ふます。これは、現在の文化庁が指定しております伝統的建造物群等を見ましても、それぞれにその時代におけるその地域の中核の場所という存在であった、そのように思われるわけですが、その指定された地域には、それぞれの姿がございます。

そして、地域社会が健全な発展を遂げていくためには、住民にとって住みやすい、また、そ

の地域の歴史や文化や伝統というものを大切にしながら、活力を持った町づくりというものを進めていくことは不可欠だと思ひます。

そして、今御審議をいただいております改正都市計画法あるいは大店立地法、さらに中心市街地活性化法の三つの法案、これは、計画的な地域づくり、また大型店の出店に伴う生活環境問題への対応、さらに中心市街地の市街地整備や商業などの活性化のためにいわばその必要な政策手段を用意する、そして地域の方々の主導による町づくりに対する積極的な取り組みを促進する役割を持つものだと思います。

今議員からは、非常に広範にとらえた御指摘がございました。例えば、ハンディキャップを持っておられる方々、お年を召した方々を含めて、そうした方々が、近き者にとってよくと言われる部分がそれにあたるとも思ひますけれども、喜ぶと言われたいけれども、私は、ひとり大店立地法だけでその要請すべてにこたえるとは思ひません。むしろ、大店立地法の制定だけではなくて、中心市街地活性化法に基づく支援策をどううまくその地域で活用していただけるか、あるいは改正都市計画法を初めとするゾーニングの手法の活用というものをどううまく生かしていただけるか、こうしたものを全体として、町づくりの実現に役立てていただくというのが基本的な考え方であり、ますから、私は、広い意味で、今述べられましたような視点というのは、大店立地法だけの話ではない、組み合わせられたさまざまな手法の中からそれは生まれるものだと思います。この大店立地法におきましても、例えば、駐車場の需要の充足でありますとか、あるいはその自動車に対する、足で歩く方々の安全の確保でありますとか、もちろん業務の利便というところもありましよう、いろいろな角度から町づくりに支障が生じる場合、そうしたものを軽減させるという役割は当然のことながら果たしていくものだと思います。

○松本(龍)委員 今お話を伺いました。実はきのう、参考人の陳述を我々はお伺いして、大変勉強になったところであります。目からうろこが落ちるような思い、また、今まで考えていたことが、ちょっと自分の考えは違っていたのかなというふうなこともあったところであります。

例えば、消費者の立場で言われたいけれども、当然、利便性は求めるけれども、安い物が買えればいいというだけではない、総理同様、環境問題にも大きな関心をその消費者は寄せておられました。また、中小小売業者も、昭和五十七年をピークに減少を続けておりますけれども、その中でも、これからの活路を何か見出していきたいという思いが伝わってまいりました。また、その方は、私は保護という言葉を嫌いだ、やはりしっかりと自力で頑張りたいという頼もしい発言をされたのも記憶にあるところであります。また、大店側も、地域との融合に努める、あるいはそのための情報公開をするというふうなことも言われまして、自治体も、これからそれぞれの自治体の能力が問われてくるのだというふうに私は思っております。

そういう思惑を聞きまして、その底流に流れるのは、やはり町づくりというものに同じコンセンサスといえますか、観点を持たなければならぬのか、これは不幸なことである、したがって、この統一性といえますか、そういうものを、大きく町づくりの観点を広げていきながら、幅広で町づくりを考えていく必要があるのではないかと、私には、一番最初にこれを質問させていただいたところであります。

二問目に移りたいと思ひます。

戦後、中央集権といふことで、それぞれの弊害がここ数十年指摘をされてまいりました。私は、誤解を恐れずに言え、戦後の混乱の中で全国一律の法律をつくった、あるいは中央集権的な方法をとったのは、今になって弊害が大きいですけれども、必ずしも悪い選択ではなかったというふうに考えております。

しかしながら、今までの地域振興策あるいは産業振興策の点検、反省なしにはこれからの二十一世紀を語れないとも思ひます。ところであります。新産業、工特、テクノポリス、頭脳立地あるいはリゾート法、拠点都市法等々さまざまな施策がありました。この施策が、さっき言いましたように、ともすれば「遠き者来る」、遠くから人がやってきてほしいということが先行していたのではないかと、これは否めなないというふうに私は思ひます。そういう意味では、全国一律で、一部では金太郎あめのような町並みができたという批判があります。そういった手法を考えたといかなければならない、光と影の部分をしつかり見据えてこれからやっていかなければならないと思ひているところであります。

中心市街地の法律には、きのうも傍聴人、たくさんお見えになりましたし、きょうもたくさん傍聴人のお見えであります。今大きな期待を寄せておられるのも事実であります。一方、地方分権の視点も含まれており、一定評価するものですが、その指定あるいは支援に至るまでのプロセスが私は重要だと思ひますけれども、この支援を受けるまでのプロセスの中で、あるいは利益誘導型の政治が行われたり、あるいは政治家の裁量で支援できるかできないかというところが行われたりすると、私は、この法律は不幸だといふふうには思ひます。決してそういうことはあつてはならない。公正、公平、透明性が問われているというふうに思ひます。

通産大臣も、意欲ある計画には集中支援をしていきたい、先進性、独自性、総合性、熟慮等を考慮してやっていきたいといふふうには言われまして、まさにそのとおりだと思ひます。元気があるところにはしっかりと支援をしていただきたいと思ひますけれども、まず一点、今までの政治の状況の中では陳情合戦が行われていろいろ批判がありましたが、これは絶対的ではない、絶対的ではない、絶対的ではないといふ御見解を、総理の方からお願ひしたいと思います。

○橋本内閣総理大臣 私は、この法律が本当に生

きた法律として活用されるためには、二つ、行政として、特に中央の行政として注意しなければならぬ点があると思ひます。

一つは、まさに議員が御指摘になりましたように、例えば陳情合戦であるとか、要するに看板取りのような、そうした姿を出してはならないという思いであります。であればこそ、実はこの法律案、特に中心市街地活性化法案につきまして、市町村が作成された基本計画について、国や都道府県が例えば承認とかそういった行為を係らしめておりません。

言いかえれば、その基本計画がすぐれたものであれば、その基本計画の中に盛り込まれておりますそれぞれの事業を動かすために、各省庁が用意いたしました支援メニューを有しております。それぞれの省庁と連絡をとりながら、計画の熟度とか独自性あるいは先進性といったものを判断基準にしたがって、支援対象にするかどうか、また、支援対象にするならば、幾つもあるメニューのどれが優先すべきか、まさに、実は地元がおつくりになる、市町村がおつくりになる基本計画というものをベースにして、客観性、透明性という手法を用いながら、これを進めてまいります。

ですから、むしろ、陳情合戦で支援対象が固まる、もしそんな誤解があるとしたら、これは大変不幸なことでありまして、そうした誤解がないように、改めて国が承認等に係らしめていない、都道府県も係らしめていないということを強調したいと思ひます。

同時に、関連してお答えを、続けてお許しをいただきたいと思ひますけれども、そのためにも、実は、今度は国の中央省庁が窓口をばらばらにして、連携がとれないままに、どこかが先行し、どこかがおこっちゃんとした、後回しにした、といった、そういうやり方になつていけないというの、私は、もう一つ注意しなければいけないことだと思ひます。

恐らく、政府委員から、あるいは通産大臣から既に御説明も申し上げておると思ひますけれども

も、そうした不安をなくすために、また市町村の手続負担が少しでも少なくなるように、政府として、関係省庁連絡協議会を設ける方向で準備を進め、特に、その中心となります通産省あるいは建設省、自治省を中心に、各省の窓口を一元的に設けたいという努力を今準備中でありますものもあわせて御報告をさせていただきます。こうしたことで、むしろ、いい計画を市町村におつくりをいただきたい。国は、審査をするとか認可をするとかそういうことをするのはなく、まさに支援をいかに有効にするかを考える、そうした立場にあることを改めて申し上げたいと存じます。

○松本龍委員 明快な御答弁、ありがとうございます。

今言われました窓口の一元化の問題でありますけれども、例えば、この間建設委員会との連合審査がありまして、それぞれ建設大臣も通産大臣も奥ゆかしい方で、きっぱりと、おれがやる、窓口をしつかりやるということはおっしゃらなかったわけですね。

もう一度だけ端的に聞きますけれども、窓口が一元化していないと面倒ですし、あるいは責任の分散化につながりかねない。ああだこうだと言わずに、総理がここで責任を持って、窓口を一元化するともう一度おっしゃっていただきたいというふうに思います。

○橋本内閣総理大臣 今通産大臣に確認をいたしました上で、物理的な窓口はきちんと一元化いたします。

○松本龍委員 それでは、時間がありますので、最後の質問にさせていただきます。

きのうも私話しましたけれども、商店街、先ほどもいじくも総理が、歴史と文化がある、伝統がある、それぞれの町の個性があるというふうに言われました。まさに商店街というものは、コミュニティあるいは祭り、あるいは言えれば教育とか治安なんかに絡んできた今までの文化があるんだというふうに思っています。また、軽いフットワークがありますから、ひとり暮らしの

お年寄りでありますとかそういった方々に声をかけていく、そういった信頼関係もそこで生まれてくる。私は、そういったものを、疲弊していながらも、再評価していかなければならない、そういう地域の信頼とかコミュニティをもう一度再評価していかなければならないという思いでいっばいでありました。

今、高齢化社会がこれから到来をしようとしております。私は、きのうもちょっと言いましたけれども、例えば、商店街の皆さんが、外に出かけるのに不自由な方々に配達をするとかフラスコで注文を受けるとか、そういった商業活動と介護とか看護とか福祉活動が両立する時代もこれからは想定してやっていくのじゃないか。例えばNPO法とか介護保険とかできまして。そういうものをツールにしていきながら、これからの二十一世紀に向けて新しい商店街やそういったものがあり方、あるいは町づくりも含めて、厚生、通産に本当に通脱していらつしやる橋本総理に対して心からお願いを申し上げ、最後にこのことに関して御見解をお伺いして、質問を終わりたいと思っております。

○橋本内閣総理大臣 これはちょっと答弁資料を離れて、率直な感じでお答えをしたいのは、私は、まさに私も夢見るような町づくり、あるいは中心市街地、商店街というものを議員が非常に端的な形で取り上げていただいた、そのように思います。

これは、必ずしも引用は正しくありませんけれども、実は、阪神・淡路大震災の亡くなった方々を最後に確定していく、あるいは生存者がどこにおられるかを捜していき、最終的に一番大きな役割を果たしたのは郵便局の配達の仕事に当たる職員でありました。また、新聞販売店の新聞を配付する方々の、毎日の自分の仕事を通じての触れ合いの中でありました。こうしたことを思い出したときに、私は、大規模小売店が持てないような一番の機能というものは、地域社会にいかん、物品を販売をするという行動、当然それが中

心ですけれども、それを通じてコミュニティを形成していくか、その能力にあると思えます。

例えば、お菓屋さん、あそこの子供はこういうアレルギーがあったな、そういう思いを持った上で風邪薬を売るといった行為、これはまさに、専門店であり中小零細のお店でありまして、大規模店が持ち得ない能力であります。こうしたものを生かす得るかどうかが、それが私は、最終的に、地域社会の中で最終的なお客様としての消費者を引きつけるかぎになると思えます。

そこからは発展していくものは、まさに介護とかあるいは子供の世話といったさまざまな角度のものがあるであります。殊に年少人口の減少しております日本において、共稼ぎの御家庭がふえればふえるほど、子供の問題において地域社会の果たす役割は大きい。そうしたことを考えまして、こうした法律案が活用され、コミュニティが再建され、その中において地に足のついた商業活動が中小零細の方々によって行われていくことがいかに大切か、よい御指摘をいただいた、お礼を申し上げます。

○松本龍委員 ありがとうございます。

○斎藤委員長 次に、中野清君。

○中野清委員 平和・改革の中野清でございます。

私は、大店法廃止後のスキームであります大店立地法案、中心市街地活性化法案につきまして、全国の中小事業者の心と願いを背景として、今回の法案のキーワードでございますグローバルスタンダードを中心にして、総理に質問をしたいと思っております。

まず第一に、何をもちてグローバルスタンダードというのか、政府はコンセプトを明確にすべきであると思っております。日本が海外と共通の調整をするという、キーワードとなるグローバルスタンダードに従うということは、町づくりという立場から大型店の立地の適正化を目指し対応する、制限するということであると思いますが、総理のお考えを伺いたい。

これとあわせて、大店立地法の生活環境というものは、経済面や住みよい町づくりという視点を含む広い概念であるべきでございます。千葉商科大学の伊藤教授や白鷗大学の樋口教授によりまして、欧米諸国、特にアメリカでは、身近な買い物機会の確保や中心市街地の空洞化の防止と活性化を生活環境の一部とらえて規制をしております。

本法の生活環境概念や、住民の利便の確保をうたう第四条の大臣の指針においても、こうした内容が含まれていると考えてよいかどうか、総理の御見解をまず確認をさせていただきます。

○橋本内閣総理大臣 今松本議員にお答えをいたしましたことも関連をいたしますけれども、今議員はグローバルスタンダードということから論を起さされたけれども、都市計画という制度、これ自身が実は歴史的な背景を持ち、また社会的な事情を反映し、それぞれの国において、その国、その国に最もふさわしい仕組みというのが考えられ、制度として定着をしてきたように私は思っております。

その中で、大型店の立地の適正化というものを考えましたとき、欧米の例を見ましても、要するに、地域住民の意向を踏まえて地域の実情に的確に対応した町づくりを進めていくということだろうと私は思います。そして、日本におきましても、それぞれの地域の実情に的確に対応して、地方公共団体が主体的に町づくりを進めていくことができませんように、今回、都市計画法の改正も国会に上程をさせていただきました。

その中で、今議員は、生活に係る環境というものに非常に幅広くとらえるべきである、立地法の第四条との絡みで御指摘をいただきました。しかし、大店立地法そのものは、大型店の出店によりまして特徴的に生じる生活環境への影響に対応する、こうした考え方から、例えば駐車待ちの渋滞の影響、あるいは住民の方々そのものの利便、あるいは業務の利便、こうした点の影響に対応するということ考え方を持っております。

このような考え方を持って立法いたしておりますと、今委員が述べられましたような意味で住みよい町づくりというものを生活環境としてとらえますと、これはすべてがここに含まれるものということにはなりません。そして、むしろ、まさに住民の方々の業務の利便に該当する限りにおいて大店立地法というものは対応が可能な法律だと私は思いますし、また、そうであるべきだと思ひます。

他方、生活環境という言葉の中で、競争の中で特定のお店が経済的な影響をこうむることによって生じる影響といった経済的な側面を含んでいないことも、これはもう議員が御承知のとおりであります。

むしろそうした場合において、住民の方々の居住環境など、そうしたものを考えながら、身近な買い物機会を確保するといった考え方が必要とされる場合、むしろゾーニング的な手法で一定の地域に望ましい商業集積を立地誘導することの方が適当ではないか。今回、都市計画法の改正はそういう趣旨から考えたものでありまして、あわせて活用されることが一番望ましいものだと思ひます。

○中野(清)委員 御答弁ありがとうございます。

今総理がおっしゃったことを踏まえて、さらに御質問いたしますと、例えばイギリスやドイツ等、外国で行っている規制というものがございまして、ゾーニングで出店できる地域を限定した上で、さらに個々の開発許可を行うことになっております。そこでは、今総理もおっしゃいましたけれども、身近な買い物機会が失われなとか、それから中心市街地の商業の空洞化につながるのかどうか、そういうものを審査して、問題があれば許可を出さない。そういうのがいわゆるグリーンベルトスタンダードの制度であります。そこでは、ゾーニングもありまけれども、それだけではないというのをおっしゃるとおりであります。

今回の新しいスキームで大型店適正立地をしよう

うとしておりますけれども、現在の立地法とそれから都市計画法の一部改正、この対応だけで本当に十分だろうか。立地法では欧米の開発許可に近いことを実践しなければ実効性がなく、欧米に比べても著しく町づくりの調整ができない、私はそう考えております。

私は、総理は、もちろん経済的規制についてもおっしゃったとおりでございますから、町づくりについての情熱、それからまた中小企業に対する情熱は持っていていらっしゃる、よくわかっておりますけれども、そうすると、今回の対応で本当に大丈夫だろうかどうか、それについてまず伺いたいと思ひます。

○橋本内閣総理大臣 議員がおっしゃりたいこと、それは恐らく、大型店の適正立地について欧米の開発許可のような考え方をとるべきではないのかというお考えだろうと思ひます。

しかし、今回の大型店に対する政策の転換というものが、改正都市計画法を初め、いわゆるゾーニング的な手法をもって立地の適否を決め得る仕組みを用意した。そして、これをクリアした場合に、大店立地法によって、例えばその立地に伴う交通の利便でありますとか廃棄物など、まさに生活環境の保持のための対応を図るという仕組みにしております。ですから、私はやはり今の問題に対してゾーニングの方がいいと見え、都市計画法などのゾーニング的な手法というものを今もお答えを申し上げました。

問題は、恐らく現在都市計画区域の外だという場所の問題だろうと思ひます。これは、土地利用の動向などから必要な場合には、例えば都市計画区域の拡大を図るということも一つ可能であります。あるいは、都市計画区域の内外を問わず、例えば農地については農地法及び農振法等による規制が行われているわけであります。関係法規による規制というものがございまして、固有の観点から条例によってその地域の土地利用に関する地元の考え方を反映させるということも、これはできないことではございません。

ただ、これは条例制定権と本法の関係でまた微妙な問題を起こしますし、国全体の立場からいいますと、こうした考え方の場合に、一つの社会的規制という発想で取り組む場合には、地元におけるいわゆる上乗せ、横出しといった問題は合不合不適当なものだという考えをとおっておりますので、多少そこに、議員からすると物足りないと言われるものを持つかもしれないが、私は本場に、都市計画区域を拡大させるということも可能なことであると思ひますし、農地法、農振法を活用すること、この規制というものは別途の観点からの規制でありますけれども、こうしたものを生かしていくといったことも組み合わせで考えられていくべきものではないか、そのように考えております。

○中野(清)委員 今総理がおっしゃったことについて、方向としては十分理解しております。ただ、現実問題としてどうだろうかということについての疑問をこの審議で私は申し続けました。それは、決して方向は間違っていないけれども、これからの動くべき道といましようか、それは、グリーンベルトスタンダードといましようと、例えば都市計画についてももっと徹底しなければいけない。そういう意味でいいますと、今の一部改正ははつきり言って不十分だ。それは大阪市立大学の石原先生も昨日おっしゃってありますけれども、ぜひそのことを総理のお立場で確認していただきたいと思ひます。

それから、地方の独自性についてお話がございました。それで、立地法と自治体独自の取り組みについてお伺いしたいと思ひますけれども、せっかく立地法でもって地方分権として権限を地方に、首長におおしめておられますけれども、今総理がおっしゃったように、どうしても通産省は横出しだとか上乗せだということばかり心配して、しかたなく環境法とか何とか、いろいろそういうことがいっぱいあります。それを、なぜこれだけは心配するんだということがございまして、そういう意味では、指針や省令で細かく指示させ過ぎるのじゃないか、そういう心配がござい

ます。それが、いわゆるナショナルスタンダードという言葉をよく使われますけれども、これが、いわゆるグリーンベルトスタンダードというものはどこまでいいのだろうか。地方の権利でありま

すところの条例とか要綱、これは当然、自治事務でございまして地方自治体でできるわけでございまして、そういうものを制限しているのじゃないかということ、ぜひ、この際でございますから、やはり地方分権、そういう立場での総理の御見解というものを明らかにしていただきたいと思います。

○橋本内閣総理大臣 今ちょっと、私、御答弁をさせていただく中で私の方から触れましたけれども、この点には、私は本心に考え方というのは二通りのものがあり得ると思ひます。

その上で、今回の大店立地法というものが、いわゆる現行の大店立地法による経済的な規制という発想からはつきりと転換を図った。そして交通あるいは環境問題といった、大型店の出店に伴う生活環境の悪化を防いで環境をどう保持するかという、まさに今日の考え方に对应して用意をする。まさにこれは、その意味ではナショナルスタンダードという言葉が当てはまる、そういう世界だと思ひます。そして、これは私は地方自治体の皆さんにも同じような考え方をとっていただきたいと思ひます。

これは、地域社会と調和のとれた大型店の出店というものが描かれるためには、まさに地域住民の意向が的確に反映されることは非常に大切で

はないかと思うのです。ですから、やはり透明性、公平性といった概念を一方で必要とする、そうした場合には、地方公共団体が、この法律の指針で定められていない事項について全く違った話を、あるいは拡大されるといったことは余り望ましい姿ではないと思うのですが、説明会あるいは意見聴取、意見書の提出、こういった手続をきちんと行われることに私は本当に期待をかけたと思っています。

その上で、私は、議員が非常にこうした問題に御自身で携わってこられたことを存じておりますので、一方で、この指針に対して細か過ぎるのではないかとこの批判を持たれるとするならば、私は行政として十分それに耳をかすべきだと思いますが、同時に、地方の部分についてもやはり共通ルールというものが必要だということも御理解がいただけるかと考えております。

○中野(清)委員 最後に総理にお伺いしたいと思はすけれども、私は、今総理のおっしゃったことはよくわかるような気がします。しかし、大型店の適正立地という問題は、都市計画というものをきちんとやって、それを立地法がフォローするという形が私は一番正しいと思っております。

そういう意味で、今回の改正についてまだまだ足りないなというのを率直に思っております。特に十三条等について申し上げますと、こういうことがはつきりするという立場もありまして、うけれども、私に言わせると、グローバルスタンダードということで、小手先の仕事じゃなくともっと大道の、総理がおっしゃったような真真正面から外交をするという姿勢が必要じゃないだろうかという点で、これをぜひ、グローバルスタンダードという視点を、コンセプトをしっかりこれからも抱えていただいてお願いしたいということが一つであります。

それから、大店法が二年後に消えます。きょうも大勢商店街の皆さんが見えておりますけれども、その人たちが、ある意味では不安も持っております。政府としても一生懸命やっていられるこ

とについてはわかっておりますが、これからの中心市街地活性化を含めた姿勢といえましょうか、そしてまた商店街に対しても総理のお考えといえましょうか、そういうものがございましたら、いただきたいと思います。私はそれで質問を終わりたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

○橋本内閣総理大臣 恐らく、議員の御意見を延長してまいりました場合に、都市計画法をもっと細かくというところに行き着くのではないだろうか、そういう感じがいたします。

私は、地方公共団体が判断をされてきめ細かな都市計画制度の運用が可能になること、これは非常に重要だと思っております。そして、今回特別用途地区の多様化というものを考えておりますのも、まさにそういう方向に向けての改正を考えておるわけでありまして、地方公共団体がみずからの主体的な判断のもとで柔軟に制度運用を図っていただきたいと思ひます。

その上で、私自身個人的に感じますこと、今、公邸住まいを強制されておりますので勝手な行動ができまじせんけれども、私の居住地域、極めて隣接したところに非常に特色のある二つの商店街を持っております。一方は、まさに昭和三十年代の多分半ば以降急速に発展をし、今独特の地位を持つている地域だと思ひます。一方は、徳川時代から伝統を持つ商店街であります。その両者を比較しますとき、のれんを持ち、そののれんに負けない商品を継続して提供し続け、そのために地域の外にも長いお客さんを持ち、しかもなお今日遠方から足を運ばせるだけの魅力を持つ小売店舗のそろっている地域と、新しい魅力で人々を引きつける、そうした極端な町があります。

私自身にとりましては、その伝統的な商店街は中学、高校の時代からなれ親しんできた地域でありますし、今もそこに友人も多数おります。そして、いつの間にか、私の子供たちも、見ておりますと、新しい町も好きでありますけれども、実は、その伝統的な商店街に足を運び、創業百何十

年というお店を楽しんでもおります。

要は、消費者である町の皆さんがどちらを選ばれるかということであり、私は、特色のある二つのエリアの中間に住まわって、双方の工夫というものを拝見させていただきながら、その努力というものがそれぞれに相乗作用を持っていくことを期待しつつ、同時に、今のこの消費社会の中で継がせるべきお子さんを持たなくて苦しんでおられる方が多くおられることに、どのような答えを用意すればよいのかに悩んでおります。

○中野(清)委員 ありがとうございます。

○青山(丘)委員 次は、青山丘君。

○青山(丘)委員 私は、二度にわたって通産大臣を初め各省庁の方にも質問をして、いよいよ総理の、仕上げる質問を少しばかりさせていただきたいと思ひますが、本会議の後、引き続き御苦労さまでございます。

私は、特に中小小売商業者の振興について、少し質問をさせていただきたいと思ひます。今回の法改正に当たっては、特に中小小売商業者、地域の人々にとっては大変関心の高いところがございます。実際大きな影響を受けてくる。とりわけ中小小売商業は、我が国経済社会を支える重要な存在であります。そういう意味で、総理に御見解をぜひ聞かせていただきたいと思います。

今、大店法が見直しをされようとしてきております。ところで、中小小売業者の方はどうかという点、先日発表されました商業統計によりまして、極めて厳しい状況に今あります。今、総理は我が国の中小小売業に対する認識をどのようにお持ちなのか、まずお聞かせいただきたいと思います。

○橋本内閣総理大臣 これは、私から申し上げるべきなのか、印象的に答えすべきなのかかわかりませんが、平成九年の統計によりますと、我が国の小売業、商店数約四百四十万店、年間販売額は約百四十八兆円、従業員数は七百三十五万人、商店数につきましては、昭和五十七年の調査以降、一

貫した減少傾向を示しているという報告を受けております。

そして、その商店数の変化を規模別に見した場合、こうした商店数の減少というものは、従業員規模が一人から四人の小規模小売店舗の減少によるところが大きい、むしろ、中規模以上の店舗は商店数を増加させているという数字が出ております。これは、年間販売額、従業員数についても同様であります。

事業者に対するアンケート調査によりますと、苦境の背景として、外部の環境変化について見ますと、第一に、価格競争が激化、これが六割程度、第二に、消費者ニーズの変化についていけな、これも六割程度、近隣への大型店の進出を挙げられた方は三割程度という数字が届けられております。そして、内在的な要因としては、経営者の高齢化あるいは後継者難ということが指摘をされております。

その上で、私自身、東京における私の居住地域、また、自分の郷里の中心市街地における商店街等々を振り返りましたときに、この数字にもかかわらず、私の郷里等におきましては、大型店の影響というものは、限定して調査をしました場合はもう少し高く出るであろう。それから、内在的な要因というのは、後継者問題、高齢化問題というものは避けて通れないであろう。しかし、それは必ずしも地域の大型店ではなく、例えば、かつてであればちよっとおっくうでありました岡山市あるいは倉敷市、さらにもっと足を伸ばした岡山距離の買物というものが、車社会の発展とともに、何となく国民の意識の中におっくうなものではなくなりました。そうした点で消費者の行動エリアが拡大したことに対し、他のエリアから顧客を呼び込めたいない、それだけの魅力をつくり得ていないといった要素もあると考えております。

○青山(丘)委員 今、総理の方からも、平成九年の商業統計の内容について説明がありました。ここでは、店舗数は減少しておりますし、従業員数でもいささか減ってきておりますし、なか

なか厳しい報告がなされておりますが、少し興味があるのは、業態別の動向を見てみますと、商店数、年間販売額、従業者数、売り場面積のいずれの分野においても、専門店、準専門店の占める割合が高い。商店数でいくと約九割、販売額では六割強、伸び率で見てもいりますと、スーパー、コンビニエンスストア、専門スーパーが大幅な増加傾向にある。

つまり、商店数、年間販売額、従業者数、売り場面積、いずれの分野においても専門店の占める割合が高い割に伸び率が低いという意味を私はこの数値で強く感じますし、実際、業態別の推移を見てみますと、専門店では、商店数では約一割減っており、従業者数でも八割近く減っており、売り場面積でも約一割くらい減っております。

つまり、これまでのいろいろな施策が中小小売業対策としてとられてきておりますが、にもかかわらず、こういう状況になってきておる。これは、どこかその施策において足りないところがあったのではないかと私は思います。

そういう意味で、政府のこれまでとってきた中小小売業対策、施策について、総理としてどのような評価をしておられますか。これまで通産大臣をやっておられて、実際に中小小売業対策を手がけてきておられた総理でもございますので、その辺の評価を今どのように持っておられますか。

○橋本内閣総理大臣 私が繊維産業に従事しておりましたころ、小売店との間においては、実は流通の仕組みが非常にバッファな役割を果たすという部分と同時に、商品の市場へのアクセスの一つの手法として非常に大きなウェイトを示しておりました。それが、流通革命という言葉が起るようになりましてから、いわばそのバッファとしての御というものの役割の変化というものが、私は、一つの大きな課題としておこる問題の中にあるという意識を一つ持っております。

その上で、今日までの中小小売業振興法などに基づいての支援策というものを教え立てるつも

りはございませんが、中小企業庁の調査等を見ましても、今まで行ってきた支援策というもの、商店街を利用してくださっている消費者の方々から、快適性が増大した、あるいは利便性が向上したといった点について高い評価をいただいておりますし、商店街の関係者の方々も、大半の方々から、全体の集客力あるいは売上高の増加といった点で効果があつたという評価をいただいております。

その上で、消費者のニーズが大変変化をしてきている、あるいはモータリゼーションの進展といった流通業をめぐる最近の環境変化という中で、これまでの対策を通じて見ても、依然として中心商店街等の苦境が進行している、とめ切れないということも事実です。

今回、関係十一省庁連携のもとに中心市街地の活性化に努めるといふ方向を出しましたのも、特に商業につきまして、個々のお店あるいは商店街という着目の仕方、点から線という対策だけではなくて、中心市街地全体を一つの面として、面的にとらえた活性化策というものの支援を行おうとしているわけでありまして。

私は、最終的にはこれはお客様がお決めになることだとは申せ、やはり中心市街地の中における商店街というものが顔の役割を果たす以上、そこにそれぞれの個性を持ってもらいたいと思っておりますし、そうした考え方からまいりますと、今回のように面としてとらえ、活性化を図るという手法を、それだけの効果を発揮してくれることを期待をいたしておりましたし、また、御支援も心からお願いをいたしておりました。

○青山(丘)委員 総理が先ほど答弁なさったようなことをこれまでの私の議論の中でかなり触れてきておりました。余り時間がなくて総理には質問だけということとをさせていたかと思つてここまで来ましたが、私は、これまでの施策は、通産行政として、中小企業対策としても中小小売商業対策としても、各般にわたってハードの面、ソフト

の面を取り組んできている。しかし、なお経済社会情勢が大きく変わってきておつて、それに対応するようにこれからひとつづつ政府として取り組むという決意を聞かせていただければ、それでよかつたわけでございます。

それから、今回、中心市街地活性化対策がいろいろとられていきます。中心市街地でないところの中小小売商業者に対する施策もこれから幅広く進めていただかなければなりません。最近問題になっております貸し渋り問題等の金融面での中小小売商業対策、あるいは中小小売業の情報面での対策等について、特に総理としてこういうふうに進めていきたい、中小小売業の発展のために私は強い決意でこういうふうに進めていきたいというところをひとつぜひ聞かせていただきたいと思つてます。

○橋本内閣総理大臣 済みませんでした。前に済んだ議論とは知らなかったものですから、余計なお答えをしたようです。

その上で、今、中心市街地以外の小売、この点については、いろいろな施策、細かく一つづつは申し上げません。しかし、各般の支援策の中には、駐車場等の整備から情報化等による中小小売業の業務の効率化、あるいは個々のお店に対して売れ筋情報を提供するといった情報面、さらに、貸し渋りに対応すべく、中小小売業を含めた中小企業金融支援のための新しい融資制度の創設など、さまざまな工夫をし、非常に厳しい環境にある中小小売商業、中心市街地を外れた、商店街を外れた個々の店舗に対しても対応をしていくことについて、ぜひ活気を持った対応をしてまいりたい。

同時に、これまた余計なことを言つたとしかられるかもしれませんが、私の郷里なんか振り返つてみても、やはり必要なのは空き店舗対策であり、後継者対策です。こうした面について、後継者、これは御自分のお子さんとばかり限るわけではありません、事業を継続するような意

欲が持てるような環境をつくることに全力を挙げたいと思つております。

○青山(丘)委員 後継者対策は極めて重要な課題でして、かなり高齢化してきて、しかし商店を新しく新装、改築していききたい、けれども後継者が今のところ見当たらず、そういう意識をなかなか商店経営者は持つことができない、それではなかなかお客さんの気持ちにこたえていくこともできないというような面が深刻にありまして、空き店舗対策と同時に後継者の育成の問題は極めて重要な政治課題、どうぞそういうふうな受けとめていただけて、しっかりとこれから取り組んでいただきたいと思います。

○斎藤委員長 次に、吉井英勝君。

○吉井委員 日本共産党の吉井英勝です。私は、規制の問題について少し伺いたいと思うのですが、総理は、規制緩和に当たつて、経済的規制は原則禁止、社会的規制は必要最小限にとどめるといふこととして、そして大店法を廃止して立地法などを出してきているわけです。

ところで、幾つか各国を見た場合、例えばイギリスは、一九九〇年に都市・田園計画法を制定して、都市計画による町づくりと田園地帯の保全を目的とした社会的規制を行うとともに、さらに、環境運輸省通達で、小売店舗の出店申請に当たつて、計画者は経済的影響に関する証拠、情報を添えることを求めています。つまり、社会的規制と経済的規制を統一した許可制です。

フランスは、ロワイエ法、九六年の改正で、中小小売業への経済的側面と雇用や都市環境など社会的側面を公共調査するように義務づけています。ここでも社会的規制と経済的規制を統一した許可制をとつて、さらに規制強化を図つてきております。

そこで、総理、イギリス、フランスなどに見られるこのような経済的規制と社会的規制を組み合わせた大型店の出店規制というものを考えるのは、私は当たり前のことじゃないかと思うのです

い考え方をとっております。

そしてその上で、個別事例について私はお答えをする立場にはございませんけれども、誘致をいたします場合、あるいは出店を求めます場合、あるいは拒否する場合、さまざまなケースがあり、そして、その中でいろいろな問題が、私自身が承知しております。求めずして出店をされ、求めずして消えた、結果として空洞化が生じたというケースもあります。あるいは大型店同士の競争の中で周りの商店街が疲弊したケースもあります。いろいろなケースがあります。だからこそ今回、それこそ一つの段階に公告縦覧までつきました。計画、住民の関心、意見の申し入れ、いろいろな手順を踏み、議員が御指摘のようないろんな問題を生じさせないように、できる限りの努力も払える工夫をいたしております。

○吉井委員 時間が参りましたので、終わります。

○斎藤委員長 これにて内閣総理大臣に対する質疑は終了いたしました。

質疑を続行いたします。岸田文雄君。

○岸田委員 先月二十四日から続けてまいりましたこの中心市街地活性化法案、そして大店立地法案、この法案に対します質疑でございますが、いよいよ予定上最後の質疑者でございます。

今日まで二十一時間に及ぶとする質疑時間を費やしてまいりました。この質疑時間、昭和四十八年の大店法制定時の質疑が十五時間二十五分であったということ、さらには平成三年の大店法改正時の質疑が十五時間四十分であったということ、こういったことを考えますと、今回の二十一時間という質疑、この新しい体制に対する関心の高さのあらわれでもあると考えますし、また、この議論に対する熱の入れ方のあらわれではないかなというようにも感じております。

この二十一時間に及ぶとする質疑を通じまして、思うところをひとつ通産大臣にお伺いさせていただきます。と思うのですが、まず一つ、この議論の中で再三町づくりという言葉が使われてまい

りました。町づくりという言葉が盛んに使われる一方で、昨日参考人の質疑を聞いておりますと、逆にこの町づくりという言葉の定義があいまいである、はっきりしないというような話も出てきております。また、先ほど総理大臣の質疑の中にも、町づくりに対する橋本総理の思いについて、松本委員の方からも質問がございました。

こうした町づくりという言葉についてであります。二十一日の時間にとりまして議論を結ぶ今、堀内通産大臣、この町づくりという言葉についてどのような考えをお持ちなのか、どんな概念でとらえておられるのか、さらにはその町づくりにおいて何が最も大切だと考えておられるのか、お伺いさせていただきますか。

○堀内国務大臣 町づくりの定義と申しますか、内容と申しますか、地域社会の健全な発展のためには、地域社会を取り巻く社会的な、また経済的環境の変化に対応しながら、住民にとって住みやすい都市、住みやすい地域、そして歴史とか文化とかあるいは伝統を大切にしたい活力のある町、こういうようなものををつくり上げていくというのが町づくりの一つの方向だと考えております。

今回の法案は、そのために必要な政策手段を用意するものであります。地域における町づくりへの取り組みを促進してまいりたい。やはり今までの、過去から現代までつながってきた一つの大きな伝統とか歴史とかあるいは人情だとか、そういうものが中心市街地というものの中には存在するわけでありまして、そういうものをひとつ大事にしなから、そして新しい時代に向かっての歩みを進め出していこうというものでないか、今までそれを破壊するような形で町づくりが少し進められてきたような面がございます。それをもう一回ひとつしつかりもとに戻して、我々の、日本人の心を大事にする町をつくっていききたいというふうに思っております。

○岸田委員 ありがとうございます。
今、堀内大臣がおっしゃったようにとらえてお

られるこの町づくりであります。大店法時代は、中小小売業の事業機会を確保するために、町づくり等を通じてこの機会を確保するというような考え方がとられていたわけでありまして、しかし今回、議論されております法案、さらには改正都市計画法も含めまして、この三つの法律によりまして新しい体制に移ったとした場合は、その町づくりというものを、逆に、地域の中小小売業の活性化をも一つの手段としつつ、さまざまな方策を組み合わせて実現するということになるわけですね。言ってみれば、その目的と手段が逆転するという考え方もできるわけでありまして、

そういう場合に、結果として、従来、調整の主役であった商工会とか商工会議所とか、こういった関係者がこの主役の座を握ることになるのではないかなという不安を持ったり、あるいは、そのことによって自分たちの声が十分反映されないかなという不安を持つという状況になるのではないかなという不安を持っています。この法案の議論の中で、いろいろな不安の声というのはそういったことから来ている部分が大きいのではないかなという気がするのですが、議論を積み重ねた結果、今、堀内大臣におかれましては、こうした関係者の不安についてどのように考えておられるか、お聞かせをいただけますか。

○堀内国務大臣 商工会議所あるいは商工会の皆様の声というものを大事にしなければいけないのではないかなという御意見と承ったのであります。大店立地法におきましては、周辺地域の生活環境を確保するという見地から、都道府県等に意見を提出することが期待できる団体の代表格として、中心市街地活性化法におきましては、中心市街地の商業等の活性化に関する市町村の基本計画の策定に際しましては商工会議所あるいは商工会、こういう方々の意見を聴取され、そしてその他さまざまな方々にも御意見を承るのであります。商工初めその地域の代表格として、今後とも重要な役割を持つものとして、我々は大

事に取り扱ってまいりたいというふうに思っております。

○岸田委員 大臣の基本的な認識につきまして確認させていただいた上で、審議の中でたびたび取り上げられてまいりました各項目につきまして、もう一度確認の意味合いからちょっと質問をさせていただきます。

まず、大店立地法の方でありますけれども、この第四条の指針、それから第五条の届け出事項、このことにつきましてたびたび質問がされてきて、地元の声あるいは関係者の声を反映させてもらいたいという声が続いたわけでありまして、質疑を聞いておりました、大臣あるいは通産省の方も、地元の声や関係者の声を反映することにつきましては前向きなお答えをされておったと思いますが、確認の意味合いから、それではもう少し具体的に、どのように反映するおつもりなのか、例示で結構です、例えばこういってことで地元や関係者の声をこのあたりに反映することができるとはならないかという例で結構ですので、確認をさせていただきますか。

○岩田政府委員 指針の内容及び省令に規定します届け出事項についてでございますが、この調査、その策定のためのプロセスの中で幅広く意見を拝聴しつつ、その策定作業を進めていきたいと考えております。

具体的には、関係行政機関はもちろんのことといたしまして、地方自治体、特にこの指針の内容はかならず専門的な内容にわたることになります。が、そうした実態をも踏まえた上での策定ということがになりますので、名称というものは必ずしもまだ決めておらずでございますが、検討会あるいはワーキンググループというような形で会議体、諮問機関のようなものを設けて、そこで専門的な知見も含めまして検討をし、そしてできる限り具体的かつ明確な指針を策定していきたい、このように考えておるところでございます。

○岸田委員 続きまして、同じくこの第四条なん

ですが、指針で定める事項につきまして、どこまで具体的に踏み込むのかということについて確認をさせていただきたいと存じます。

この指針というものにおきまして、どこまで具体的に明らかにするのか。例えば、例として、生活環境の悪化の防止のために配慮する事項として、車の交通量を問題にするとして、車の交通量が問題であるとしても、どうこれを評価するか、どう調査するかという場合に、平均値をとるか、あるいは休日の最大値をとるか、その数字のとり方によって評価が違ってくるのか、同じ車の通行量というものをとらえても、どこまで詳しく細かく評価し、規定するかということ、議論ができるわけでありまして、この指針においては、例えば今の例でいったならば、どのレベルまで具体的に決めるつもりなのか、この例においてどこまで踏み込むのか、教えていただけませんか。

○岩田政府委員 御案内のとおり、指針は大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項を定めるということでございます。都道府県におきましても、この法運用に当たつてのよりどころになるものでございますので、私も、できる限り明確かつ具体的に規定するという努力をする必要があると考えております。

そういう観点から、まずその実態の把握ということが必要になるわけでありまして、もろもろの指標の設定が必要かと思ひます。まず、実態についてどういう点を見るかという点が必要になるかと思ひます。そういう意味で、その点については関係者の共通の基盤に立った検討を促すという意味において、可能な限り定量的なものを定めるということが必要ではないか、つまり、実態を調べるということについて、できるだけ客観的なものを示す必要があるのではないかと考えております。

今御指摘の交通量の把握一つとりましても、例えば、平均値によるのかピーク値なのかというふうな御指摘でございましたけれども、この点につ

いて、私もまだ、検討がさらに先の話になりますので、現時点でどちらがいいということではないわけでございますが、実は、これまでこの指針の内容としてどういふものを、大まかな感じとしまして、これらで検討する必要があるかという点で、これまでの検討と申しまして、それによりまして、平均値によるのかピーク値によるのかという点、極めて重要な検討課題になるなどというふうな考えをしております。

まさにその御指摘の点などは、もし本法が成立をさせていただきましては、そういう点について、つまり、平均的なもので議論をして済ませばいい話なのか、最も厳しい状況というラインをとって議論をすることがいいのかという点については、この法の趣旨を生かすと思ひます。その点において極めて重要な点だと思ひます。今後、今の御指摘の点もよく念頭に置きまして、具体的な指針策定の作業に当たりたいと考えておるところでございます。

○岸田委員 続きまして、第九条の勧告につきましても、確認をさせていただきたいと思ひます。この九条の勧告におきまして、この立地場所そのものが不適当であるという勧告の出し方ができるのでしょうか、確認させていただきます。

○岩田政府委員 お答え申し上げます。これまで御説明を申し上げてまいりましたように、今回の政策転換につきましては、一方で改正都市計画法を初めといたしましてゾーニング手法の活用というものを申し上げ、一方でそれらをクリアした上で、大店立地法による環境問題への対応、こういうことでございまして、基本的に立地の適否と申しまして、土地利用上の立地の適否の判断というものはゾーニング手法によるものが適当であるというふうな理解をいたし、そういう組み合わせのものをとして御提案をいたしてきておるわけでございます。

て対応すべきものであると考えております。したがって、この大店立地法でもそもそこの立地すべきではないという勧告という意味合いにおいて、勧告の内容としてそういうものを盛り込んで勧告が出ることが想定されるかという御質問であるとするれば、そういうものは想定をしていないということでございます。

○岸田委員 続きまして、大店法におきまして調整四項目であります。これは新しい体制に移った場合、一律調整は難しくなると思ひます。従来の大型店、既存店につきましては、この新しい体制に移った途端、休日、営業時間等、縛りはなくなるといふふうな考えられるわけですが、こういうことに関しまして、激変緩和措置みたいなものは考える必要がないのでしょうか。それにつきま

○古田(慶)政府委員 既存の大店舗についての取り扱いはお尋ねでございますけれども、この新法の経過措置の中で、既存の大店舗に基づいて適法に事業を開始して現に事業を営んでおられる大型店舗の取り扱いは規定しておるわけでございますが、その基本的な考え方は、現在の四項目について変更がなければ、そのまま適法に事業を続けられる。

しかしながら、増床でありますとか閉店時刻でありますとか、そういったものについて変更が行われれば、新しい大規模小売店舗立地法に基づいて、店舗面積が基準面積を超えておりますものは新法の世界に入ってくる。したがって、その変更によって周辺の生活環境にどのような影響が及ぼされるかということにつきまして、改めて新法の手続を経なければならぬということになるわけでございます。したがって、既存のものが現状のまま事業が営まれる限りにおいては、そのまま何らかの制約がないという意味では、そういう意味での制約といえますか、規制の中にあるというふうにお考えいただければと思ひます。

○岸田委員 ありがとうございます。細かい点につきまして確認をさせていただきます。

それで、最後にちょっと、私自身今回の審議、質疑を通じて思うところを申し上げさせていただきます。それについて大臣の御感想を聞かせていただきたいと思います。質問を締めくくらせていただきます。

まず、一つ思うことなんですが、この三つの法律によりまして新しい体制の中で、私は、社会的規制が経済的規制を伴って初めて実効性を持つ場合はあり得るといふふうな考えをしております。例えば、老人の利便ですとか、中心市街地の活性化ですとか、あるいは自然の保護ですとか、こうした目的のために商店街はどうしても必要だといふ考え方が出てきて、この商店街が必要であるからして大型店の抑制は必要であるといふことになり、結果として抑制するといふふうなことになる場合、十三条におきまして「地域的な需給状況を勘案することなく」という文言には当たらないのではないかと私は考えております。

例えば、都市計画、交通、ごみ等の理由で出店計画を拒否するとかあるいは修正を求める自治体があつたとしても、この結果だけを見て新たな経済規制がまかり通つていくといふような評価をすることは、避けなければいけないのではないかといふふうな考えをしております。要は、重要なものは計画を拒否したり変更を求めたという結果ではなくして、プロセスが大切だといふふうな考えをしております。

そして、もう一つ思うことなんですが、中心市街地の商店街の盛衰に關しましては、大型店の競争とか競合とか共生とか、こういったものの、盛衰に大変大きな影響を与えるといふふうな思ひかけであります。この商店街の盛衰といふのは、何もそれだけで決まるといふものではないといふように感じるわけですが、議論の中でも再三出てきましたけれども、商店主の高齢化ですとか、後継者不足ですとか、あるいは、中心地にお

きます居住者がそもそも減少しているというよう
な現象やら、こういった要素が絡んできていると
いうふうに思ふわけであります。

何か、資料を見てもみると、皮肉なことに、大
型店の出店調整が最も強化された一九八二年、昭
和五十七年をピークとしまして、全国の中小小売
店の数は激減しているというふうな資料も見るわ
けであります。こういったことを見ましても、な
おさら、大型店との競争、共生あるいは競争、こ
ういったものだけが商店街の、そして中小小売の
盛衰を担っているのではないというふうに思ふわ
けです。

例えば、後継者と期待された商店の子供さんた
ちが企業社会へ向かって進んだということによつ
て、商人社会というふうなもの自体が崩壊しつづ
ある日本の現実があったり、こういった内部的な
要素も随分と影響しているのではないかなという
ように感じしております。ですから、今回の新しい
体制を模索するに当たって、単に規制ということ
にとどまらずして、中心市街地活性化法案という
法案をセットで出すということ、これは大変大き
な意義を感じるところであります。

しかし、従来の地域振興策は、ややもします
と、一律であったり中央集権的であったりという
批判を浴びることがあったわけでありましたが、今
回の新しい体制は、地方の自主性を尊重する、あ
るいはやる気を大切にする、こういった内容を含
んでいっているように感じます。しかし、このこ
とは、言葉をかえて言うと、地方自治体の力の差
が非常に問題になってくる。企画力とか調整力と
か、こういったものが問われることになってしま
う。

要は、一律に救うという発想は捨てなければい
けない。さらには、保護政策から育成政策に変え
ようとする思想的な転換があるのじゃないかとい
うようなことも感じるわけです。ある学者の方の
言葉ですけれども、この新しい体制、法律は、自
治体の繁栄とたそがれを選べることでできる法律
であるというふうなことでおっしゃる方もおら

れるわけでありまして、自己責任という色合いが
色濃く出る体制に移るのではないかなという気が
しております。

こういった方向に動きつつある、新しい体制は
進もうとしているという考え方につきましても、大
臣はどのようにお考えか、まずお聞かせいただい
ますでしょうか。

○堀内国務大臣 委員の今のお話、いろいろ幅が
広がったのでありますが、終局的には、地元の意
思、上から与えるものではなくて、地元から盛り
上がってくる一つの大きな政策、計画、こういう
ものを取り上げて、それを育成していくというの
が一つ大きな柱であったのではないかとこのよう
に思っています。

全くそのとおりでありまして、今回の制度の見
直しにおきましては、御指摘のとおり、地方分権
の推進というふうな時代の流れをしつかり踏ま
えまして、それぞれの地元が自分の責任で、その地
域の実情に応じた特色のある対応を促進できるよ
うに配慮をしているという点が言えると思いま
す。その際、地元住民の意見が十分に反映され
すくなるような体制をひとつつくっていかねけれ
ばいけないと思ひますし、また、その際に、内容
が透明性のあるものになっていかなければならな
いというふうに思っております。

具体的には、現在の大店法におきましては通商
産業大臣が運用主体となっているわけでありま
すけれども、今度の大店立地法案におきましては、
市町村の意思を、意見を聴取しながら都道府県及
び政令指定都市が運用を行うということに変わ
ってきているわけでありまして、そして、中心市街
地活性化法案の方におきましては、規模の大小を一
切問はず、まず地元の市町村が活性化のための基
本計画を作成するということになっておりまし
て、これに對して、国だとか都道府県の承認を一
切必要としないというところに大きな特徴がある
と思っております。これらによりまして、地方自
治体の意思を最大限尊重する仕組みがで上がる
というふうに考えておりまして、地元の意思をも

とにした地域の発展というものが確保されるだろ
うというふうに考えております。

○岸田委員 時間がなくなつてまいりましたが、
大臣が今、その方向性につきましてはそのとおり
だというふうな御答弁をいただきましたが、そう
であるならば、従来のように、コンサルタントの
作成した文書ですとかあるいは関係者の夢物語で
すとか、あるいはほかの都市の表面的な手法の移
植、こういった薄っぺらな内容によつて議論する
ことは、今度許されなくなつてくるのかなという
気がしております。自治体はその責任においてそ
の問題を考えるべきであるというように感じま
す。その結果として自治体によつて対応が異
なるのは、むしろ当然のことではないかというよ
うなことも感じるわけでありまして、そして、そ
の対応が異なる、ばらつきを生じるということも
もつてわかりにくいとかそういう批判をするこ
とは、これは許されないのでないかなという気
がしております。

先ほど、結果を見て経済規制だと批判すること
は当たらないというのを申し上げましたけれど
も、ばらつきをもつて批判することも当たらない
とい。要は、出店抑制とかばらつきとかいう結果に
とらわれることなく、十分な議論の積み重ねとプ
ロセスを何よりも大切にしなければならぬとい
うことを強く感じるところであります。

関係者は期待と不安を持ってこの法案を見詰
めておられます。どのような評価を得ることにな
るか、要はこれからの法律の運用にかかっている
というように感じます。期待にこたえられる成果
を上げられますよう、大臣、関係者の御努力を心
から御期待申し上げまして、質問を終わらせてい
ただきます。

ありがとうございました。

○斎藤委員長 これにて、各案中、中心市街地に
おける市街地の整備改善及び商業等の活性化の一
体的推進に関する法律案並びに大規模小売店舗立
地法案の両案に対する質疑は終局いたしました。

○斎藤委員長 これより両案に対する討論に入り
ます。

討論の申し出がありますので、順次これを許し
ます。小此木八郎君。

○小此木委員 小此木八郎でございます。

私は、自由民主党を代表して、ただいま議題と
なっております中心市街地における市街地の整備
改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法
律案及び大規模小売店舗立地法案につきまして、
それぞれ賛成の立場から討論を行うものでありま
す。

近時、我が国の小売商業を取り巻く環境は、ラ
イフスタイルの変化に伴う消費者ニーズの個性
化、多様化、高度化の進展等により、大きな変化
を遂げております。また、モータリゼーションの
進展は、商圏の拡大に伴う新たな競争関係を生み
出すに至り、大型店や新たな業態のロードサイド
店が郊外に進出する一方で、既存の中心市街地
は空き店舗が発生する等の現象も見られます。

今回提出されている両法律案は、こうした環境
変化に對し、市街地の整備改善と一体となった
振興策により中心市街地における中小小売商業の
基盤強化を図り、また、大型店の立地に伴う周辺
生活環境面の問題を的確に処理する仕組みを構築
することにより、改正都市計画法と相まって、と
もに地域の声を生かした豊かな町づくりに資する
ことをその目的としております。

次に、各法律案についてその賛成理由を申し上
げます。

中心市街地は、長い歴史の中で地域の文化や伝
統をはぐくみ、各種の機能を培ってきた町の顔で
あり、その衰退は、まさに町のアイデンティ
ティーの喪失の危機であります。こうした問題に
今こそ真剣に取り組み、早期に町の活力を取り戻
すことが今日の喫緊の政策課題であります。

中心市街地活性化法案では、来るべき二十一
世紀のライフスタイルに適応した機能的で活力に富
む町づくりを目指し、土地地区画整理事業、市街地
再開発事業といった市街地整備と、タウンマネジ

メント等による商業の活性化を施策の中心に置きながら、各省にまたがる関連分野の事業や税制、規制の見直し等の施策が一体的、総合的に推進されることになっており、その効果が大きいに期待されます。

一方、大型店に関しては、地域住民の間で近年高まりつつある生活環境面での問題意識にたいして、大型店が地域社会と融和し、協調していくための仕組みづくりが現在最も重要な課題であると考へます。

大規模小売店立地法は、そうした生活環境面での問題意識にたいして、大規模小売店の設置者によりその施設の配置及び運営方法について適正な配慮がなされるよう、都道府県等が生活環境の保持の見地から意見を述べるための手続等を定めるものであります。

また、本法の施行に伴い、これまでの大店法はその役割を終えることとなりますが、大型店の立地については、改正都市計画法に基づき、新たに市町村が特別用途地区を設定する等のゾーニング手法の導入により、適切な対処がなされることとなっております。

私は、中心市街地活性化法案及び大規模小売店立地法案が、それぞれ中心市街地の中小小売商業の基盤強化と大型店の立地に伴う諸問題の的確な処理とを通じ、地域社会の再生と小売商業の新たな発展とに大きく貢献することを確信する次第であります。

以上の二法案はいずれも時宜にかなったものであり、速やかな成立が強く望まれるところであります。改めてこれらの二法案に賛成の意を表明し、討論を終わります。ありがとうございます。（拍手）

○斉藤委員長 次に、吉井英勝君。

○吉井委員 私は、日本共産党を代表し、ただいま議題となりました大規模小売店立地法案並びにいわゆる中心市街地活性化法案に対する反対討論を行います。

大店立地法案に反対する理由の第一は、ヨ

ロッパ諸国における大型店出店規制強化の流れに逆らい、アメリカ政府と我が国財界の要求に沿って、大店法を廃止することであります。

現行の大店法は、店舗面積を大幅に削減させて出店を断念させたり、閉店時刻や休業日数を制限するなど、一定の役割を果たしています。他方、フランス、ドイツ、イギリスなどヨーロッパ諸国では、近年、中小小売商への影響、都市環境や雇用への影響など、経済的、社会的規制の両面から大型店の出店許可制度を堅持し、強化しています。これら諸国に対し、アメリカは許可制の撤廃などを一切求めていません。

なお、通産省が、政府の公式見解と橋本総理の答弁に反して、大店法がWTO協定に違反するかどうかの説明を業界団体に行い、大店法廃止やむなしの結論を誘導したことも、断じて許すことはできません。

第二に、目的から、中小小売業の事業活動の確保を削除し、中小小売商への影響を配慮せず、中小小売商の営業と商店街にこれまで以上に重大な打撃を及ぼすことです。

目的の変更に加えて、WTO協定上問題のない「地域的な需給状況を勘案することなく」などの文言を明記し、中小小売商、商店街への経済的影響を配慮することを一切排除していることも、極めて重大であります。

第三に、大型店の出店を事実上自由化し、地域の中小小売店、高齢者、障害者などの消費者の生活と町づくりをこれまで以上の重大な影響を及ぼすことです。

大型店の立地がその周辺の地域の生活環境を保持しつつ適正に行われることを確保するとされ、大型店は、駐車場をきちんと整備し、騒音対策やごみ処理対策を適切に行いさえすれば、何の障害もなく自由に出店し、自由に営業できることになりす。住民や自治体、商工会議所等はただ意見を表明できるにすぎず、届け出者が都道府県の勧告に従わない場合でも、公表されるだけで罰則もありません。

反対理由の第四は、町づくりへの配慮や大型店の身勝手な閉店への規制を盛り込まず、地方自治体の独自規制を抑えることです。

市町村の都市計画や計画的な町づくりを尊重し、それらとの整合性を図ることは当然です。しかし、法案では、周辺地域の生活環境の保持という点で、駐車場の整備や騒音、ごみ問題などだけに問題を矮小化しています。また、近年大問題となっている大型店の身勝手な閉店、撤退についても何の規制もありません。さらにまた、地方自治体が地域の実情に応じて大型店の出店規制などの独自規制を行うのを、「地域的な需給状況を勘案することなく」とわざわざ挿入し、抑えていることです。

次に、中心市街地活性化法案についてです。我が党は、中小小売商、商店街の振興と中心市街地の活性化に全力で取り組んでいます。

しかし、法案に反対する第一の理由は、中心市街地の衰退、空洞化の最大の原因である大型店の郊外への出店と都心部からの身勝手な撤退への規制を行わず、都市再開発事業など一体に商業等活性化事業を進めても、中心市街地が活性化する保証が全くないことです。

中心市街地活性化事業として、商業活性化等の事業と一体的に進められる都市再開発事業は、短くても十年間程度はかかる長期事業です。他方、大型店の無秩序な出店と閉店、撤退、中小小売店の倒産、廃業、商店街の衰退など、中小小売業をめぐり地域の状況は短期間に急激に変化しています。そのため、せっかく巨額の資金を投じて事業を進め、完成しても、大型店や大規模集客施設の誘致が実現する保証も市街地が活性化する保証もなく、事業が絵にかいたもちになる危険性が極めて大きいからであります。

反対理由の第二は、都市再開発事業などの大規模公共事業を前提にしているため、ゼネコンと関連大企業の利益に奉仕するだけで、自治体、地元住民と商店街の負担、犠牲と巨大な浪費だけが残ることになりかねないことでもあります。

法案により大規模公共事業を進めることは、資金力の乏しい中小小売業者や地元住民、地方自治体などに新たな負担をもたらして、人影まばらな鉄とコンクリートの町、施設だけが残るということにもなりかねません。これは、現に全国各地で起きている現実なのであります。

最後に、我が党は、昨日の委員会でも提案理由説明したように、大店法改正案を提出しています。その慎重審議と採決を要求してきました。大店法改正案は大店立地法案の対案であり、当然採決に付されるべきものであります。このことを強く指摘して、討論を終わります。（拍手）

○斉藤委員長 これにて討論は終局いたしました。

○斉藤委員長 これより採決に入ります。まず、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○斉藤委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○斉藤委員長 ただいま議決いたしました本案に対し、岸田文雄君外四名から、自由民主党、民主党、平和・改革、自由党及び社会民主党・市民連合の五派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。松本龍君。○松本（龍）委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。
中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律案に対する附帯決議（案）
政府は、本法施行に当たり、中心市街地が「街の顔」として二十一世紀に向けた新しい活

力を生み出す基盤となるよう、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 本施策の実施に当たっては、新しい街づくりの理念が実現できるよう、従来の施策の点検と評価の結果を十分に踏まえ、その適確かつ効率的な推進を図ること。

また、その内容については、市町村における柔軟な施策選択を可能とするため今後とも不断の見直しを行うこと。

二 市町村における本施策の一体的・総合的な取組みを推進すべく、関係省庁間の有機的な連携体制の構築を図るとともに、市町村の負担を過重なものとしないうため関係省庁の窓口の一元化を図ること。

また、都道府県や市町村の関係部局間の連携や窓口の一元化が円滑に推進されるよう適切な助言等を行うこと。

三 国の基本方針は、中心市街地の空洞化の懸念を抱え、本法の趣旨を踏まえて活性化のための先進的・総合的な取組みを行おうとする市町村を幅広く本法の対象とし、それらが十分な支援を受けられるよう定めること。

四 市町村の基本計画は、自らのインシアティブの下、地域の特性と創造性が最大限に発揮されることが重要であり、政府の事業支援や指導・助言等を通じた関与は必要最小限にとどめること。

五 認定構想推進事業者、いわゆるタウンマネージメント機関による中小小売商業高度化事業や中心市街地整備推進機構による市街地の整備改善のための事業が市町村の基本計画の下で一体となって行われるよう指導するとともに、街づくりの一層円滑な推進に向けて不断にその運用体制の点検を行うこと。

また、街づくりの推進は、企画力や指導力に優れた人材の育成・確保が不可欠であり、地域の人材育成のための十分な支援措置を講ずること。

以上であります。

附帯決議案の内容につきましては、審査の経過及び案文によって御理解いただけるものと存じますので、詳細な説明は省略させていただきます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○斉藤委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○斉藤委員長 起立総員。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

○斉藤委員長 次に、大規模小売店舗立地法案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○斉藤委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○斉藤委員長 ただいま議決いたしました本案に対し、岸田文雄君外四名から、自由民主党、民主党、平和・改革、自由党及び社会民主党、市民連合の五派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。太田昭宏君。

○太田(昭)委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

大規模小売店舗立地法案に対する附帯決議(案)

政府は、本法が、大規模小売店舗の立地と地域社会との調和を促進するための新しい枠組みとして、諸外国における対応を踏まえつつ、時代の潮流の変化に適確に対応すべく、その施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 指針の策定に当たっては、審議会等の開催等を通じて、広く関係者の意見を聴取し、地方自治体の運用が今般の制度改正の趣旨に則して円滑かつ適正に行われるようナショナル・スタンダードとして明確かつ具体的なものとすること。その内容については、本法が広く生活環境の保持、住民利便の確保を目的とすることにかんがみ、欧米諸国同様、一定の街づくりの重要性にも留意するとともに、地方自治体が個別事案への対応を行うに当たっては、地域の実情を柔軟に反映できるよう、配慮すること。

また、届出事項を定める省令においては、指針に照らして必要十分な事項を盛り込むこと。

二 地方自治体においては、本法の趣旨に基づき、地域住民、諸団体を始めとした関係者の意見が適正に伝わるよう検討会議の設置など住民参加の途を十分確保するとともに、影響把握に係る情報については住民にわかりやすく十分に開示する等により、定められた期間内に、透明かつ公平な手続の下に十分な審議を尽くすよう指導すること。

三 本法運用に当たっては、地方公共団体関係部局が相互に協力して十分な連絡・調整を行うとともに、出店に伴う生活環境上の影響が広範囲にわたる場合には、都道府県等が広く関係者の意見を踏まえて適切に対応するよう指導すること。また、出店後の周辺環境について所要のフォローを行い、出店者の側に起因する事情により法律の趣旨に照らして問題が発生した場合には、その誠意ある対応を指導すること。

四 都道府県による「勧告」、「公表」制度については、その目的が十二分に担保される確かな運用を行うよう指導するとともに、その運用状況について常時把握すること。

五 本法第十三条の「地域的な需給状況を勘案することなく」との文言は、本法がWTOの

諸規定に適合するものであることを明確にしたものであることを踏まえ、改正都市計画法等を活用して諸外国でも行われている中心市街地活性化等のための郊外開発の規制等は行われ得ることを明らかにし、この旨を周知徹底すること。

六 本法が施行されるまでの間「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律」の適正な運用に引き続き努めるとともに、本法の趣旨・内容について関係者に十分に周知徹底することにより、本法の適確かつ円滑な施行に万全を期すること。

七 本法、改正都市計画法、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の制定の趣旨を十分に踏まえた「街づくり」、「住民の購買機会の確保」が促進されるよう、関係省庁は相互に連携して、地方自治体が地域経済、社会の健全な発展と地域住民の利便の増進のための必要な独自の振興策を講ずることを積極的に支援すること。また、中小小売商業者が、地域経済、社会の中核としての重要な役割を果たしているよう、今後とも活性化のための諸施策の充実を努めること。

八 本法がその趣旨に則って適切に運用されるよう、その運用状況について十分注視し、必要に応じて適切な措置を講ずること。

以上であります。

附帯決議案の内容につきましては、審査の経過及び案文によって御理解いただけるものと存じますので、詳細な説明は省略させていただきます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○斉藤委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○斉藤委員長 起立多数。よって、本案に対し附

帯決議を付することに決しました。

この際、ただいま議決いたしました両案に対するそれぞれの附帯決議に関し、堀内通商産業大臣から発言を求められておりますので、これを許します。堀内通商産業大臣。

○堀内国務大臣 ただいま御決議のありました両法案の附帯決議につきましては、その趣旨を尊重し、両法案の実施に努めてまいりたいと考えております。

○斉藤委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました両案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○斉藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○斉藤委員長 次回は、来る十二日火曜日、午前九時五十分理事會、午前十時委員會を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時五十八分散会